

世界遺産
「紀伊山地の霊場と参詣道」

和歌山県保存管理計画

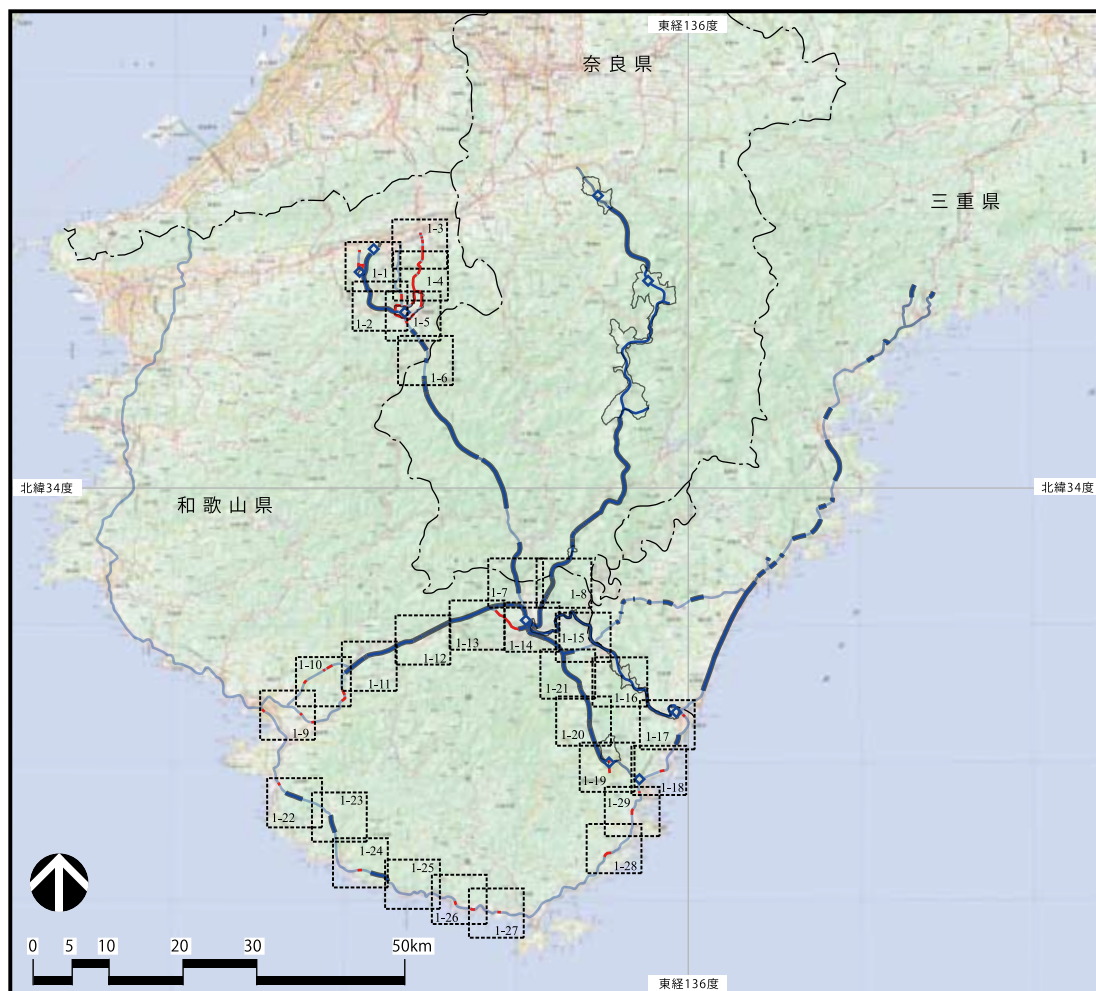
(分冊 3)

平成27年度
和歌山県

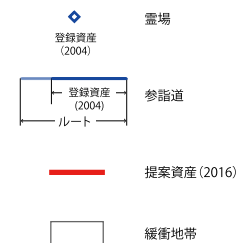
目 次

第Ⅰ章 沿革と目的	1
1 沿革	1
2 目的	7
第Ⅱ章 構成資産の概要	12
1 歴史的環境	12
2 自然的環境	18
3 人文的環境	19
4 世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況	21
第Ⅲ章 保存・管理	22
1 基本方針	22
2 構成資産及びその周辺環境の諸要素	22
3 保存・管理の方法	39
4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準	46
5 管理及び復旧	50
6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準(緩衝地帯)	51
第Ⅳ章 整備・活用	57
1 目的	57
2 基本方針	57
第Ⅴ章 運営体制	58
1 関係機関の連携	58
2 保存管理体制の整備	61
第Ⅵ章 今後の課題	62
1 情報発信及び意識啓発	62
2 史跡の追加指定等	62
3 維持管理と保存整備	62
4 危機管理	62
添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法等に基づく現状変更等の制限	64
添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール	69
添付資料 3. 史跡等の保存管理基準表	70

図 1



世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

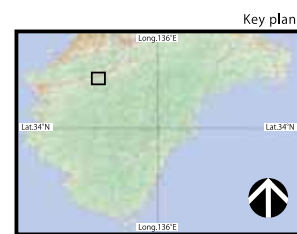
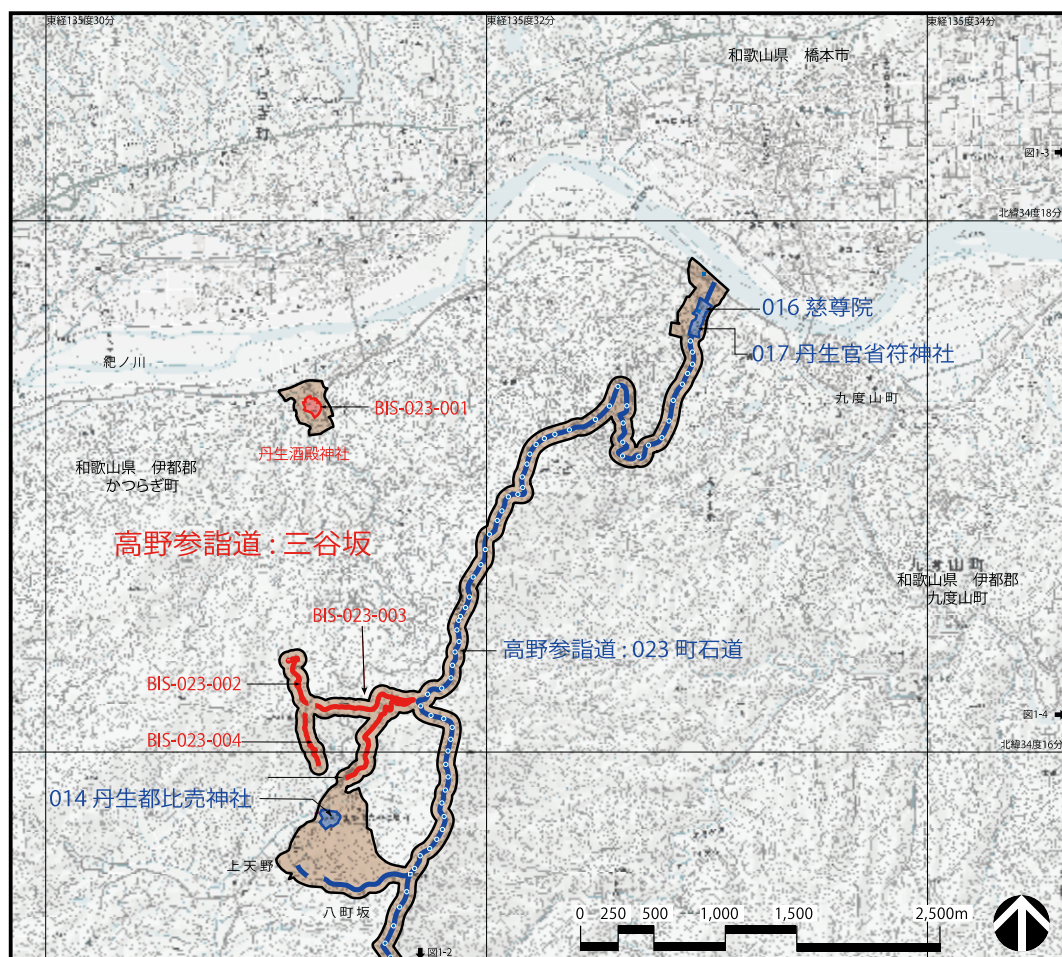
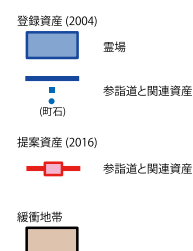


紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

高野参詣道：三谷坂
BIS-023-001 丹生酒殿神社
BIS-023-002 かつらぎ町1
BIS-023-003 かつらぎ町2
BIS-023-004 かつらぎ町3



紀伊山地の霊場と参詣道

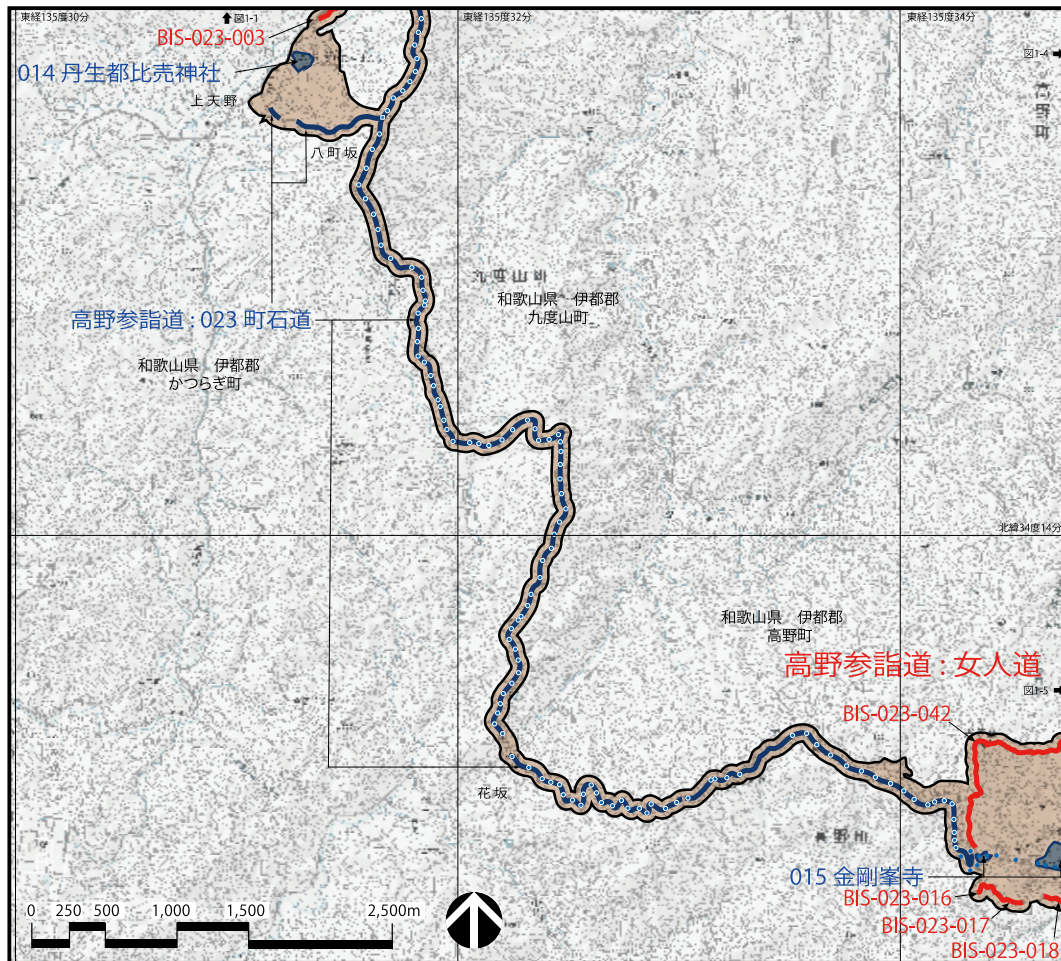
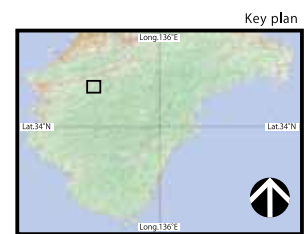


図 1 - 2

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

- 高野参詣道: 三谷坂
BIS-023-003 かつらぎ町2
- 高野参詣道: 女人道
BIS-023-016 里道1
BIS-023-017 里道2
BIS-023-018 里道3
BIS-023-042 里道22

- 登録資産 (2004)
■ 霊場
■ 参詣道と関連資産 (町石)
- 提案資産 (2016)
— 参詣道
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

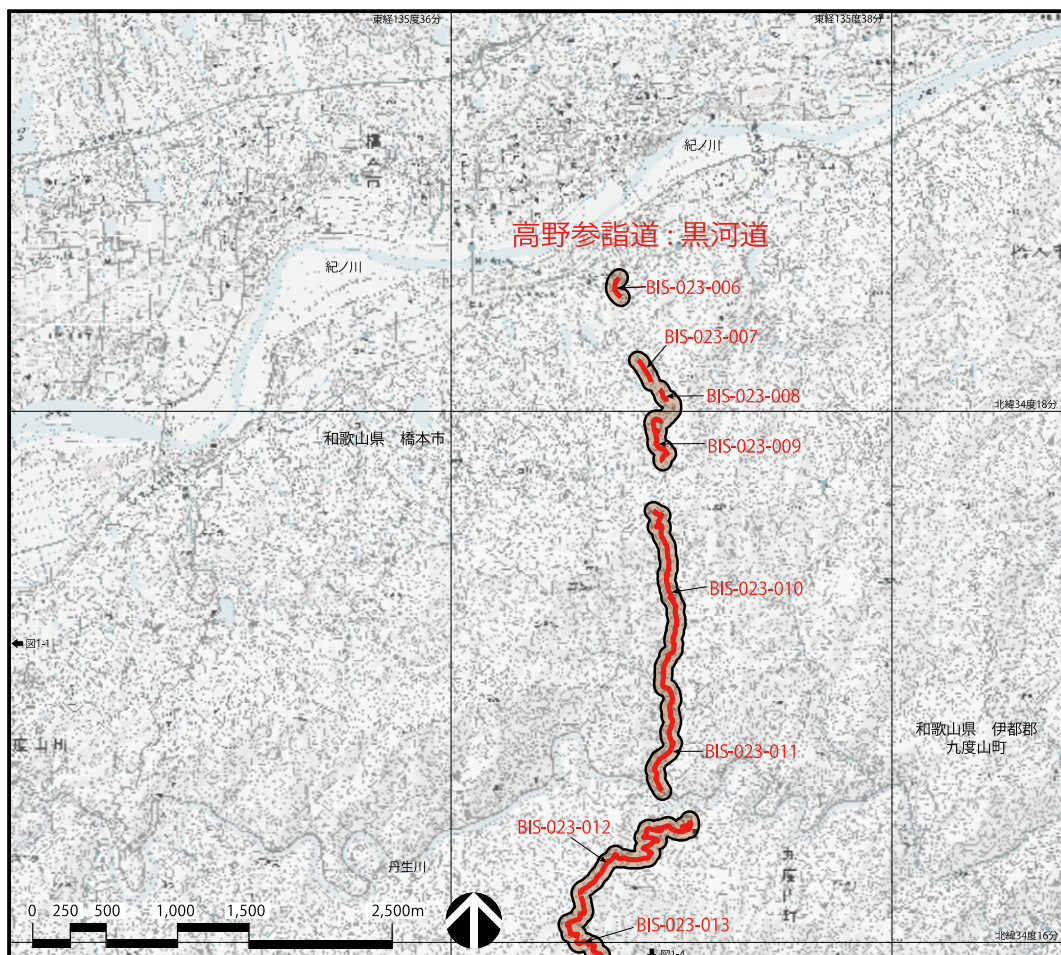


図 1 - 3

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

- 高野参詣道: 黒河道
BIS-023-006 橋本市 1
BIS-023-007 橋本市 2
BIS-023-008 橋本市 3
BIS-023-009 橋本市 4
BIS-023-010 橋本市 5
BIS-023-011 九度山町 1
BIS-023-012 九度山町 2
BIS-023-013 九度山町 3

- 提案資産 (2016)
— 参詣道
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

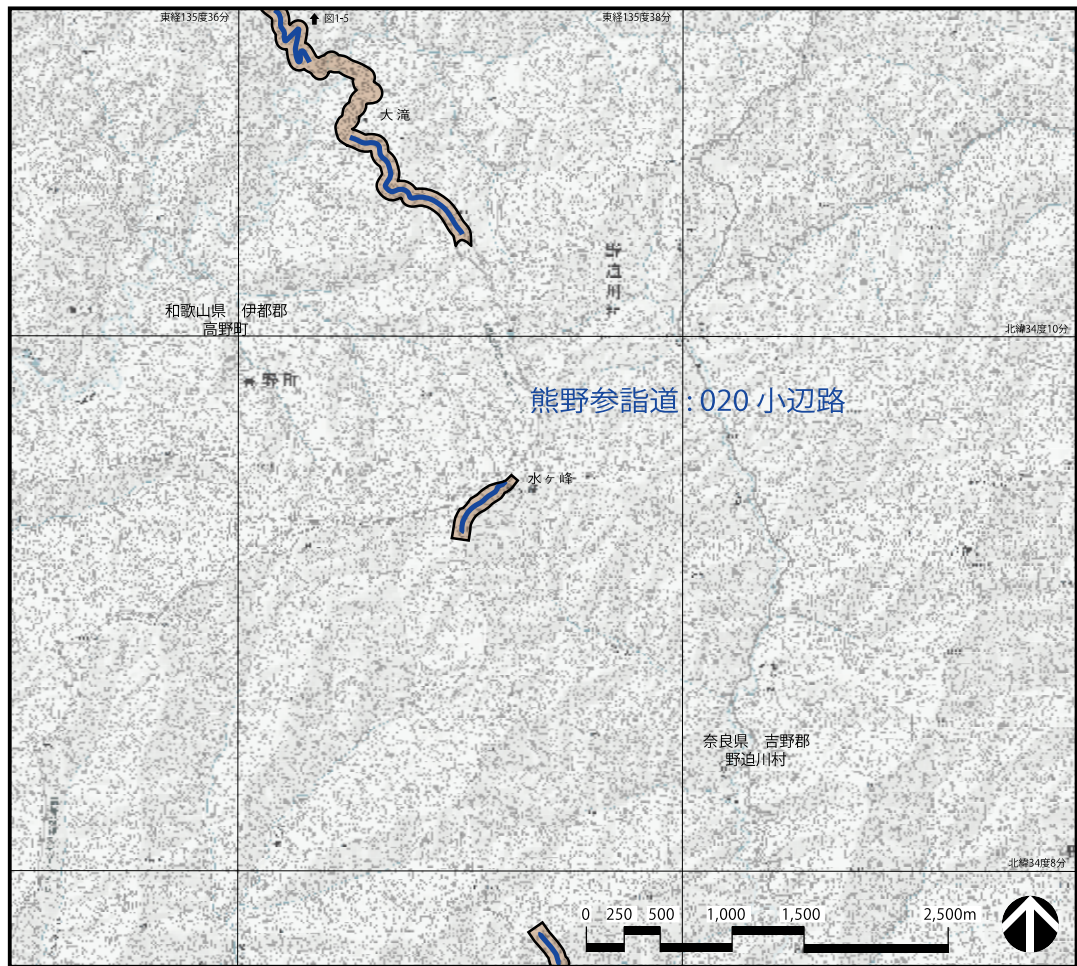
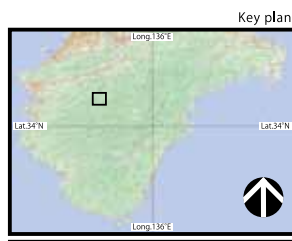
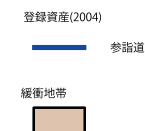


図 1 - 6

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

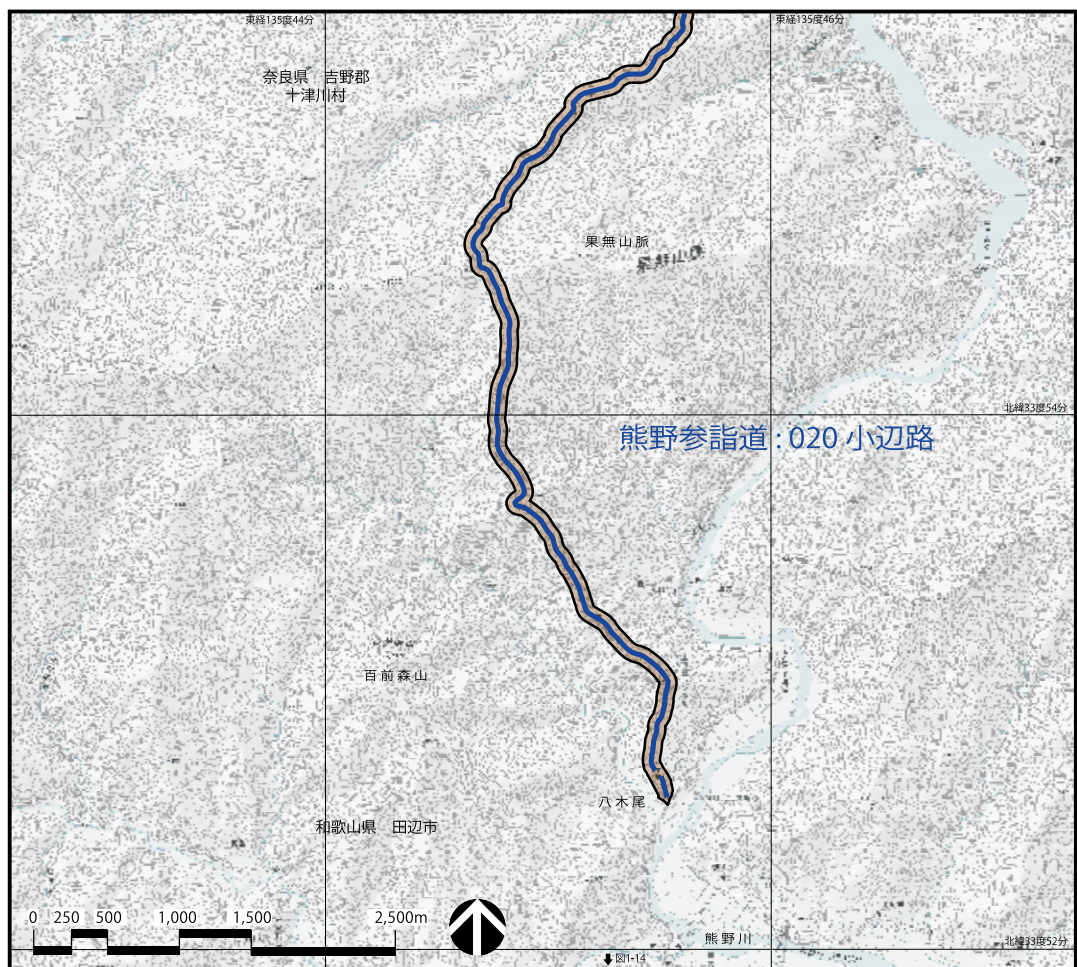
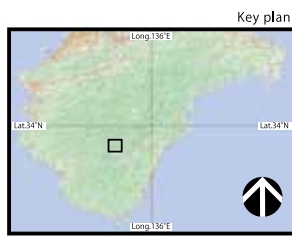
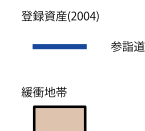


図 1 - 7

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



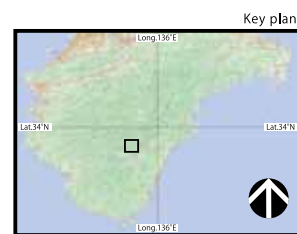
紀伊山地の霊場と参詣道



図 1 - 8

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録資産 (2004)
参詣道と関連資産
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

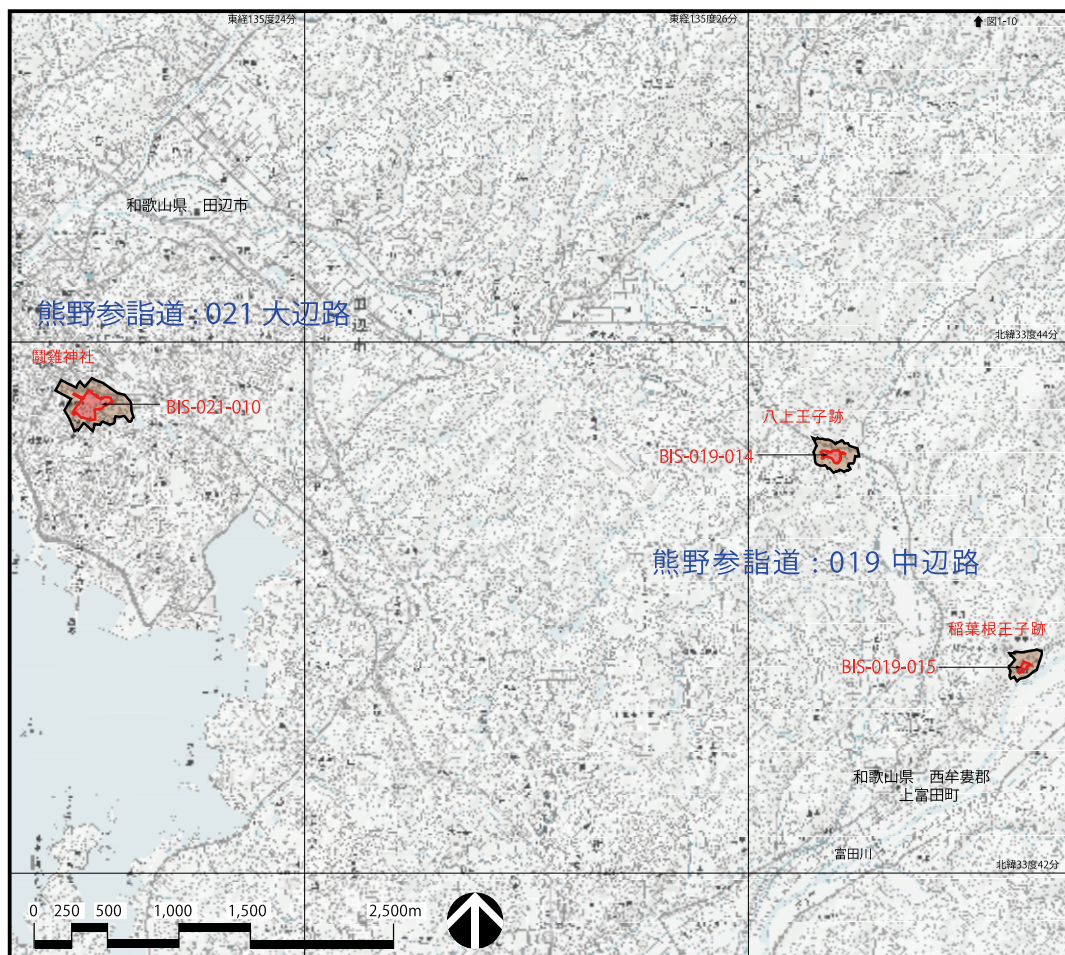
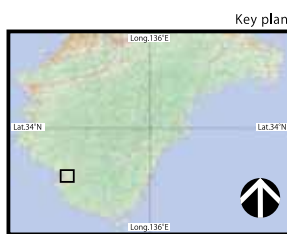


図 1 - 9

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-014 八上王子跡
BIS-019-015 稲葉根王子跡
熊野参詣道: 021 大辺路
BIS-021-010 闘雞神社

提案資産 (2016)
関連資産
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

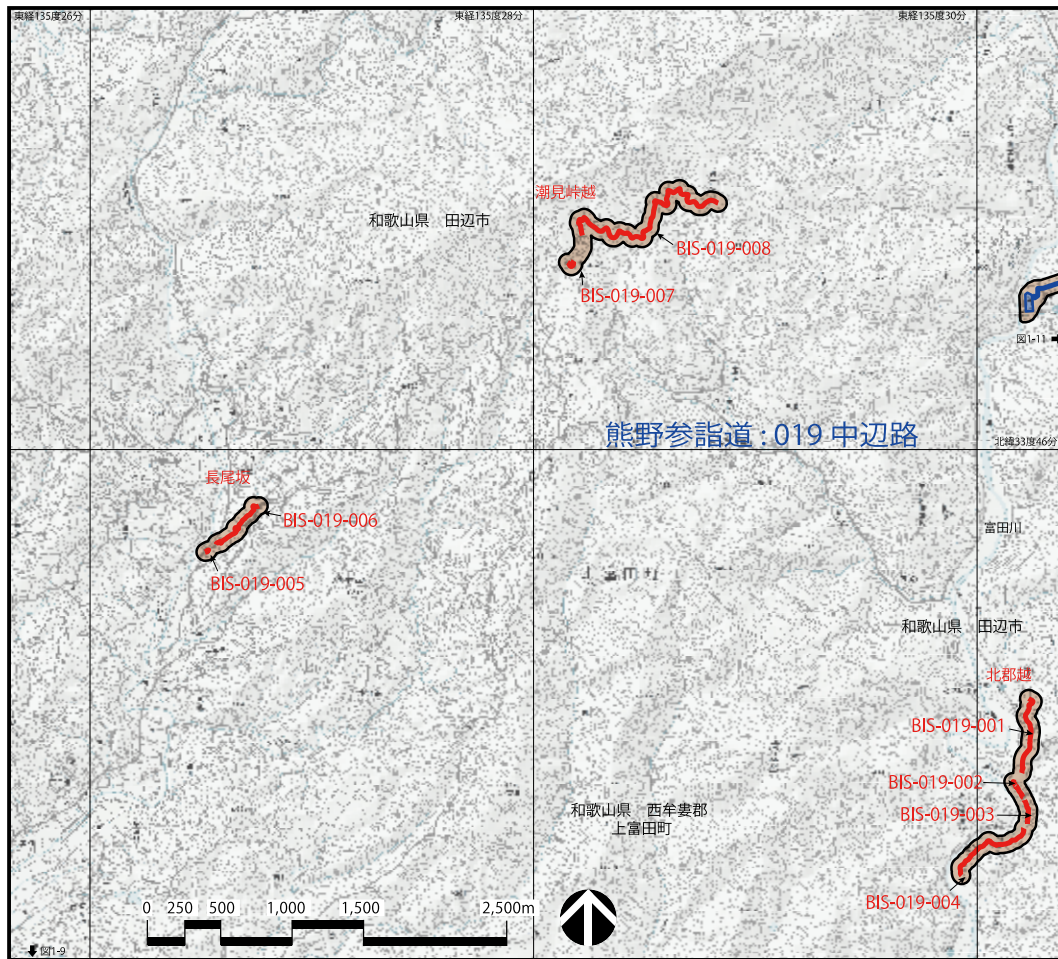


図 1 - 1 0

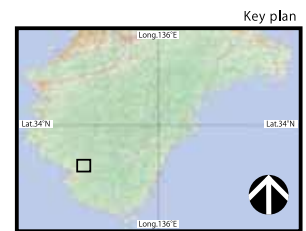
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道：019 中辺路
 B1S-019-001 北郡越 1
 B1S-019-002 北郡越 2
 B1S-019-003 北郡越 3
 B1S-019-004 北郡越 4
 B1S-019-005 長尾坂 1
 B1S-019-006 長尾坂 2
 B1S-019-007 潮見峠越 1
 B1S-019-008 潮見峠越 2

登録資産 (2004)
 参詣道と関連資産

提案資産 (2016)
 参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

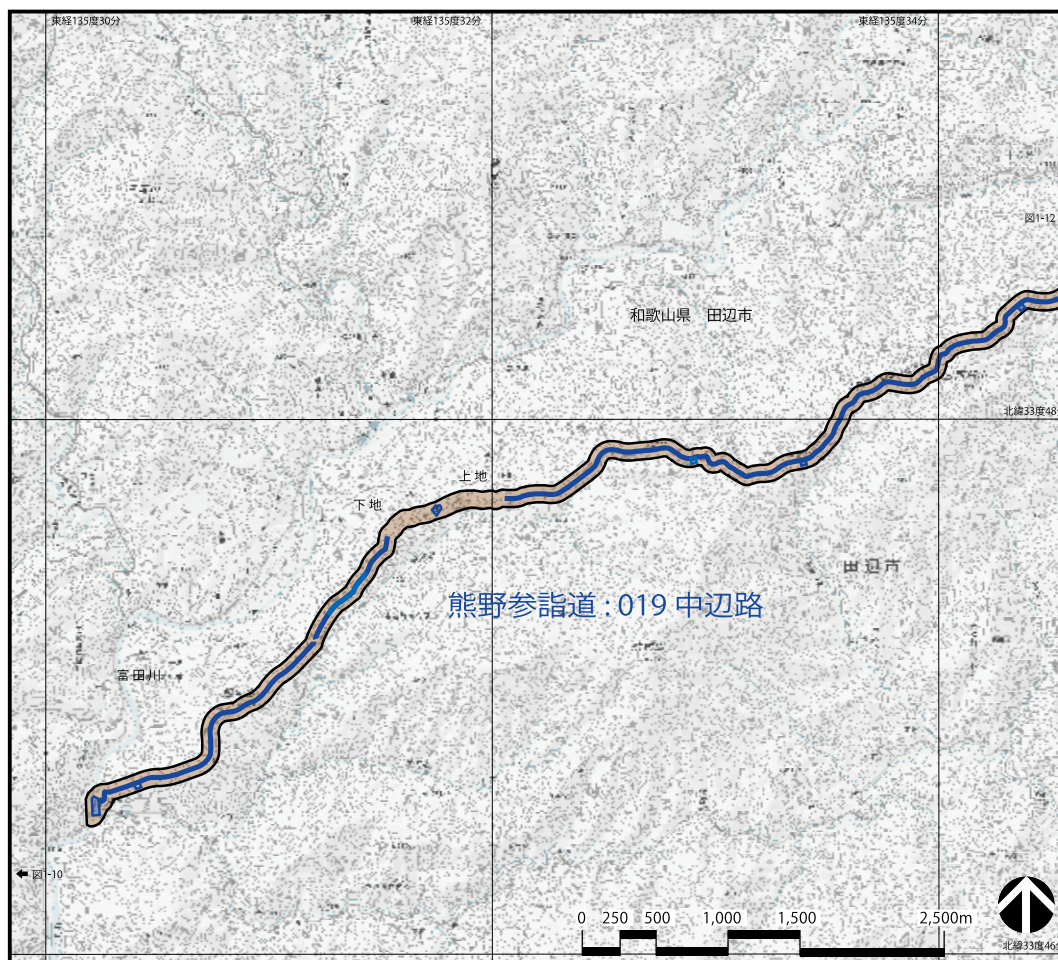


図 1 - 1 1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録資産 (2004)
 参詣道と関連資産

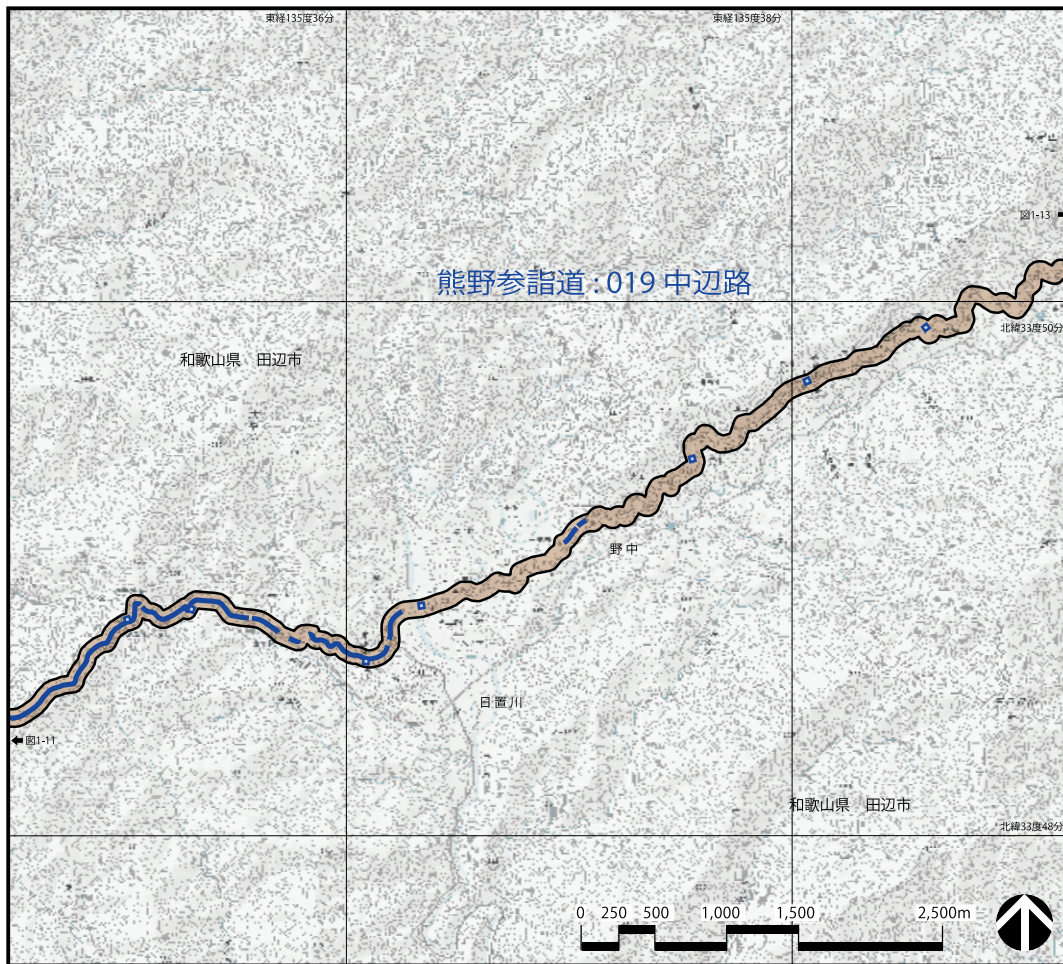
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 2

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



登録資産 (2004)
参詣道と関連資産
緩衝地帯

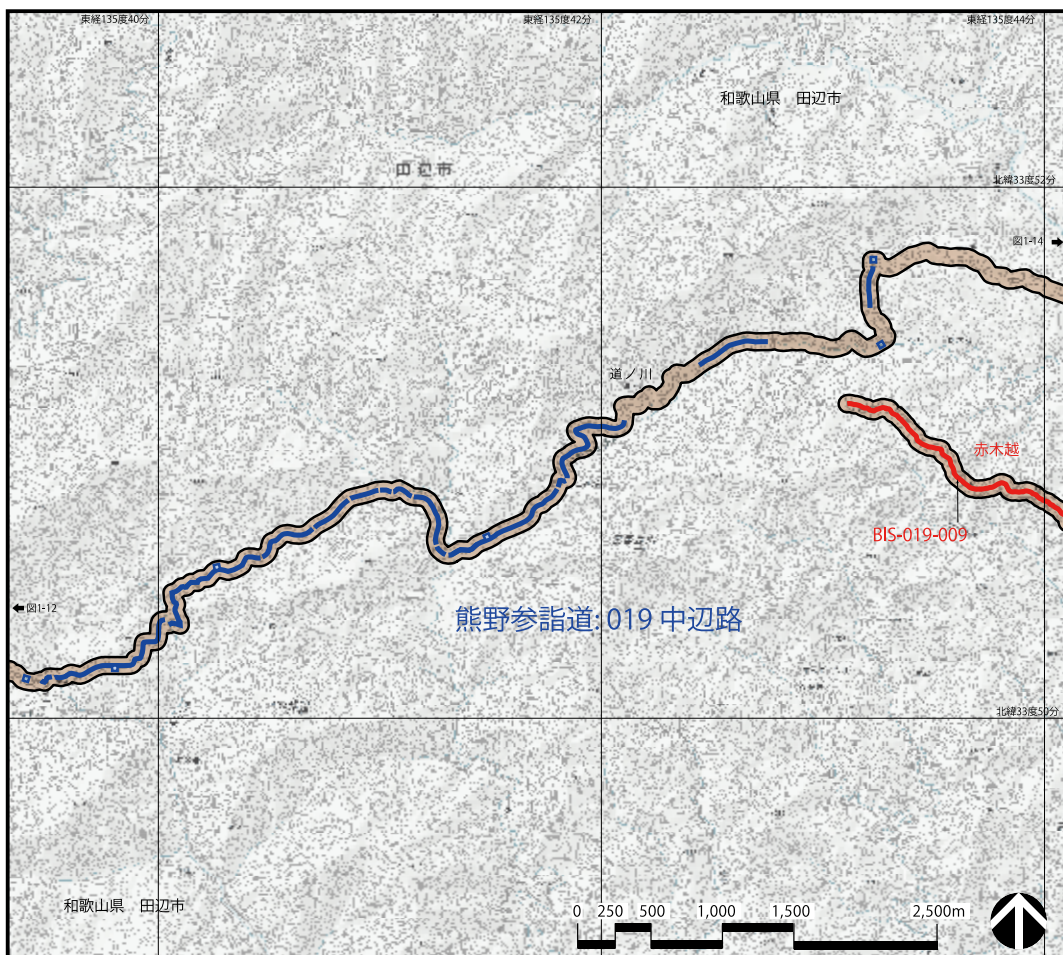
Key plan



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 3

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-009 赤木越

登録資産 (2004)
参詣道と関連資産
提案資産 (2016)
参詣道
緩衝地帯

Key plan



紀伊山地の霊場と参詣道

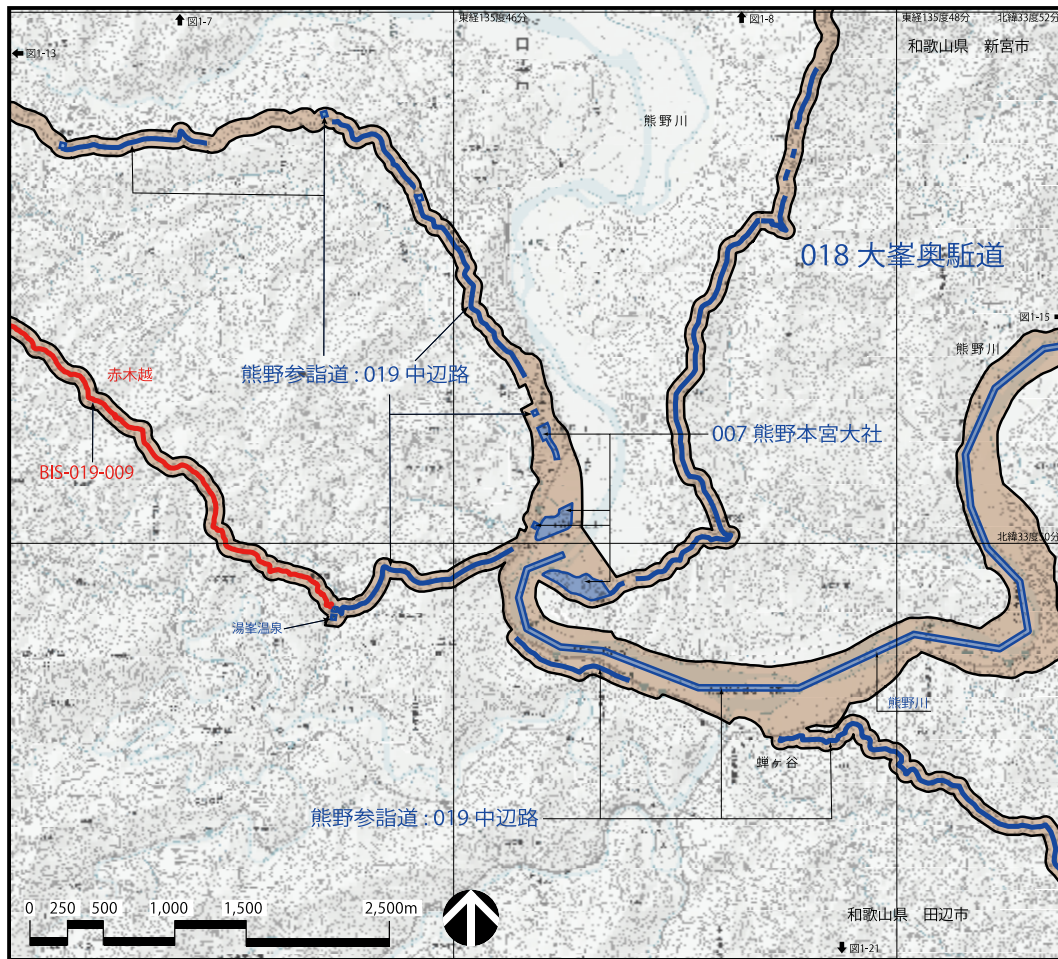


図 1 - 1 4

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-009 赤木越

登録資産 (2004)

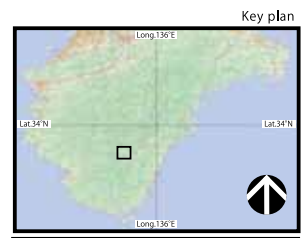
霊場

参詣道と関連資産

提案資産 (2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

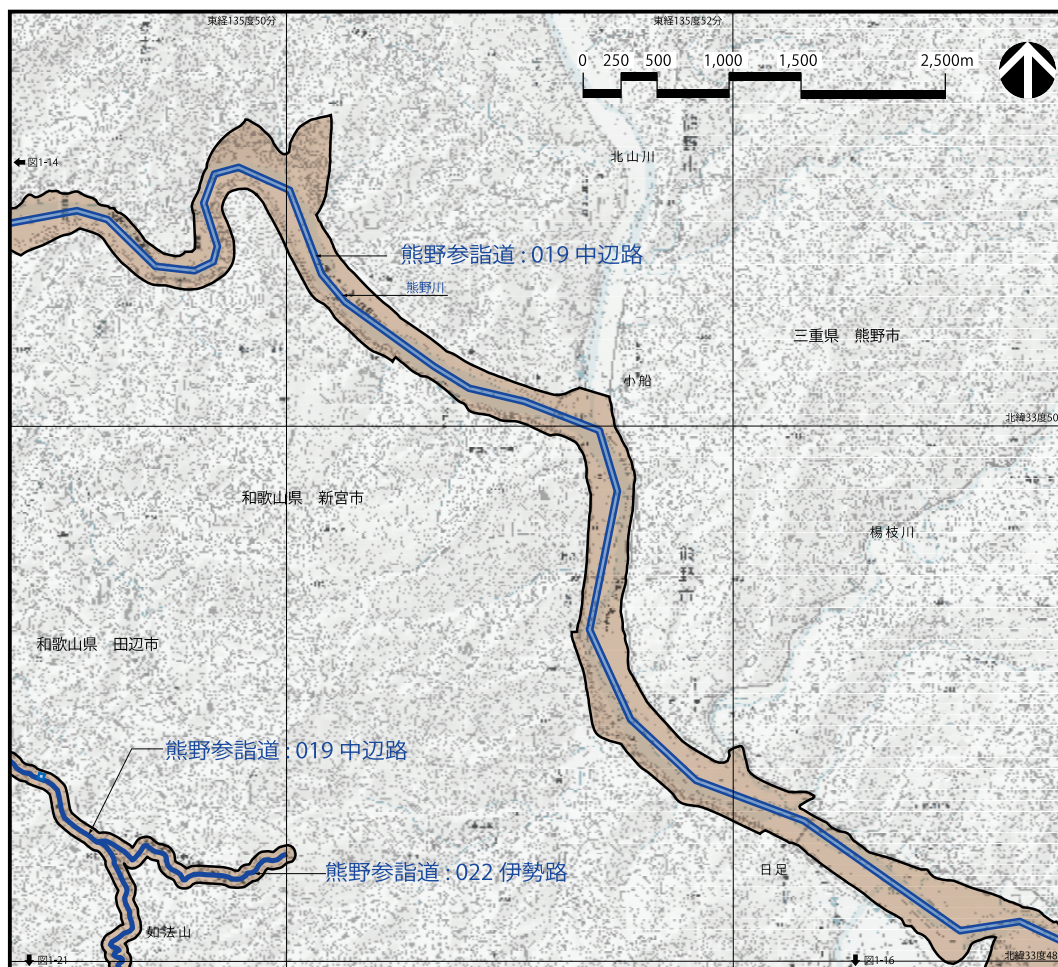


図 1 - 1 5

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録資産 (2004)

参詣道と関連資産

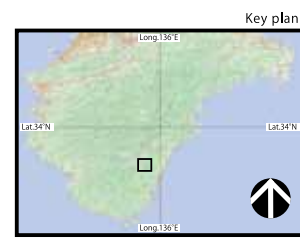
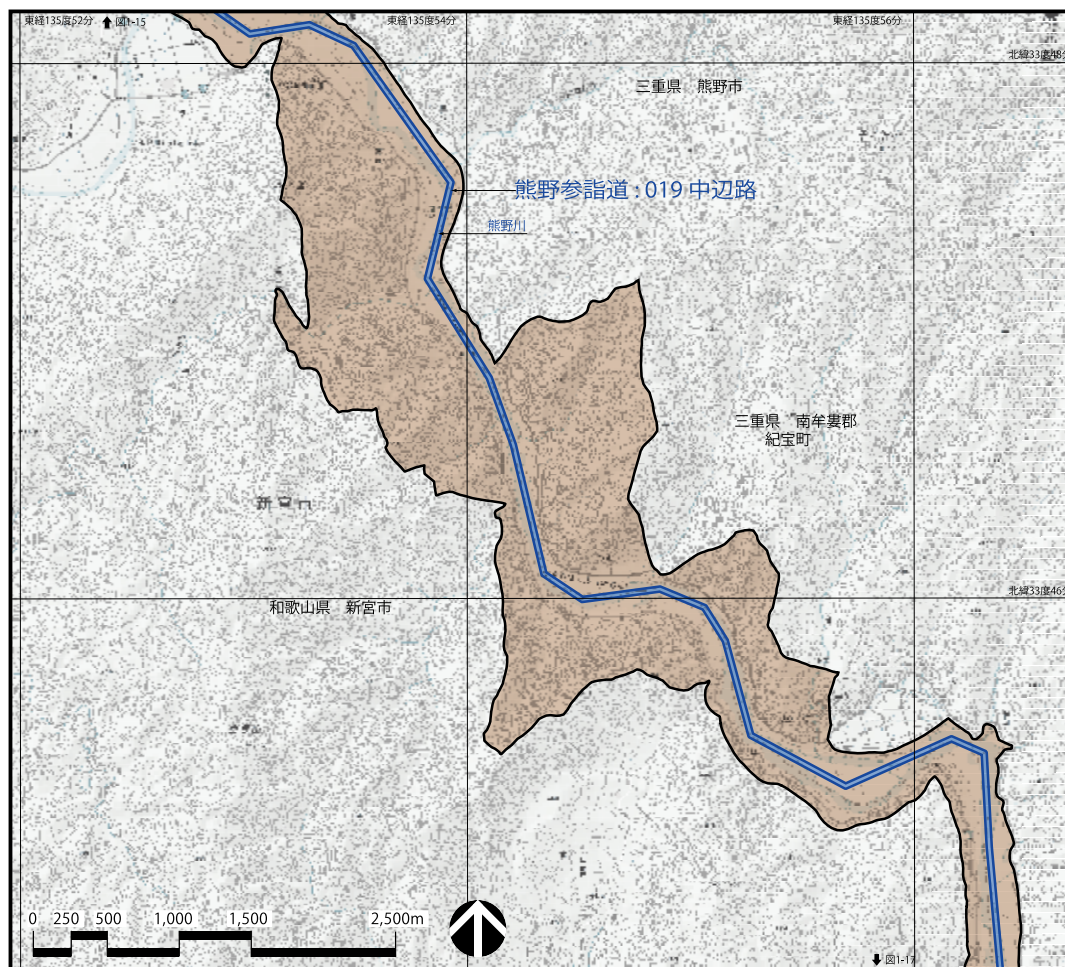
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 6

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

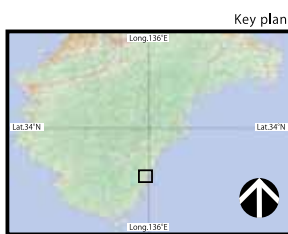
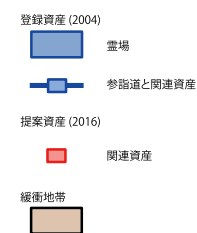


紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 1 7

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-016 阿須賀王子跡



紀伊山地の霊場と参詣道

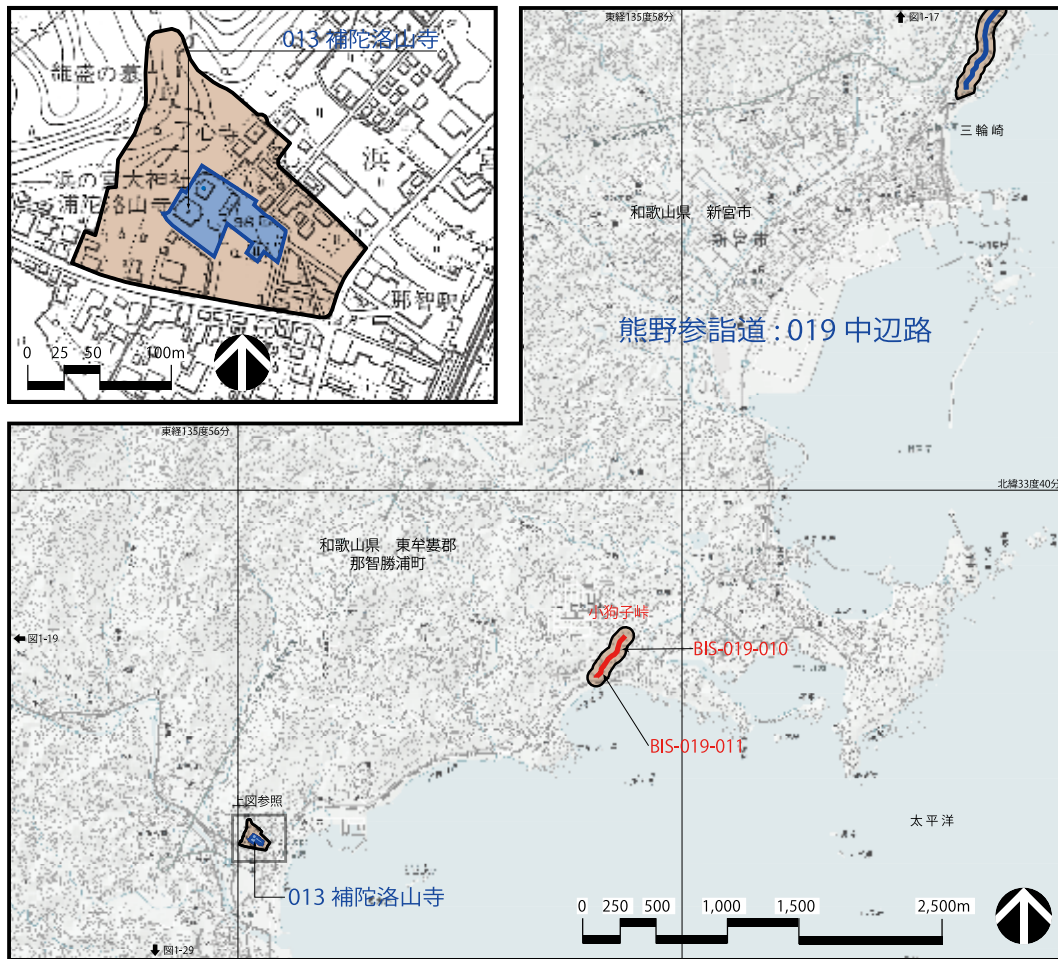


図 1 - 1 8

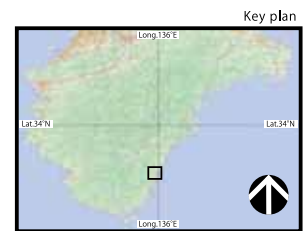
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-010 小獅子峰1
BIS-019-011 小獅子峰2

登録資産 (2004)
霊場
参詣道と関連資産

提案資産 (2016)
参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

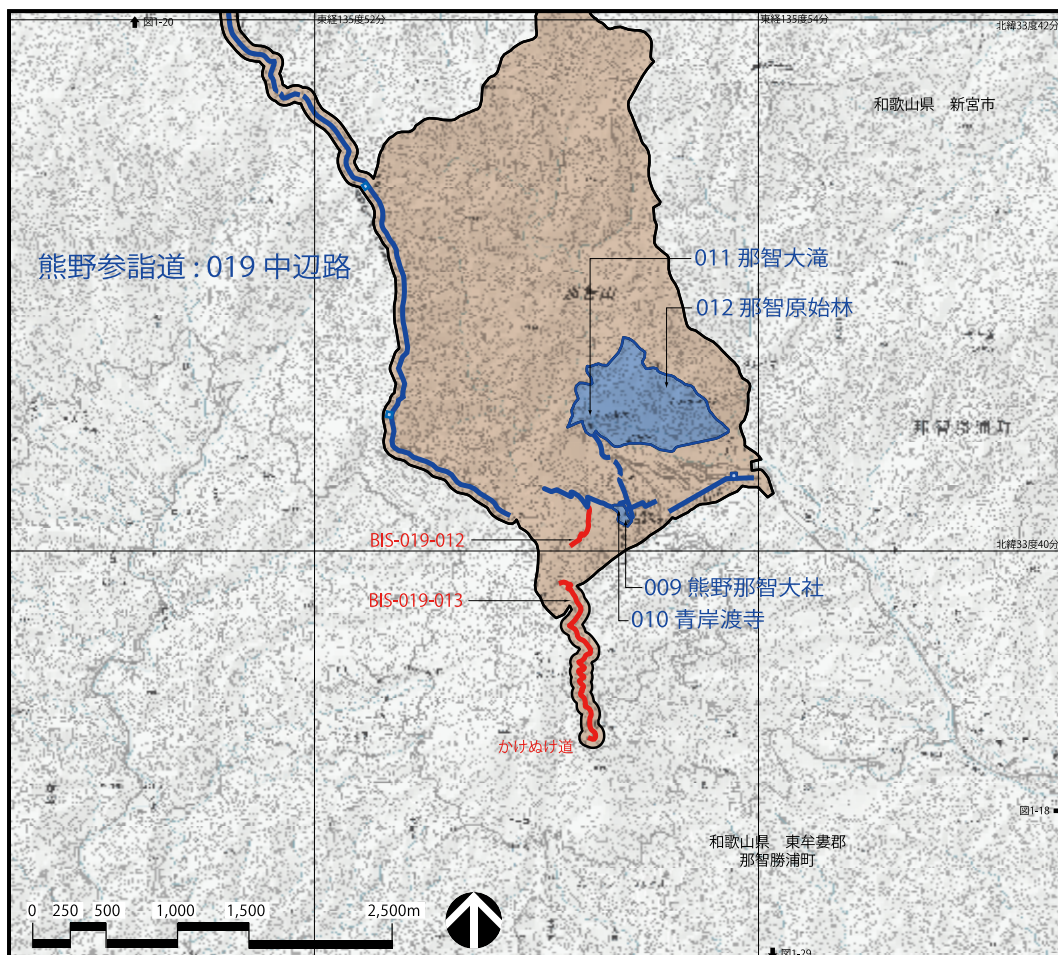


図 1 - 1 9

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 019 中辺路
BIS-019-012 かけぬけ道1
BIS-019-013 かけぬけ道2

登録資産 (2004)
霊場
参詣道と関連資産

提案資産 (2016)
参詣道

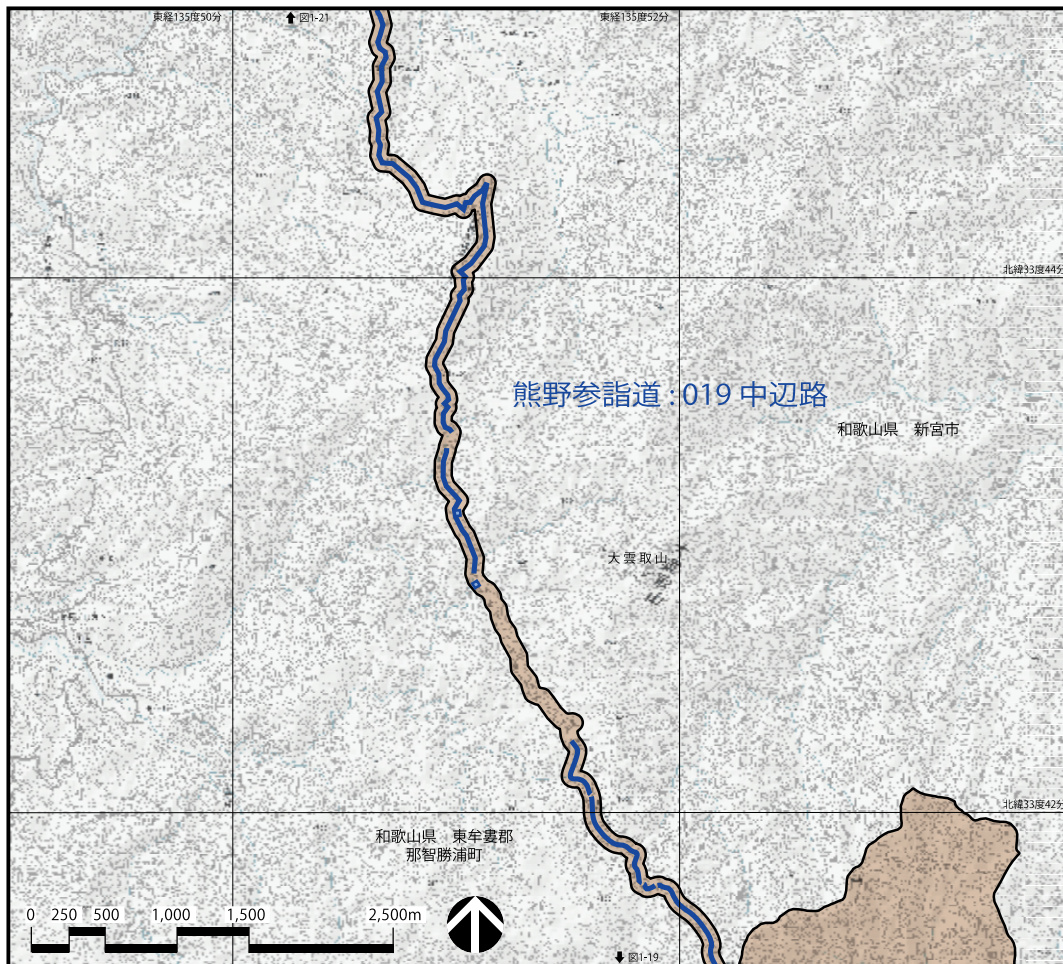
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 0

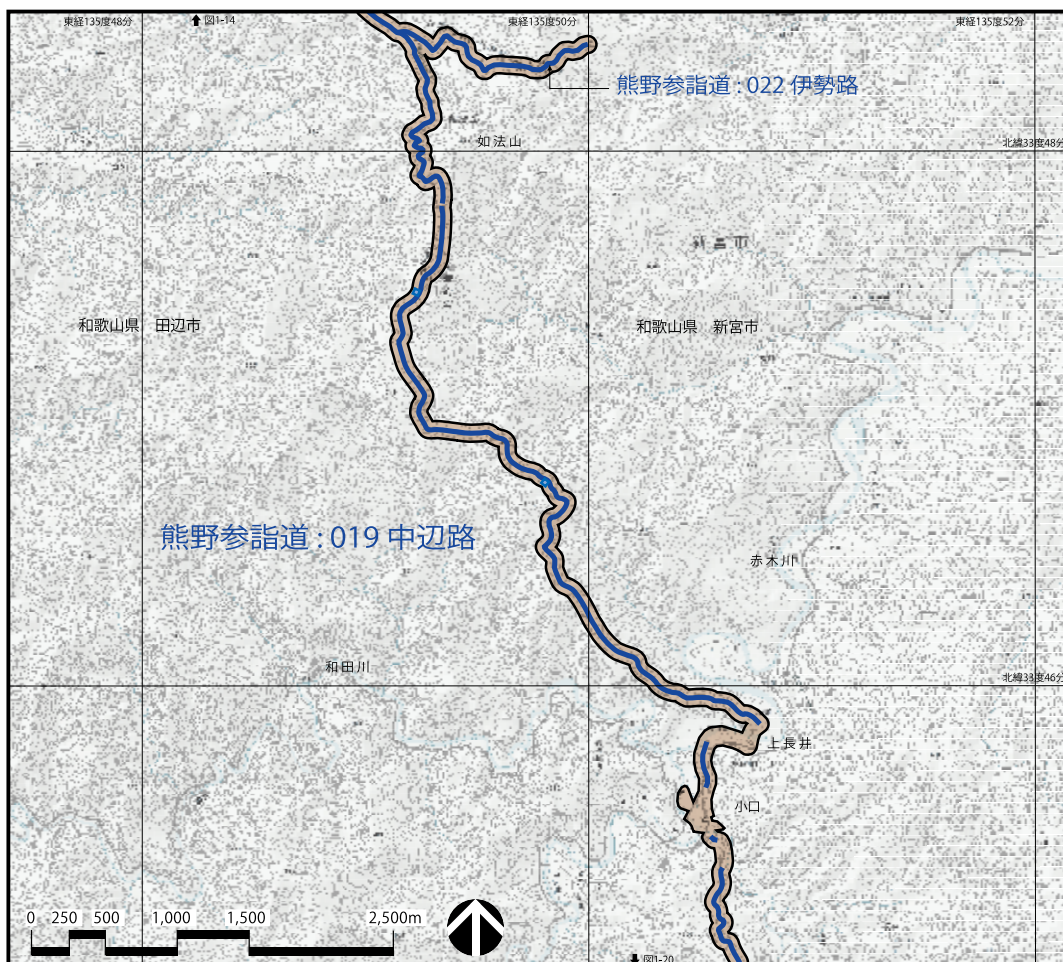
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

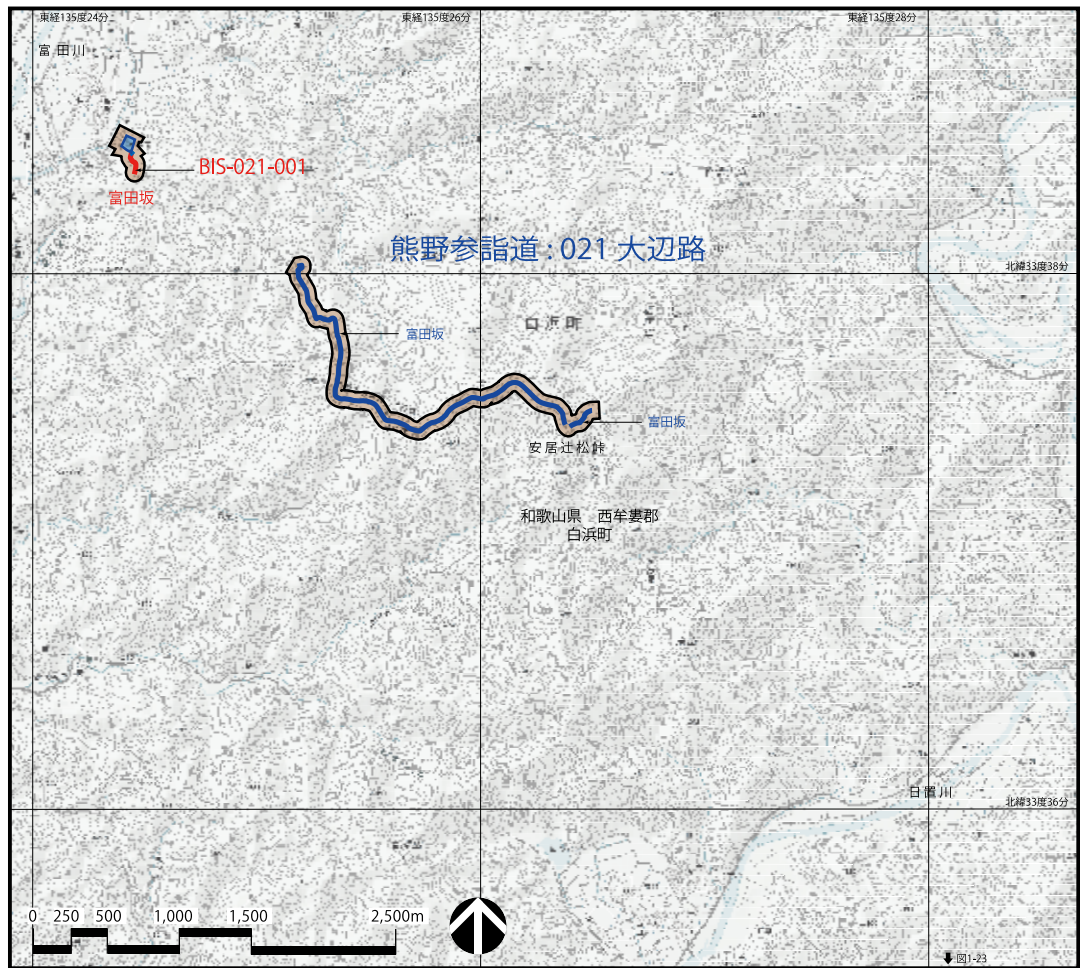


図 1 - 2 2

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道: 021 大辺路
BIS-021-001 富田坂

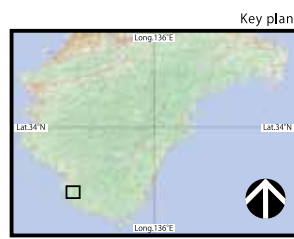
登録遺産 (2004)

参詣道と関連資産

提案資産 (2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

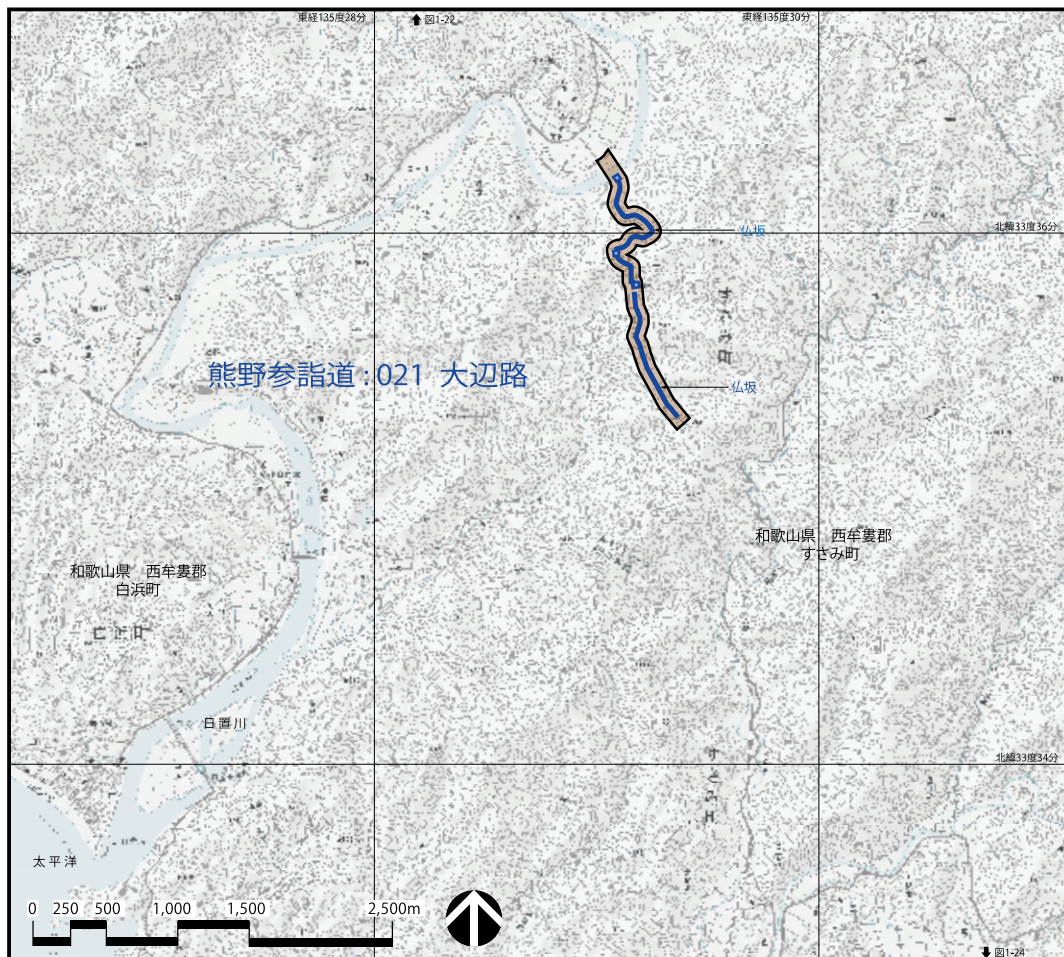


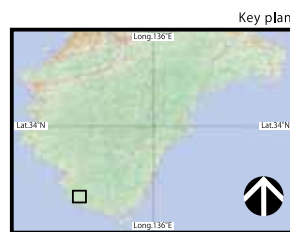
図 1 - 2 3

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

登録遺産 (2004)

参詣道と関連資産

緩衝地帯



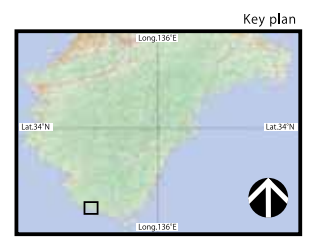
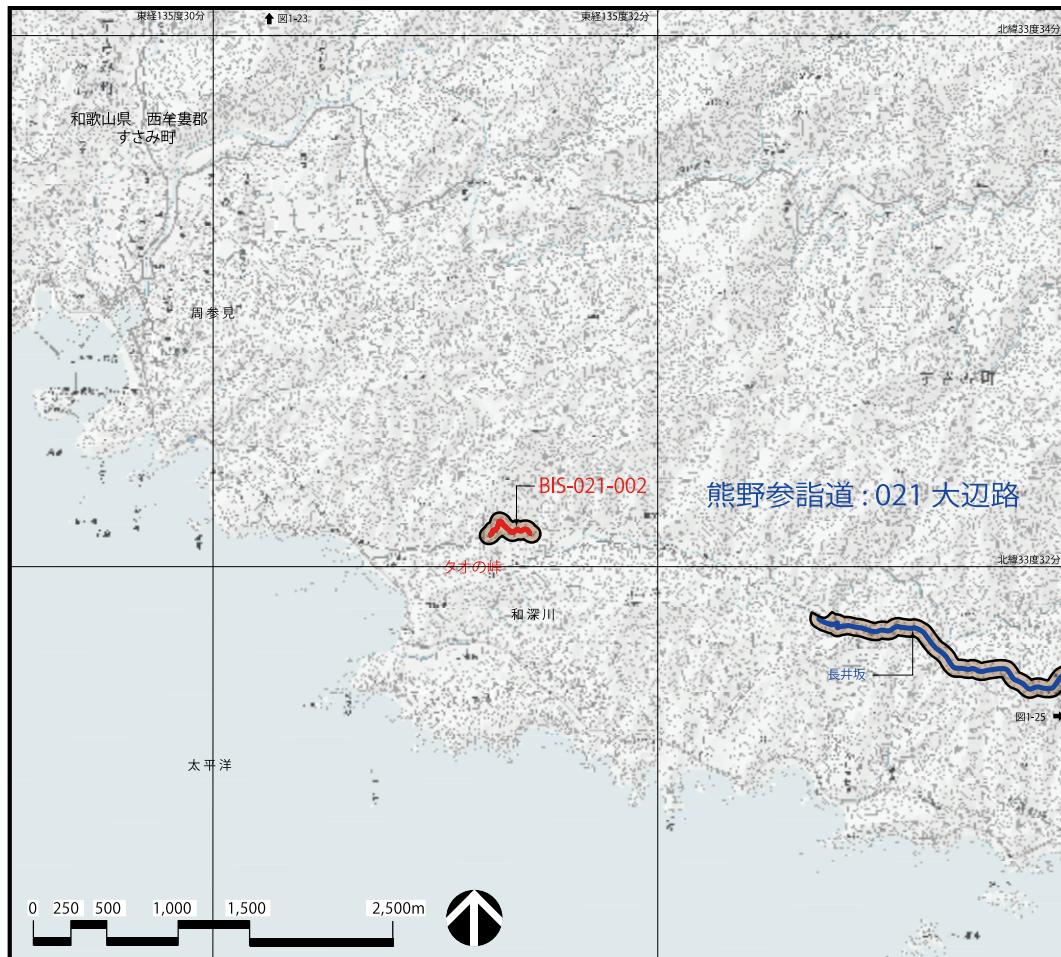
紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 4

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

熊野参詣道 : 021 大辺路
BIS-021-002 タオの峠

登録資産 (2004)
参詣道
提案資産 (2016)
参詣道
緩衝地帯

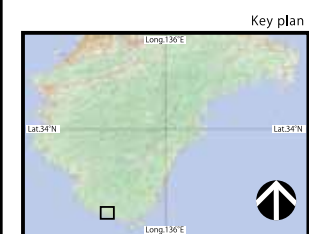
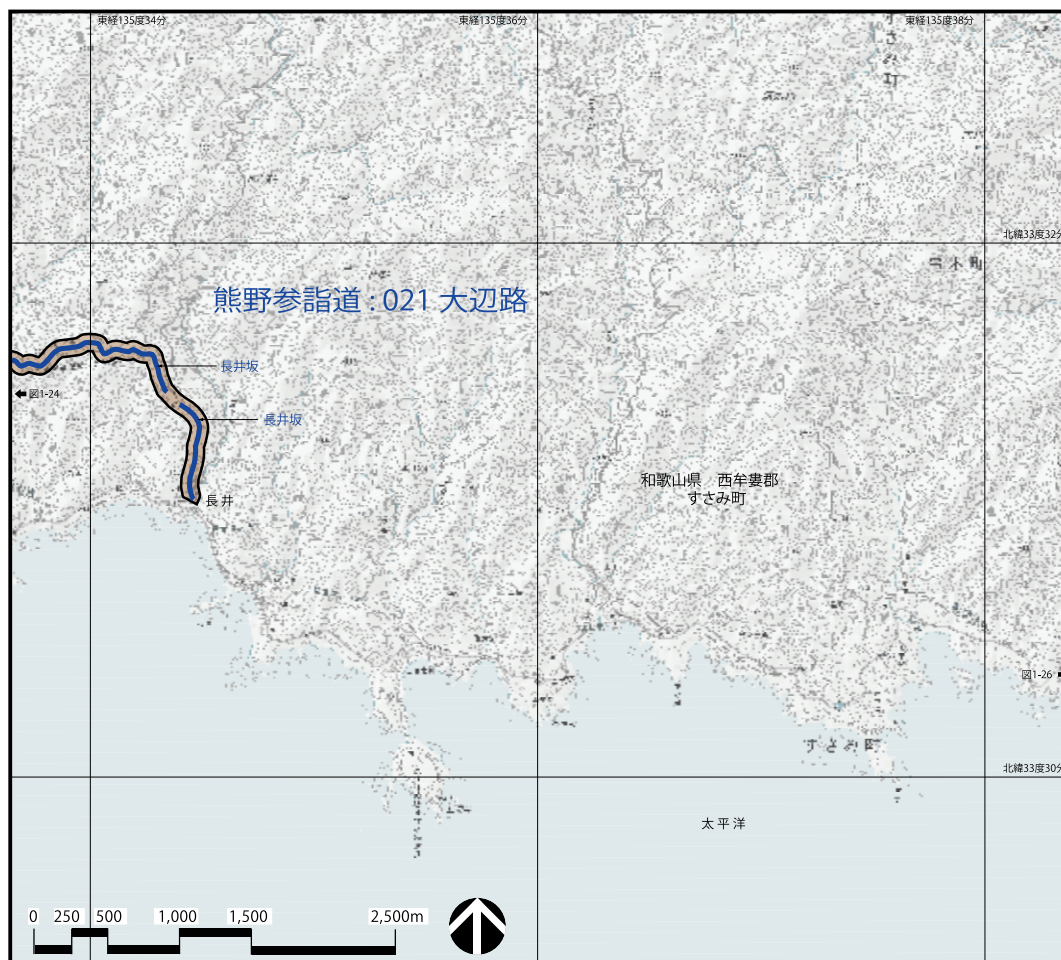


紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 5

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

登録資産 (2004)
参詣道
緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

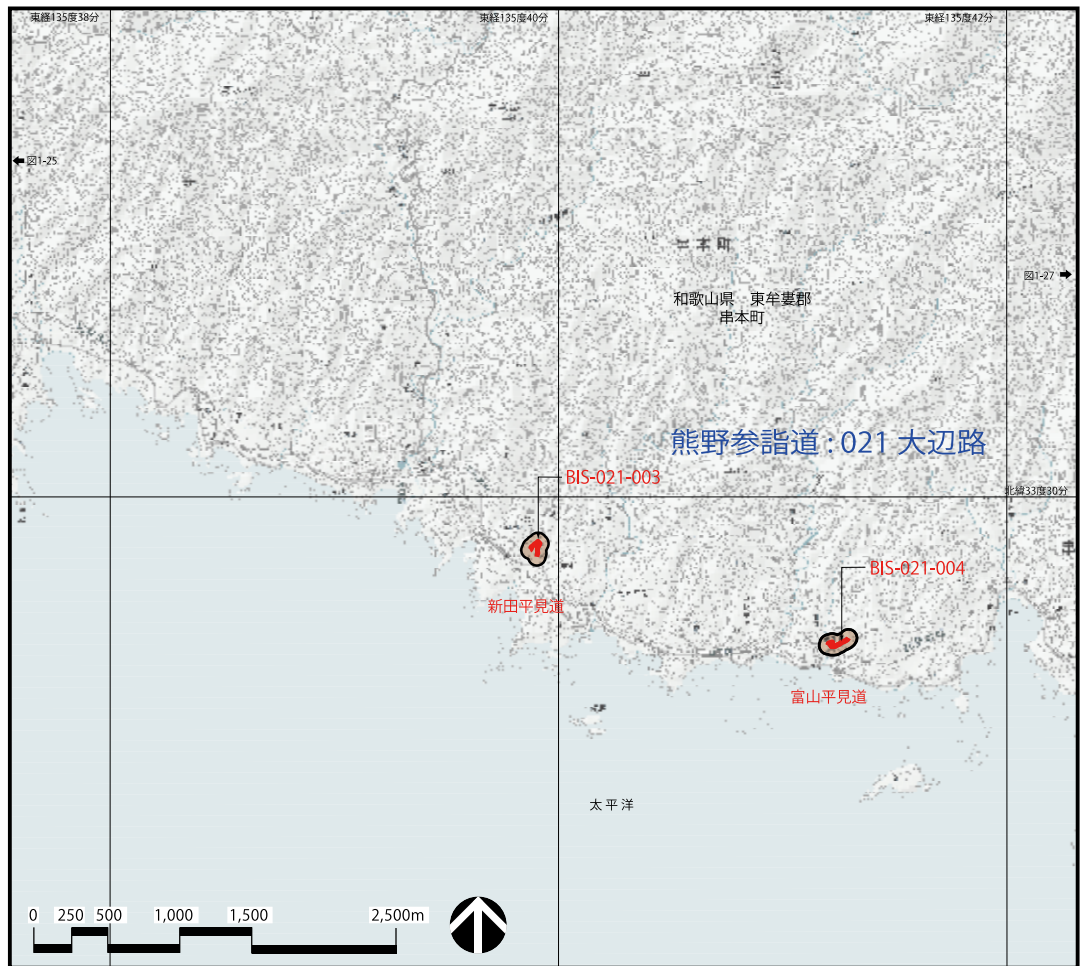


図 1 - 2 6

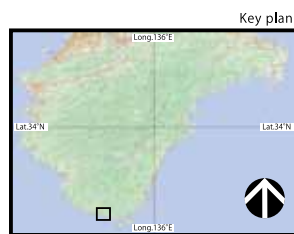
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道 : 021 大辺路
BIS-021-003 新田平見道
BIS-021-004 富山平見道

提案資産 (2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

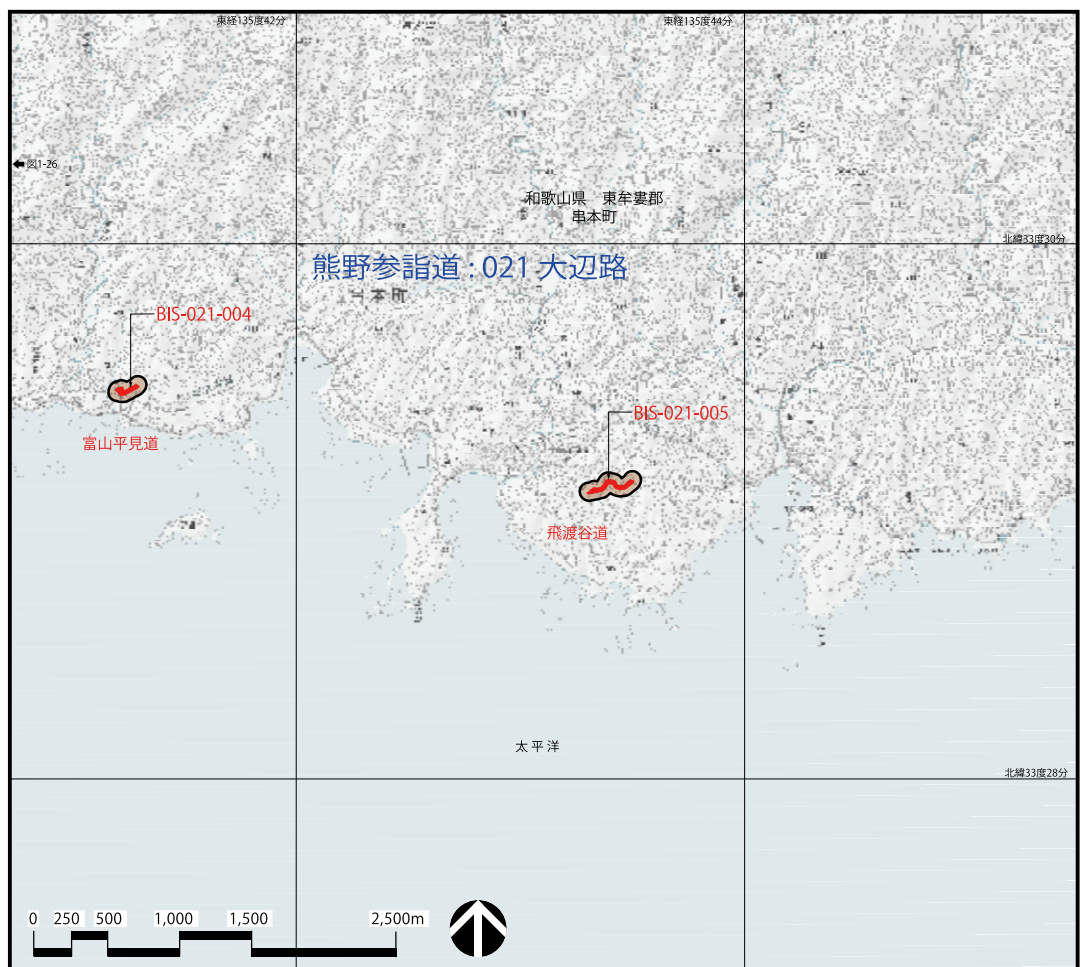


図 1 - 2 7

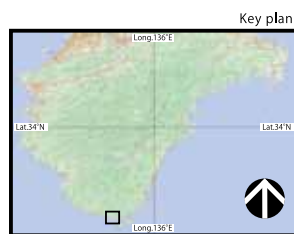
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲

熊野参詣道 : 021 大辺路
BIS-021-004 富山平見道
BIS-021-005 飛渡谷道

提案資産 (2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 8

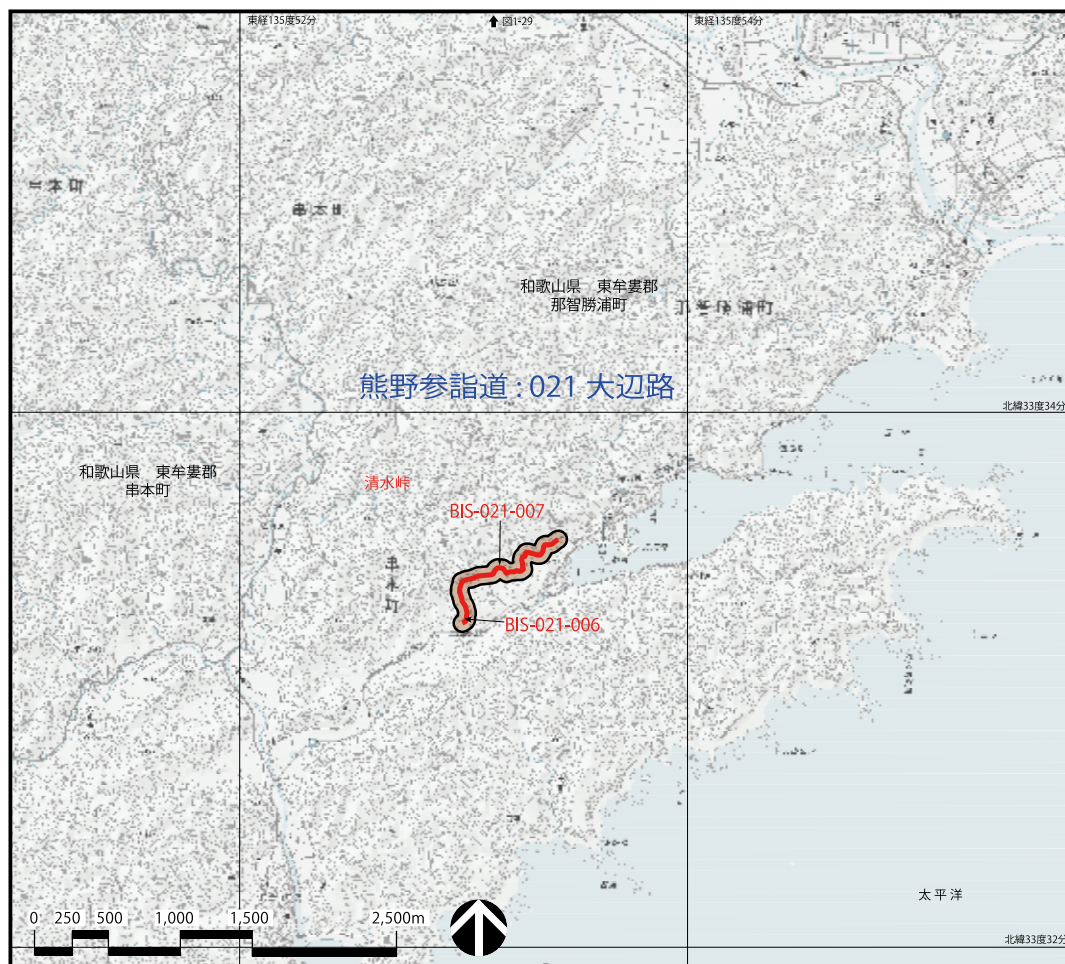
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

熊野参詣道 : 021 大辺路
BIS-021-006 清水峠1
BIS-021-007 清水峠2

提案資産(2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1 - 2 9

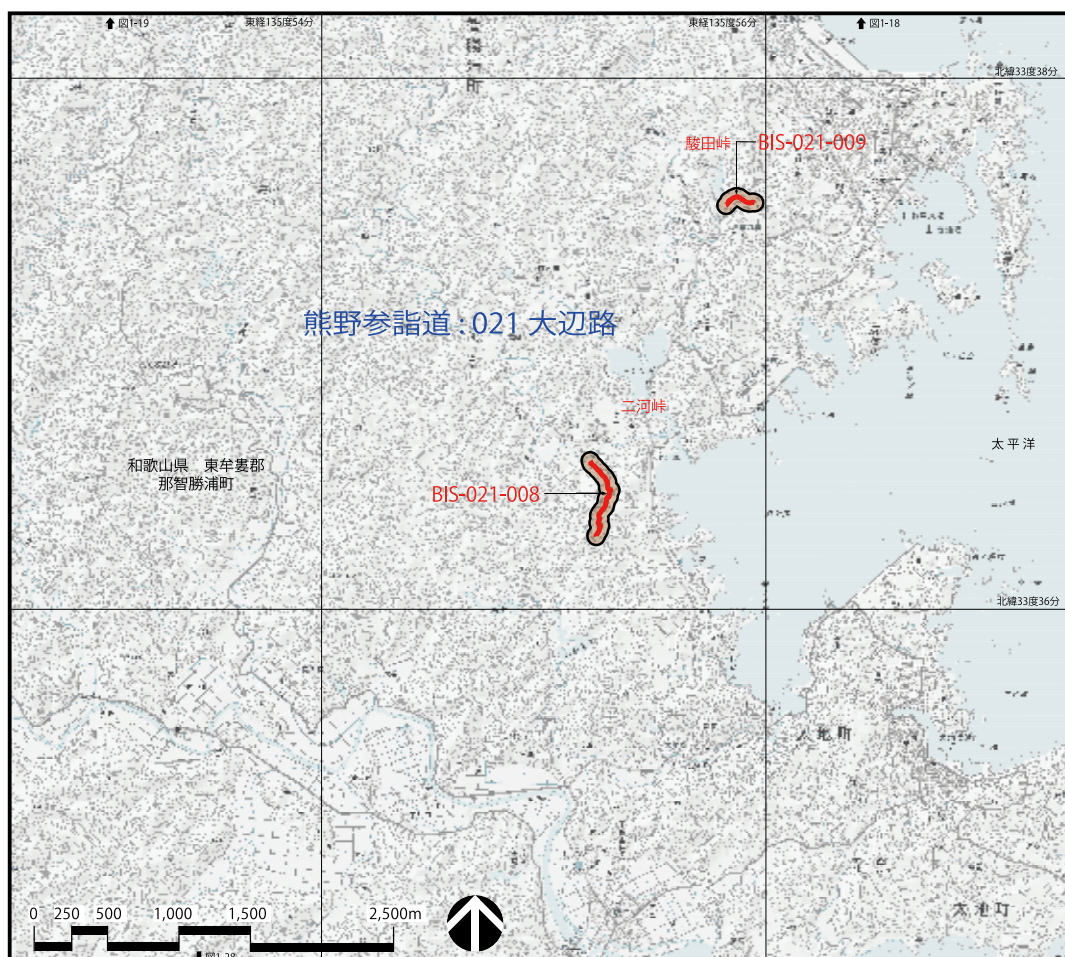
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の
構成資産の範囲

熊野参詣道 : 021 大辺路
BIS-021-008 二河峠
BIS-021-009 駿田峠

提案資産(2016)

参詣道

緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

第Ⅰ章 沿革と目的

1 沿革

(1) 指定に至る沿革

A 史跡

紀伊山地の南東部に位置する熊野地方は、温暖多雨で、険しい山々は鬱蒼とした樹木に覆われ、無数の滝や溪流は奇岩怪石を形成していることから、自然崇拜の格好の舞台となり、有史以前に熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社の祭祀が始められた。3社の主祭神は本来有縁の神々であり、9～10世紀に都で広まった神仏習合の影響の下に「熊野三所権現」として崇められるようになり、3社を総称して「熊野三山」が日本第一の霊験所として揺るぎない地位を確立した。この熊野三山に参詣するための道が「熊野参詣道」であり、11世紀以来、京都から大坂に下り紀伊半島西岸を経て熊野三山に至る「中辺路」・「大辺路」、熊野三山と高野山を結ぶ「小辺路」、紀伊半島東岸を経て伊勢と熊野三山を結ぶ「伊勢路」が利用されるようになった。また、熊野三山と紀伊山地北端に位置する修験道の霊場吉野を結ぶ「大峯奥駈道」は、8世紀に修験道の開祖役行者によって開かれたと伝えられ、10世紀以降、修験道の隆盛に伴って最も重要な修行の場となった。

一方、紀伊山地の北西部に位置する高野地方には、空海が弘仁7年(816)に開山した真言密教の根本道場である金剛峯寺を中心に、山下の政所に建立された慈尊院とその鎮守である丹生官省符神社、及び紀伊山地北西部一体の地主神を祀る丹生都比売神社が所在する。標高約800mの山上盆地に存在する金剛峯寺と山下を結ぶ高野参詣道が開かれた。数本ある高野参詣道のうち、9世紀初めに空海が開き、その後最もよく使われた参詣道が「町石道」で、沿道には1町(約109m)ごとに13世紀の町石(五輪塔形の石製道標)が立てられている。町石道の派生経路である「三谷坂」、近世以降最も利用された「京大坂道不動坂」、大和方面からの参詣に利用された「黒河道」、高野山境内に立入ることが許されない女性達のために設けられた各女人堂を巡るための女人堂巡りの道と奥院背後の高野三山の巡拝道を併せた「女人道」等が、高野参詣道として利用されていた。

和歌山県では、昭和52年度から6ヵ年をかけ、高野参詣道、熊野参詣道、葛城修験の道、河川交通、近世街道等に関する「歴史の道調査事業」を実施し、調査を行った各年度ごとに報告書を刊行してきた。この調査結果を踏まえて、各参詣道のうち古道や重要な関連遺跡及び良好な景観が遺されている区間が史跡に指定され、昭和53年度からは文化庁の国庫補助事業の下に熊野参詣道中辺路のうち田辺市中辺路町滝尻から東牟婁郡那智勝浦町浜の宮までの間の整備事業を、昭和62年度からは高野参詣道の整備事業を、それぞれ実施した。

このような経過を経て、熊野参詣道の中辺路・大辺路・小辺路・伊勢路の4つの経路のうち、田辺市中辺路町滝尻から東牟婁郡那智勝浦町浜の宮に至る中辺路の陸路の区間が、平成12年11月2日付け文部省告示第165号により「史跡熊野参詣道」として指定された。また、平成14年12月19日付け文部科学省告示第207号により、「史跡熊野参詣道」に含まれていた熊野本宮大社旧社地大斎原・熊野那智大社・青岸渡寺境内・補

陀洛山寺境内を分離し、新たに伊都郡高野町から田辺市本宮町八木尾までの小辺路をはじめ、西牟婁郡白浜町の富田坂、仏坂、同すさみ町の長井坂を含む大辺路、田辺市本宮町の熊野本宮大社旧社地大斎原から新宮市の熊野速玉大社御旅所までの熊野川、新宮市広角から同三輪崎までの高野坂を含む中辺路、田辺市本宮町津荷谷から新宮市熊野川町萬歳までの伊勢路が、「史跡熊野参詣道」に追加指定された。同様に、奥駈道も平成14年12月19日付け文部科学省告示第207号により「史跡大峯奥駈道」として指定されたが、このうち和歌山県に位置するのは田辺市本宮町上切原から同向山までの区間である。また、これらに先立ち、高野参詣道は、昭和52年7月14日付け文部省告示第146号により伊都郡九度山町慈尊院から同高野町高野山の金剛峯寺奥院に至るほぼ全区間が、「高野山町石」の名称の下に史跡に指定されている。

さらに、和歌山県と関係市町では、平成16年7月7日に「紀伊山地の霊場と参詣道」が、世界遺産一覧表に記載された後も、平成22年度以降、高野参詣道の調査研究事業や熊野参詣道の現地調査等を継続的に実施した。その結果、「史跡熊野参詣道」に田辺市の北郡越、長尾坂、潮見峠越及び赤木越、東牟婁郡那智勝浦町の小獅子峠及びかけぬけ道を含む中辺路が、西牟婁郡白浜町の富田坂延長部分、同すさみ町タオの峠、東牟婁郡串本町新田平見道、富山平見道、飛渡谷道、串本町田原から同那智勝浦町浦神までの清水峠、那智勝浦町の二河峠、駿田峠を含む大辺路が、平成27年10月7日付け文部科学省告示第172号により「史跡熊野参詣道」に追加指定された。また、史跡高野山町石は、伊都郡かつらぎ町の三谷坂、同高野町の京大坂道不動坂、女人道、橋本市賢堂から伊都郡高野町高野山までの黒河道が、平成27年10月7日付け文部科学省告示第172号により追加されるとともに、「史跡高野参詣道」に名称変更された。

また、文化庁文化審議会が、平成27年11月20日に、伊都郡高野町の女人道及び黒河道を「史跡高野参詣道」に、田辺市の北郡越及び赤木越の中辺路を「史跡熊野参詣道」に追加指定することを答申しており、平成28年3月に官報告示が予定されている。

一方、霊場のうち「熊野三山」については、それぞれ固有の祭祀起源を持ちながら神仏習合の影響をうけて「熊野三所権現」として崇められてきた歴史的経緯に基づき、先に平成12年11月2日付け文部省告示第165号により、「史跡熊野参詣道」に含まれていた熊野本宮大社旧社地大斎原・熊野那智大社・青岸渡寺境内・補陀洛山寺境内を分離し、それらに熊野本宮大社現社地と熊野速玉大社境内を新たに追加して、平成14年12月19日付け文部科学省告示第207号により、「史跡熊野三山」に指定された。また、霊場高野山については、金剛峯寺境内のうち一山の総門である大門を中心とする「大門地区」、真言密教の教義を具現化した堂塔が建立されている「伽藍地区」、大主殿などが建ち並ぶ宗務の中心地である「本山地区」、空海の入定所である御廟を中心に大小30万基といわれる墓碑墓石の建つ「奥院地区」の4つの地区が、昭和52年7月14日付け文部省告示第146号により、「史跡金剛峯寺境内」として指定された。さらに、徳川家康・秀忠の霊台がある「徳川家霊台地区」と、北条政子が建立した金剛三昧院の境内地が、「金剛三昧院地区」として、平成14年9月20日付け文部科学省告示第180号により史跡金剛峯寺境内に追加指定された。また、高野山の鎮守社である丹生都比売神社は、高野山町石道二つ鳥居に至る経路である八町坂を含め、平成14年12月19日

付け文部科学省告示第202号により「史跡丹生都比売神社境内」として指定された。

B 重要文化財

史跡熊野三山、史跡金剛峯寺境内、史跡丹生都比売神社境内、史跡高野山町石の指定地域内に所在する国宝・重要文化財に指定された建造物とそれぞれの名称及び指定年月日については、表1に示すとおりである。

表1. 国宝又は重要文化財に指定されている建造物

史跡	指定	名 称	指定年月日
熊野三山	重要文化財	熊野本宮大社	平成7年12月26日
	重要文化財	熊野那智大社	平成7年12月26日
	重要文化財	那智山青岸渡寺本堂	明治37年2月18日
	重要文化財	那智山青岸渡寺宝篋印塔	昭和28年3月31日
金剛峯寺境内	国 宝	金剛峯寺不動堂	昭和27年3月29日
	国 宝	金剛三昧院多宝塔	昭和27年11月22日
	重要文化財	金剛峯寺山王院本殿	昭和40年5月29日
	重要文化財	金剛峯寺大門	昭和40年5月29日
	重要文化財	金剛峯寺奥院経蔵	大正11年4月13日
	重要文化財	金剛峯寺徳川家霊台	大正15年4月19日
	重要文化財	佐竹義重霊屋	昭和40年5月29日
	重要文化財	松平秀康及び同母霊屋	昭和40年5月29日
	重要文化財	上杉謙信霊屋	昭和40年5月29日
	重要文化財	金剛三昧院四所明神社本殿	昭和40年5月29日
	重要文化財	金剛三昧院経蔵	大正11年4月13日
	重要文化財	金剛三昧院客殿及び台所	昭和40年5月29日
丹生都比売神社境内	重要文化財	丹生都比売神社本殿	昭和40年5月29日
	重要文化財	丹生都比売神社楼門	明治41年4月23日
高野参詣道 (旧 高野山町石)	重要文化財	丹生官省符神社本殿	昭和40年5月29日
	重要文化財	慈尊院弥勒堂	昭和40年5月29日

(2) 保存管理計画策定の沿革

A 史跡等の指定に伴う保存管理計画策定の必要性

史跡の指定及び追加指定等に伴い、それらを構成する要素を適切に保存・管理するために、個別の史跡について保存管理計画を策定することが必要となった。また、史跡熊野三山・史跡熊野参詣道・史跡大峯奥駈道については、指定区域が奈良県・三重県にも及ぶため、両県とともに各県ごとの保存管理計画を策定することが必要となった。また、名勝那智大滝と天然記念物那智原始林についても、保存管理の基本方針を定めることも必要であった。

B 重要文化財の修理・防災施設設置計画の策定

史跡の指定地となっている社寺境内には、前掲の一覧表に示したように20件の国宝・重要文化財がある。それらはいずれも所有者である寺社により管理が行われ、また文化財保護法に基づく修理や防災施設の整備等が実施されてきた。しかし、個々の重要文化財についての修理計画や防災施設設置計画については、指定年月日の新旧等によって内容に多少とも相違が認められるため、それらの計画の基本的な指針として、文化庁が定めた「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」をも踏まえつつ、保存管理の基本的な考え方を示すことが必要となった。

C 世界遺産一覧表への登録・推薦に先立って行われた保存管理計画の策定の経過

平成12年7月に、和歌山県内のみならず奈良県・三重県にも広く及ぶ参詣道と社寺境内を合わせて「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産一覧表への記載を推薦する方針が示されたことを受け、平成13年9月3日に和歌山県は歴史学・歴史地理学・考古学・植物学・都市計画学・史跡整備の各分野の学識経験者8名を委員とする『「高野・熊野」世界遺産登録学術調査委員会』を設置し、世界遺産推薦資産としての価値評価と保存管理の在り方についての指導・助言を仰ぐこととした。

表2. 「高野・熊野」世界遺産登録学術調査委員会

役職名	氏 名	所属及び職名	専門分野
委員長	小山靖憲	帝塚山大学人文科学部教授	中世史
副委員長	森郁夫	帝塚山大学人文科学部教授	考古学
委 員	神吉紀世子	和歌山大学システム工学部助教授	都市計画学
委 員	高須英樹	和歌山大学教育学部教授	植物学
委 員	田中智彦	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	歴史地理学
委 員	西山克	関西学院大学文学部教授	近世史
委 員	増渕徹	京都橘女子大学文学部助教授	古代史
委 員	山陰加春夫	高野山大学文学部教授	中世史

その後、文化庁の指導・助言と、平成14年7月26日における『「高野・熊野」世界遺産登録学術調査委員会』の審議の結果を盛り込み、推薦資産に含まれる和歌山県下所在の構成要素のうち、特に土地の所有関係が複雑な史跡等を対象として『「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画書』を策定した。この保存管理計画書は本保存管理計画の母胎となるものであり、各史跡等の管理団体である和歌山県・各市町が、個別の史跡等の保存管理計画を策定する上で、指針としての役割を持つものであった。

さらに、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産一覧表への記載を推薦するに当たっては、世界遺産推薦書の作成に関し3県に及ぶ構成資産の全体を対象として価値評価を行うのみならず、保存管理の包括的な指針を定めることが求められたため、3県の学術調査委員会委員のうちの7名によって構成する『「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』（略称は「三県学術委員会」）を設置し、平成15年1月10日に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』を策定した。

表 3. 「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会

役職名	氏 名	所属及び職名	専門分野
委員長	金関 恕	(財) ユネスコ・アジア文化センター 文化遺産保護協力事務所長	考古学
副委員長	鈴木嘉吉	奈良県文化財保護審議会会長	日本建築史
委 員	岩井宏實	帝塚山大学名誉教授	民俗学
委 員	神吉紀世子	和歌山大学システム工学部助教授	都市計画学
委 員	小山靖憲	帝塚山大学人文学部教授	中世史
委 員	田中智彦	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	歴史地理学
委 員	酒井 一	三重大学人文学部名誉教授	近世史

D 世界遺産一覧表への登録後に行われた保存管理計画の見直しと再整理の経過

平成16年7月7日に「紀伊山地の霊場と参詣道」は世界遺産一覧表に記載されたが、世界遺産委員会はその記載に際し、文化的景観の観点から保存管理の対象とすべき構成要素を再度特定し、その保存管理の方法と体制を明示するよう勧告を付した。この勧告に基づき、世界遺産の全体を対象とする包括的保存管理計画のみならず、各県ごとの世界遺産を対象とする保存管理計画についても見直しを行い、特に所有関係が複雑な個別の史跡等については、保存管理計画を再整理する作業を行うこととなった。

このような経緯に基づき、平成17年5月19日に新たに設置された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』の下に、学識経験者等による「学術調査委員会」を設置し、そこにおける審議を経て、平成17年10月4日に世界遺産の全体を対象とする包括的な保存管理計画及び各県の世界遺産を対象とする本保存管理計画が承認され、効力を発することとなった。

表 4. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会

役職名	氏 名	所属及び職名	専門分野
委員長	金関 恕	大阪府立弥生文化博物館長	考古学
副委員長	鈴木嘉吉	奈良県文化財保護審議会会長	日本建築史
委 員	岩井宏實	帝塚山大学名誉教授	民俗学
委 員	酒井 一	三重大学人文学部名誉教授	近世史
委 員	八賀 晋	三重県文化財保護審議会会長	考古学
委 員	増淵 徹	京都橘大学文学部教授	古代史
委 員	山陰加春夫	高野山大学文学部教授	中世史

E 世界遺産の軽微な変更提案に行われた保存管理計画の見直し

世界遺産の構成資産である史跡熊野参詣道の追加指定及び史跡高野山町石の追加指定と史跡高野参詣道への名称変更が実施されるとともに、それらが世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の軽微な変更提案により追加登録されるにあたり、包括的な保存管理計画及び和歌山県保存管理計画を見直すこととなった。

軽微な変更対象の資産がほぼすべて和歌山県に所在するため、和歌山県では包括的

な保存管理計画と和歌山県保存管理計画を見直すために、文化庁の指導・助言とともに、平成27年（2015）2月から有識者会議を開催して検討した。なお、包括的な保存管理計画見直しのための有識者会議は、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会学術調査委員会』が再編された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会』の有識者により検討を実施した。こうして検討された包括的な保存管理計画と和歌山県保存管理計画は、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会』での審議を経て、平成27年12月1日に承認をされ、効力を発揮することとなった。

表5. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」専門委員会

役職名	氏 名	所属及び職名	専門分野
委員長	西村幸夫	東京大学教授	都市計画学
副委員長	速水亨	日本森林管理協議会副議長	林業
委 員	小野健吉	(独法)奈良文化財研究所副所長	造園学
委 員	櫻井敏雄	(公財)和歌山県文化財センター理事長	日本建築史
委 員	菅谷文則	奈良県立橿原考古学研究所所長	考古学
委 員	高須英樹	和歌山県立自然博物館館長	植物学
委 員	増井正哉	京都大学教授	古代史
委 員	山陰加春夫	高野山大学文学部名誉教授	中世史

表6. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」軽微な変更申請書作成及び同保存管理計画改訂にかかる合同有識者会議

氏 名	所属及び職名	専門分野
小野健吉	(独法)奈良文化財研究所副所長	造園学
櫻井敏雄	(公財)和歌山県文化財センター理事長	日本建築史
菅谷文則	奈良県立橿原考古学研究所所長	考古学
高須英樹	和歌山県立自然博物館館長	植物学
西村幸夫	東京大学教授	都市計画学
速水亨	日本森林管理協議会副議長	林業
増井正哉	京都大学教授	古代史
水田義一	和歌山県立紀伊風土記の丘館長	歴史地理学
山陰加春夫	高野山大学文学部名誉教授	中世史

2 目的

和歌山県には、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産のうち、熊野三山と高野山の2つの霊場がある。熊野三山は、自然を神聖視する原始信仰を根源とし、神仏習合の影響を受けて以後、幾多の人々の信仰の下に発展し、今日においてもなお民衆の信仰を集めている。一方、高野山は僧空海が中国から持ち帰った真言密教の根本道場として金剛峯寺を創建した地であり、承和2年（835）に空海が入定した奥院には各時代を通して数多くの人々が墓碑や供養塔を建立し、一大聖地を形成している。これら2つの霊場は、ともに緑豊かな林叢に包まれ、霊場にふさわしい環境を保っている。また、熊野参詣道や高野参詣道に代表される2つの霊場への参詣道は、時代の移り変わりとともに、少しずつではあるがその姿を変えつつも、今日まで比較的良好な姿で遺されてきた。この参詣道の周辺にはスギ・ヒノキなどの人工林・二次林・照葉樹林などが良好な自然環境を保持している。また、沿道には集落が点在し、近世から近代にかけての農山村の姿を保っている。

本保存管理計画は、このような人類にとってかけがえのない共通の財産である世界遺産を後世に確実に継承していくため、その重要性を十分に認識するとともに、平成15年1月10日に策定した『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』に基づき、和歌山県下に所在の構成資産及び周辺の環境や景観を将来的に適切に保存・管理する上での具体的な方針を、奈良、三重両県と統一性を保ちながら示すことを目的とする。さらに、各史跡等の所有者又は管理団体である市町及び所有者である社寺等においては、個別の史跡等について詳細な保存管理計画を策定し、それらの適切な保存・管理に当たる必要があるため、本保存管理計画はその指針としての役割を担うとともに、多様な所有形態と利用方法に伴って史跡等の現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の発生に備えて、その適切な取扱いについての基準を明確に示すことを目的とする。

なお、各史跡等が所在する市町は管理団体に指定され、各史跡等についての保存管理計画も平成18年1月に策定した。

また、重要文化財に指定されている建造物の修理又は防災施設の設置に関する事業については、原則として指定された年度より計画的かつ継続的に実施している。

（1）世界遺産の構成資産の範囲

世界遺産の構成資産のうち、霊場についてはそのほとんどが社寺の境内地であるが、一部に国有地（農林水産省所管国有林）の区域を含んでいる。また、世界遺産の構成資産である土地（史跡等の指定地）は参詣道や霊場としての特性が良好に保たれている範囲に限定され、旧態が失われている範囲や宗教関係以外の施設が建設されている地域などについては除外している。なお、構成資産の土地の範囲等については前掲図1及び表7に示すとおりである。

表 7. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等の面積・距離

史跡等の名称		史跡等が所在する市町	面積 (ha)	距離 (km)
史跡大峯奥駈道		田辺市	7.4	5.8
史跡熊野参詣道	中辺路	田辺市 新宮市 那智勝浦町	51.1	100.2
	熊野川	田辺市 新宮市	34.0	34.0
	大辺路	田辺市 白浜町 すさみ町 串本町 那智勝浦町	5.1	14.1
	小辺路	田辺市 高野町	1.1	9.1
	伊勢路	田辺市 新宮市	0.2	2.2
史跡高野参詣道（旧史跡高野山町石）	町石道	九度山町 かつらぎ町 高野町	14.3	24.0
	三谷坂	かつらぎ町	1.5	2.6
	京大坂道不動坂	高野町	0.2	1.5
	黒河道	橋本市 九度山町 高野町	0.9	10.3
	女人道	高野町	1.2	10.2
	慈尊院	九度山町	0.3	—
	丹生宮省符神社	九度山町	0.7	—
史跡熊野三山	熊野本宮大社	田辺市	4.0	—
	熊野速玉大社	新宮市	27.0	—
	熊野那智大社	那智勝浦町	0.3	—
	青岸渡寺	那智勝浦町	0.2	—
	補陀洛山寺	那智勝浦町	0.1	—
名勝那智大滝		那智勝浦町	3.1	—
天然記念物那智原始林		那智勝浦町	9.0	—
史跡金剛峯寺境内		高野町	28.5	—
史跡丹生都比売神社境内		かつらぎ町	1.6	—

（２）世界遺産の構成資産である史跡等及び重要文化財の指定説明

A 熊野三山

① 史跡 熊野三山

熊野三山は、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社の総称で、それぞれが神道による固有の祭祀起源を持つが、10世紀後半には神仏習合の影響を受けて祭神を相互に合祀し、「熊野三山」の信仰形態が成立した。11世紀以降は日本第一の霊験所として多くの参詣者が訪れる所となり、我が国の信仰史上きわめて重要な役割を果たしてきた。

② 名勝 那智大滝

熊野の那智山中に水源を発する那智川の中流に位置し、熊野酸性岩の断崖に懸かる落差133mの直瀑である。那智川の上流部には「那智四十八滝」と称される大小多数の滝があり、「一の滝」とも呼ばれる大滝は、古くから神道及び仏教の信仰対象とされ、また日本三名瀑の一つとして著名である。指定範囲には、大滝の上流に位置する「二の滝」の区域も含まれる。

③ 天然記念物 那智原始林

温暖・多雨な気候に恵まれた那智山にあり、イスノキが優占する照葉樹林である。森林の各階層はよく発達し、構成種もきわめて多く、シダ植物も数多く見られるなど、豊富な植物相を見せる原生の姿をよく遺すこの地域の代表的な森林である。

④ 天然記念物 熊野速玉神社のナギ

本州の暖地に自生するイヌマキ科の常緑高木ナギの老巨木で、樹齢は800年と推定され、平重盛手植えの伝承がある。高さは約18m、目通りの幹回りが約4.45mで、地上から高さ2mの位置でほぼ同じ太さの7本の支幹に分かれるが、いずれも枝葉がよく生育し、参道上に壮大な樹冠を広げ、神木として信仰を集めている。

⑤ 重要文化財 熊野本宮大社

熊野三山の一つとして栄えた熊野本宮大社は、洪水による被害を受けたため明治24年（1891）に現在地に移った。現在の社殿3棟は享和元年（1801）から文化7年（1810）にかけての建立である。各社殿はいずれも大規模で木柄が太く、入母屋造の屋根を用いた形式や細部の手法に特徴がある。全国の神社建築に影響を与えた熊野三山の社殿形式を伝えるものとして、わが国の神社建築史上貴重である。

⑥ 重要文化財 熊野那智大社

那智山中にある熊野那智大社は、熊野三山の一つとして栄えた。現在の社殿8棟のうち、第一殿から第六殿は嘉永4～7年（1851～1854）、御県彦社が慶応3年（1867）の建立である。これら社殿の配置や形式には特徴があり、全国の神社建築に影響を与えた熊野三山の社殿形式を伝えるものとして、わが国の神社建築史上貴重である。

⑦ 重要文化財 那智山青岸渡寺本堂

那智山の如意輪堂と呼ばれ、「西国三十三所観音巡礼」の第1番札所として崇敬を集めてきた。現在の建物は天正18年（1590）に豊臣秀吉の命により再建されたもので、形式・構造ともに当時の手法をよく遺している。

⑧ 重要文化財 那智山青岸渡寺宝篋印塔

那智山青岸渡寺本堂の傍らに立つ総高4.3mの大型の宝篋印塔で、屋根の一隅を欠くほかは相輪に至るまで完存している。元亨2年（1322）の刻銘があり、造立の主旨、願主、石工が明らかである。大規模で形が整い、年代の明らかな宝篋印塔として貴重である。

B 高野山

① 史跡 金剛峯寺境内

空海が弘仁7年（816）に真言密教の根本道場として開創した金剛峯寺は、各時代を通じて広範な尊崇を集め、現在も特殊な伽藍配置の堂塔を伝えている。金剛峯寺の現境内地のうち「伽藍地区」・「大門地区」・「奥院地区」・「金剛三昧院地区」・「徳川家霊台地区」・「本山地区」の6地区が、その歴史的重要性に鑑み指定されている。

② 史跡 丹生都比売神社境内

高野山の中腹に位置し、金剛峯寺の鎮守とされる神社である。空海が高野山金剛峯寺を開創するに当たり、高野山周辺地域の地主神であった丹生都比売がその神領を空海に譲ったという伝承があり、我が国における仏教施設の開山と地主神との関係を考える上で重要である。

③ 国宝 金剛峯寺不動堂

建久8年（1197）に鳥羽上皇皇女八条院璋子内親王の御願により行勝上人の建立にかかるものとされる。もと山内の一心院谷にあり、明治41年（1908）の解体修理の際に、

現在地に移された。平面や軒の納まりが複雑で特異な形態の建物であるが、前時代の手法が見られ、鎌倉時代のこの種の遺構中の傑作である。

④ 国宝 金剛三昧院多宝塔

金剛三昧院は、北条政子が源頼朝供養のために禅定院内に建立した。多宝塔は3代將軍実朝の供養のため貞応2年（1223）に建立され、鎌倉時代の多宝塔として極めて貴重な遺構である。

⑤ 重要文化財 金剛峯寺山王院本殿

山王院本殿は、史跡金剛峯寺境内（伽藍地区）の西端に位置する。空海が伽藍の建立に際し丹生・高野明神を勧請したことに始まり、真言密教の総本山の鎮守として尊崇を集めてきた。総社を合わせて3棟の社殿は大永2年（1522）南都工匠により再建されたもので、格式ある本山寺院の鎮守として重要な遺構である。

⑥ 重要文化財 金剛峯寺奥院経蔵

史跡金剛峯寺境内（奥院地区）の北部にある御廟（空海の入定所）東に隣接して建つ。慶長4年（1599）石田三成が朝鮮から請来した高麗版一切経の寄進に際し建立したもので、細部の表現や装飾に桃山時代の特色が表れている。

⑦ 重要文化財 金剛峯寺大門

史跡金剛峯寺境内の西端に位置する大門地区にあり、高野山上伽藍の総門として知られる。大門は平安時代後期に鳥居形式から改められて以来、再建を繰り返してきたが、現在の大門は宝永2年（1705）のもので、江戸時代の大建築の一例としても貴重である。

⑧ 重要文化財 金剛峯寺徳川家霊台

史跡金剛峯寺境内の徳川家霊台地区にあり、徳川家康の霊屋と徳川秀忠の霊屋が並んで建てられている。三代將軍徳川家光の命によって建立され、寛永20年（1643）に落慶した。宝形造の堂宇の規模は小さいが、構造が精緻なうえ、各種の技法を駆使した装飾は見事である。

⑨ 重要文化財 佐竹義重霊屋

常陸国佐竹藩主佐竹義重の霊を祀るもので、慶長4年（1599）の建立である。内部は石敷きで5基の宝篋印塔を安置する。墓塔の覆堂として例が少なく、建立年代も明らかで、47本の五輪塔形の卒塔婆を建て並べた壁面の特別な形式や地方的な装飾技法など、見るべき点が多い。

⑩ 重要文化財 松平秀康及び同母霊屋

越前松平家の廟所に建つ2棟の石造霊屋で、向かって右が初代秀康を祀るため慶長12年（1607）に2代忠直が建立したものである。また、左は秀康自身が母を祀るために慶長9年（1604）に建立した。2棟とも越前の笏谷石が用いられ、石造の霊屋としては規模が大きく様式手法も優れている。

⑪ 重要文化財 上杉謙信霊屋

戦国時代の武将として広く知られた上杉謙信の霊屋である。建立年代は明らかではないが、様式手法から江戸時代初期のものと推定される。高野山にある各藩の霊廟の内では比較的早く、重要な資料である。

⑫ 重要文化財 金剛三昧院経蔵

校倉造、檜皮葺の経蔵で、国宝の多宝塔と同じく貞応2年（1223）北条政子の建立に

かかる。他に類例の乏しい鎌倉時代の校倉造の好資料である。

⑬ 重要文化財 金剛三昧院四所明神社本殿

金剛三昧院の鎮守社である。墨書により天文21年（1552）の建立であることが知られる。丹塗りで、長押以上は極彩色で飾られ、絵様彫刻の意匠とともに室町時代最末の特徴を示している。小社ながら細部にすぐれ由緒ある寺院の鎮守として貴重である。

⑭ 重要文化財 金剛三昧院客殿及び台所

金剛三昧院境内の北部を占める一棟の建物で、江戸時代前期の客殿及び台所に宝暦8年（1758）建築の玄関が取り付くものである。高野山上に数ある子院の中で江戸時代前期の形態をよく伝え、当時の障壁画も遺り貴重である。

⑮ 重要文化財 丹生都比売神社本殿

丹生都比売神社は、高野山の鎮守として崇敬を集めてきた。地主神の丹生・高野明神と承元2年（1208）に勧請された気比・巖島明神を祀る4棟が北面して並立する。現本殿のうち、第一殿が正徳5年（1715）、第二殿と第四殿が文明元年（1469）、第三殿が明治34年（1901）の建立である。

⑯ 重要文化財 丹生都比売神社楼門

丹生都比売神社本殿の前に建つ入母屋造、檜皮葺の3間1戸の楼門である。平成5年の解体修理で発見された墨書から明応8年（1499）の建立であることが判明した。

⑰ 重要文化財 丹生官省符神社本殿

丹生官省符神社は、空海が紀ノ川南岸に政所として創建した慈尊院の鎮守として丹生・高野両明神を祀り、後に気比・巖島明神と、天照大神・八幡大神・春日大神を合祀して、丹生七社大明神と号した神社である。北面して並立する3棟の本殿は、永正14年（1517）又は天文10年（1541）の建立で、細部形式にこの地方の特徴がよくあらわれている。

⑱ 重要文化財 慈尊院弥勒堂

寛平4年（892）の墨書銘がある国宝弥勒仏坐像を本尊として安置する、宝形造、檜皮葺の安定感のある建物で、内陣の須弥壇回りや天井は鎌倉時代の古式をよく遺しており、価値が高い。附指定の石露盤宝珠のうち、露盤は鎌倉時代で、宝珠には寛正6年（1465）の刻銘がある。

C 参詣道

① 史跡 大峯奥駈道

大峰山脈の主稜線を通り、吉野と熊野の2大聖地を結ぶ道である。急峻な大峰山脈の山岳地帯と大峯奥駈道は、我が国固有の信仰である修験道において最も重要な修行とされる「奥駈」の場となっており、沿道には寺社以外にも宿や靡と呼ばれる霊地が点在するなど、修験道の歴史を考える上で極めて重要である。

② 史跡 熊野参詣道

古代末期から近世・近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民までが熊野三山への信仰と憧憬に導かれて歩んだ道であり、我が国の歴史・社会・文化を知る上で欠くことのできない交通遺跡である。

③ 史跡 高野参詣道（旧 史跡 高野山町石）

古代から近世・近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民までが空海及び高野山に対する信仰に憧れて歩んだ道で、我が国の歴史・社会・文化を知る上で欠くことのできない交通遺跡である。高野参詣道のうち町石道の約24kmには220基にのぼる町石が連続して遺されており、度量衡史を考える上で重要な遺跡である。

第Ⅱ章 構成資産の概要

1 歴史的環境

（1）参詣道

「熊野参詣道」は、『梁塵秘抄』にみられるように、すでに12世紀には「紀路」と「伊勢路」の二つの経路に分かれていたことが知られる。そのうち紀路（又は「紀伊路」）は、京都から淀川を舟で下り摂津の渡辺で上陸、沿道に祀られた熊野九十九王子社に参拝を重ねながら大阪湾沿いに一路南下して紀伊国に入り、紀伊田辺から東に向かい山中に分け入る「中辺路」と、南下して海岸沿いに進む「大辺路」に分かれる。これらの経路とは別に、高野山から標高1,000mを超える3つの峠を越えて本宮に至る「小辺路」がある。

中辺路は、古代から熊野三山参詣の主要道として利用されていたが、特に11～13世紀には上皇や女院により「熊野御幸」と呼ばれる熊野参詣が数多く行われ、15世紀頃からは西国三十三所観音巡礼の経路となって全国各地からの参詣者が増加し、16世紀には「蟻の熊野詣」とされるほど活況を呈した。中辺路の一部を成す熊野川は、紀伊山地の北部に位置する大峰山脈の山上ヶ岳の山域を水源とし、深い溪谷を縫うように南又は南東に流れて太平洋へと注ぐが、11世紀以来盛んになった熊野参詣では、中流と河口部にそれぞれ位置する熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶ重要な水上交通路として利用された。険しい両岸に点在する奇岩怪石はすでに12世紀において「熊野権現の持ち物」と考えられ、また近世にはそれぞれ形状に応じて独特の命名がなされるなど、文化的景観としての性質を備えていた。

大辺路は、紀伊半島西岸を南下し、串本を経て那智の浜の宮に至る参詣道である。距離は長いが海岸線近くを進むため、移り変わる景色を眺めながら歩む参詣道であり、近世に文人墨客が好んで利用した。

小辺路は、熊野参詣道の各経路の中でも最も険しく、修験者によって開かれたと考えられる。近世に至って京・大坂方面から西国観音霊場である那智山如意輪堂（現青岸渡寺）に向かう巡礼路として、また伊勢参りの後に熊野へ参詣し高野山を経て京・大坂方面に向かう経路として利用されるようになった。

伊勢路は、10世紀後半にはすでに開設されていたが、中辺路が参詣の主要道となった中世以降は衰退した。しかし、15世紀に東国からの伊勢参詣・西国三十三所観音巡礼が盛んになるに従い、再びその利用が盛んとなった。和歌山県域には、新宮市熊野川町日足から萬歳峠を経て中辺路に含まれる小雲取に至るまでの約2.2kmが遺る。

大峯奥駈道は、10世紀に修験道の行場として重視されるようになって以来、現在に至るまで連綿と生き続けている修行の道である。中世には、行程中に修行場・休憩所・宿泊所を兼ねた「宿」が設けられ、近世には42の宿と、祠・窟・岩場・滝など75の摩

の霊地が設けられた。近世中頃には庶民の講による登拝が盛んになり、現在も教団・寺院・講などによる奥駈が行われている。

高野参詣道は、紀伊山地の北西部に位置する高野地方に、空海によって弘仁7年(816)に標高約800mの山上盆地に開山された真言密教の根本道場である高野山と山下を結ぶ参詣道である。

町石道は高野山の壇上伽藍を起点とし、山下の慈尊院・丹生官省符神社に至る区間と、壇上伽藍から奥院に至る区間にそれぞれ五輪塔形の「町石」が1町ごとに立てられた参詣道である。壇上伽藍から慈尊院の間には180基、伽藍から奥院の弘法大師御廟までの間には36基、計216基の町石が立てられている。またこれ以外に、1里ごとに里石4基が設置されている。

三谷坂は、紀ノ川沿いの丹生酒殿神社から丹生都比売神社を経由して参詣し、町石道に合流する場合に利用された町石道の派生経路である。町石道同様、皇族の高野参詣の経路で、12世紀には利用されている。

京大坂道不動坂は、紀ノ川から高野山に至る経路で、14世紀にすでに成立し、近世には街道として整備された参詣道である町石道よりも短時間で高野山に至ることから、町石道に代わって、庶民によって行われる高野参詣の主要道となった。

黒河道は、主に大和街道からの参詣者に利用された経路で、16世紀には成立していた。当該期の権力者豊臣秀吉が高野山から下山する際に遁走したという伝承が残る。

女人道は、境内への立入りを禁止された女人のための高野七口の女人堂と奥院の背後の高野三山を巡拝するために近世後半には成立した参詣道である。空海及び高野山に憧れる女性達が利用した。

(2) 霊場

【熊野三山】

熊野本宮大社は、古く「熊野権現」・「証誠殿」・「熊野坐神社」とも呼ばれ、家津御子大神を主祭神とし、熊野十二所権現を祀る。創祠は有史以前に遡ると伝え、文献上は『日本三代実録』の貞観元年(859)正月27日条が初見である。現社地に建つ本殿は、明和7年(1770)の火災の後、享和元年(1801)から文化7年(1810)にかけて再建されたもののうち、明治22年(1889)の水害で流失を免れた上四社3棟を移築したものである。社殿は正安元年(1299)の『一遍上人絵伝』や13世紀の作で米国のクリーブランド美術館蔵の『熊野曼荼羅』にも描かれた配置を基本的に受け継いでいる。また、現社地は明治24年(1891)に遷座した地とはいえ、既に1世紀以上を経ており、周囲の自然環境と一体化した神社特有の社頭景観を創り出している。

熊野本宮大社の旧社地である大斎原は、熊野川とその支流である音無川が合流する地点に位置し、明治22年(1889)の水害までは、多くの参詣者を迎えた地である。杉の古木に囲まれた中央部には、かつて社殿が並び建っていた矩形の切石積基壇が遺り、熊野の霊域を感じさせる。東西に長い基壇上の北半部は土壇状を成し、流失した中四社・下四社を祀る石造の小祠が建てられ、祭祀が継続されている。

熊野速玉大社は熊野川河口近くの右岸に鎮座し、速玉大神を主祭神とする。現社地の背後にある旧社地権現山の一峯神倉山のゴトビキ岩に降臨した神を新たに宮殿に祀ったことから「新宮」とも呼ばれる。創祠は有史以前に遡るものと考えられ、『扶桑

略記』・『帝王編年記』・『水鏡』などの文献には2世紀中頃のことと記されている。平成元年（1989）の発掘調査では、境内の一角から3,000～5,000年前の遺跡をはじめ、中国製白磁を含む12世紀の遺物を伴う掘立柱建物なども発見された。また、平成5年（1993）の礼殿建設に伴う発掘調査では、15世紀から明治16年（1883）に焼失するまでの4期にわたる礼殿の跡が検出されるなど、社殿が中世から同一場所に繰り返し建て替えられてきたことが判明した。応徳2年（1085）の遷宮に際し白河天皇が平清盛を勅使として遣わして以後、上皇や貴族の参詣が盛んになったが、神門手前の参道左側には、平治元年（1159）に平重盛が社殿落成を記念して植えたものと伝えられる推定樹齢800年のナギが壮大な樹冠を広げ、神木として信仰の対象となっており、天然記念物に指定されている。

また、浄土信仰の隆盛に伴い、熊野三山では12～13世紀を中心として埋経が盛んに行われてきたが、当社の場合も現社地・旧社地・御旅所で経塚が発見されている。なお、現社殿は、明治16年（1883）の火災以後、仮殿で継続されてきた祭祀の場として昭和27年（1952）に正式に再建されたものである。このように熊野速玉大社の境内は、熊野信仰に関連する遺跡や宗教的景観をはじめ、紀南地域では数少ない先史時代の遺跡も存在するなど、当地域の歴史を考古学的に解明することのできる複合遺跡として重要である。

熊野那智大社は那智山の中腹（標高340m）に鎮座し、現社地から谷を挟んで遙拝できる那智大滝を神聖視する原始信仰に始まるものと考えられる。熊野三山の1社として主祭神夫須美大神をはじめとする熊野十二所権現を祀るが、当社ではさらに那智大滝を神格化した「飛瀧権現」（滝宮）を加え熊野十三所権現の形制をとっている。現社殿は嘉永4～7年（1851～1854）に再建されたもので、熊野本宮大社や熊野速玉大社のように横一列に並ぶものではなく、三所権現をはじめとする主要五社殿5棟と八社殿1棟が鉤形に配置されている。13世紀の絵巻物や熊野曼荼羅にも描かれているこの社殿配置は、信仰の中心である那智大滝との位置関係や地形に制約を受けた結果と考えられる。

青岸渡寺は那智大滝に出現した観音像にまつわる開基伝承を持つ天台宗の寺院で、古くは那智如意輪堂と称し、那智権現の供僧寺であった。12世紀後半に始められ、15世紀頃から大衆の間に広まった「西国三十三所観音巡礼」の第一番札所として知られる。今も観音信仰の中心的霊場として、多数の参詣者や巡礼者が訪れている。現本堂は熊野那智大社の北東に隣接し、神仏習合の時代の建物配置を今日まで伝える貴重な事例である。天正18年（1590）に豊臣秀吉が大檀那となって再建したもので、同時に大門・鐘楼・護摩堂・宝蔵なども建立された。また、本堂東側の縁に隣接して、台座に元亨2年（1322）の刻銘のある重要文化財の宝篋印塔が建つ。

那智大滝は、「那智の滝」・「お滝」・「一の滝」とも呼ばれ、熊野の自然信仰の在り方を現在に伝えている。那智山中の烏帽子岳・妙法山・舟見峠を源流とする溪流を集め、高さ133mの熊野酸性岩の垂直に切り立った岩肌を落下する銚子口の幅13m、滝壺の深さ10mのわが国第一の名瀑である。那智大滝の上流にはこの滝を含め「那智四十八滝」と呼ばれる多くの滝があり、修験道の行場になっている。なお、那智大滝と二の滝の間には、山上不動堂跡、亀山天皇御卒塔婆建立地跡、花山法皇御籠所跡等が散在し、自然的・歴史的景観を遺している。

那智原始林は、熊野那智大社所有の森林の一部を成す。那智大滝の東側一帯の面積約33.5haの区域を占め、古くから神社の管理の下に保護され、滝と一体となり原始の姿を現在に伝えている。林相は、常緑広葉樹林（照葉樹林）として原生の姿をよく遺している。

補陀洛山寺は、新宮から海岸線に沿って南下する中辺路が、内陸部の那智山に向かい、西に折れる地点に所在する。熊野九十九王子社の一つである浜の宮王子の祭祀を受け継ぎ11世紀の熊野三神像を伝える熊野三所権現大神社に隣接し、夫須美大神の本地仏である同時代の千手観音像を本尊とする。もとは浜の宮王子の供僧寺で補陀洛寺ともいい、補陀落渡海の住僧を出した寺院として知られ、神社に併設された寺院として神仏習合の形態を保っている。文化5年（1808）に大暴風で諸堂塔が破壊され荒廃していたことが『紀伊名所図会』に記されており、江戸時代末期にはほぼ現在のような境内景観となっていたことがうかがえる。

【高野山】

丹生都比売神社は高野山系の標高約450mの山間の小盆地に鎮座し、丹生四所明神又は地名に基づいて天野社とも呼ばれ、古来から高野山一帯の鎮守として信仰を集めてきた。創立は有史以前と伝えるが、『日本三代実録』の貞観元年（859）1月27日条が文献上の初出である。正暦5年（994）に高野山上の御影堂を除く伽藍諸堂が焼失し、高野一山の僧が一時的に居住するところとなった。これを機に神社周辺に密教関係の施設が整備拡充され、「天野伽藍」と呼ばれるようになったものである。応永29年（1422）の『天野三御殿等修理勘録状』や文安2年（1445）の『天野社内小修理勘録状案』には、神殿・拝殿・長床の他、湯屋・楽屋・舞台・中の鳥居・鐘楼・中門・経蔵・山王堂・土蔵・世事所・二の鳥居・護摩所などが見え、天保10年（1839）の『紀伊続風土記』には、前述した建物以外に神人庁・多宝塔・神輿堂・不動堂・大庵室・宝蔵などが記されている。このように旧境内は広大で諸建物が建ち並び壮麗を極めていたと思われるが、明治初期の神仏混淆禁止令・神仏分離令・修験道廃止令により、本殿及び拝殿を兼ねる楼門以外の仏教関係施設は全て取り壊された。社地は高野参詣道町石道から約1.5km離れているが、高野参詣の途次に立ち寄る人々は多く、第百三十六町石付近の六本杉峠から三谷坂の一部を下り参拝の後、「八町坂」を登って神社遙拝のための「二つ鳥居」が建つ第百二十町石付近で町石道に戻り、さらに山上を目指した。

金剛峯寺は、空海が弘仁7年（816）に真言密教の根本道場として高野山上に開創して以来、連綿と継承されてきた信仰と密教思想を表す特殊な伽藍配置を伝える山岳寺院である。東西に長い山上盆地には金剛峯寺を中心に現在117もの寺院が密集し、山上宗教都市を形成している。山上でも重要かつ特徴的な「大門地区」・「伽藍地区」・「本山地区」・「奥院地区」・「徳川家霊台地区」・「金剛三昧院地区」から成る6つの地区が、「金剛峯寺境内」として史跡に指定されている。

大門地区は、一山の総門である重要文化財の金剛峯寺大門が建つ地域である。大門は当初は鳥居形式で、現在の場所から数町下方に当たる町石道九折谷にあったと伝えられ、永治元年（1141）に3間2階の楼門形式に、寛喜2年（1230）には5間2階の楼門に改められたとされる。以後、数度の火災に遭うがその都度再建を繰り返し、現在的大门は元禄元年（1688）の火災後の宝永2年（1705）に再建されたものである。

伽藍地区は、一括して「壇上伽藍」と呼ばれる根本大塔や金堂をはじめとする主要

堂塔が所在し、空海の入定所である御廟を中心とする奥院と併せて「兩壇」と呼び、山上でも神聖性が最も高い地域である。創建期の壇上伽藍は、真言密教の教義に基づき、南北中心線上に中門と金堂を配し、その後方の東に胎藏界を表す根本大塔、西に金剛界を表す西塔を置くというものであったが、現在の壇上伽藍は、その後の金剛峯寺の宗勢の拡大を反映して、南北中心線の西側に山王院本殿と拝殿・鐘楼・孔雀堂・准胝堂・御影堂の一群と宝蔵・六角経蔵が、また東側には大会堂・愛染堂・不動堂・三昧堂・東塔などの堂塔が建ち並び、周囲の杉の古木群と一体化して山岳霊場にふさわしい文化的景観を形成している。

本山地区は、高野山真言宗の本山である金剛峯寺本坊や宗務所が所在する地域である。金剛峯寺は、学侶方を統率した青巖寺と西隣する行人方を統率した興山寺が明治2年（1869）に合併して成立したものである。青巖寺に当たる本山地区のほぼ東半分については、天正20年（1592）に豊臣秀吉が創建し、文久2年（1862）に再建された建造物群が現存する。大主殿・奥書院を中心に鐘楼・経蔵・護摩堂・第2世座主真然の廟である真然堂が建ち並び、正面に四脚門形式の山門、東に長屋門形式の会下門を開き、南面と西面には矩折した長大なかご堀を廻らせている。西半分の旧興山寺跡には、別殿・奥殿・新別殿などの新しい建物が建ち、廊下で大主殿と結ばれている。

奥院地区は、高野山上盆地の北東部分に位置する。転軸・摩尼・楊柳の高野三山に囲まれ、玉川の清流が流れる谷間の最奥部に、空海の入定所である御廟とその礼堂である燈籠堂があり、そこに至る約2kmの参道に沿って、弘法大師と諡名された空海を信仰する人々の墓石が密集している。弘法大師信仰は、承和2年（835）に空海が入定し廟が建立されたことに始まるとされる。また、奥院を弘法大師の永眠の場所とする風習は浄土信仰が盛んとなった12～13世紀に遡り、昭和39年（1964）に実施された発掘調査では、大師廟及び燈籠堂の周辺から当時の埋経信仰・納骨活動に伴う遺物が大量に出土した。さらに庶民の霊場参詣が盛んとなった15世紀以後、全国各地の人々によって建立された大小の石造五輪塔は20万基を越えるといわれ、現在も墓碑の建立が続いている。また、奥院には、夥しい数の石塔とともに、奥院経蔵・上杉謙信霊屋・佐竹義重霊屋・松平秀康及び同母霊屋などの建造物や、豊臣家墓所・禅尼上智碑・崇源夫人五輪石塔・高麗陣敵味方戦死者供養碑等の歴史資料としての価値の高い文化財が数多く遺されている。また、参道の両側に林立する千数百本のスギは金剛峯寺により禁伐林として保護されてきたもので、500～600年の樹齢を誇る。「奥の院の大杉林」として和歌山県の天然記念物に指定されており、苔むした墓碑群と一体となって神聖な雰囲気醸し出し、霊地としての文化的景観の典型を示している。

徳川家霊台地区は重要文化財の徳川家康・秀忠父子の霊屋が建つ地域で、宝形造の霊屋2棟がそれぞれ透堀に囲まれて東西に並び建てられ、東の霊屋には家康を、西の霊屋には秀忠を祀る。造営は3代将軍家光の命により寛永18年（1641）頃に完成し、同20年（1643）に落慶した。霊台の敷地は小さな谷筋を利用して造成したもので、山内には数少ない高石垣を築いて平坦な敷地を造成している。なお、敷地内には、明治21（1888）年に焼失した位牌堂の礎石が遺る。

金剛三昧院地区は、度重なる火災により歴史的建造物の多くが焼失した高野山上にあって、中心地域から離れていたため類焼を免れ、13世紀創建の主要建造物をはじめとする建物と境内地の林叢がともに遺存している地域である。金剛三昧院は、北条政

子が夫源頼朝の菩提を弔うために建立した。現在、境内には3代将軍実朝の菩提を弔うために建てられた国宝の多宝塔をはじめ、重要文化財の経蔵、客殿及び台所、四所明神社本殿や宿坊施設等が建ち、12～13世紀に浄土教と弘法大師信仰の興隆を反映して数多く建立された山上祈願所の唯一の遺構として貴重である。

慈尊院は、高野山下の紀ノ川左岸に金剛峯寺の政所として9世紀に開設された寺院で、本尊の国宝木造弥勒仏坐像には寛平4年（892）の銘がある。承安4（1174）年の「高野山住僧等愁案状」（又続宝簡集）には、高野山の四季を通じての温度差や湿度差を勘案し、聖教・仏具・霊像等を置くため政所を設け、大師持仏堂・大師住坊・渡廊・食堂・僧坊・護摩堂・三昧僧坊・東庁・小舎人所・宝蔵・両納倉・温屋・北門・南門・脇門等の堂舎を建立したことが記されている。また、19世紀末の『紀伊続風土記』には、周囲140間の境内に弥勒堂・拝堂・多宝塔・大師堂・宝篋印塔・護摩堂・鐘楼・北門・東門・西門などが配置されていたことを記している。当寺は近世以前に高野山参詣の表参道であった町石道の起点となり、南に隣接する丹生官省符神社への石段の途中には、文永9年（1272）の銘が刻まれた第百八十町石が建てられているが、もとは慈尊院の西築地塀端の町石道に建っていたものが移されたものである。

丹生官省符神社は、慈尊院に南接し石段を登った平地に鎮座する。金剛峯寺創建期に政所が置かれた際に、丹生都比売神社から丹生・高野明神を鎮守として勧請したことに始まり、その後、永承4年（1049）に政所を含む周辺が高野山領の官省符荘となって以来、荘園全体の鎮守として崇敬されてきた。社殿は永正14年（1517）に紀ノ川の氾濫に備えて現社地に遷座して以降に建立されたもので、慈尊院と合わせて神社と寺院が並立する神仏習合の信仰形態を伝える貴重な例である。

2 自然的環境

紀伊半島は山域が海岸に迫っているため平野はほとんどなく、紀伊水道沿岸には顕著なリアス式海岸が形成されている。特に御坊市以南の海岸は、海岸段丘や陸繋島などの隆起地形と荒磯の沈降海岸が連続し、変化に富む景勝地を生み出している。長い海岸線の随所に良好な湾を形成し、漁業の盛んな地域でもある。また、半島南岸には黒潮が流れ、本州としては唯一の海洋型の気候を呈する地域であり、四国や九州の南部と共通する。しかし、紀北地方と紀南地方、あるいは海岸と山地により、気候は変化する。特に雨量の地域格差は著しく、瀬戸内気候の影響を受ける紀北地方は寡雨であるが、紀南地方は多雨で年間雨量は平均3,000mmを超える。紀南地方の山地では温暖多雨な気候環境を活かし、伝統的に林業が盛んに営まれてきた。

熊野参詣道はこのような豊かな自然環境の中に開かれた巡礼路であるが、その途上には多くの農山村集落が点在している。中辺路・小辺路は山中に開かれた道ということもあり、そのほとんどがスギ・ヒノキなどの人工林の中に位置する。大辺路は海岸線に開かれた道で、各峠からは変化に富む荒磯の海岸風景を眺めることができる。

高野参詣道のうち町石道、京大坂道不動坂及び黒河道は、紀ノ川の水運を利用して高野山への荷揚げや木材の集積の拠点である高野山下の標高約60mの低所から800mの高所に至るまで一気に登る道であり、標高差により、春の桜及び秋の紅葉を長く楽しむことができる。女人道は、高野山の旧境内の縁辺を圍繞するように開かれた道であるため、そのほとんどが高所のスギ・ヒノキなどの人工林内に位置する。なお、大門近くの町石道及び京大坂道不動坂沿いには金剛峯寺が長年にわたり択伐により維持してきたコウヤマキの林が遺る。

熊野本宮大社現社地は、明治22年（1889）の水害後に旧社地の「大斎原」から遷座した地であるが、社殿群を圍繞するスギ林は周辺の山林と一体化し、本宮大社特有の宗教的景観を呈している。また、旧社地である大斎原は、熊野川と音無川に挟まれた突角部の先端に位置し、熊野川の河床と水位の上昇から、水害に備えて盛土を繰り返してきた所で、現在でも、大雨が降れば冠水する一種の遊水池としての性質を持っている。

熊野速玉大社は本殿背後にスギを主体とする鬱蒼とした社叢が広がり、南西には旧境内に当たる標高253mの千穂ヶ峯を主峰として、標高200m前後の権現山の山域が南北に連続する。その南端に位置する標高120mの神倉山には、「ゴトビキ岩」と呼ばれる熊野酸性岩の巨岩を神体とする神倉神社が鎮座し、山麓までは「天磐盾」と称する岩盤が断崖絶壁を形成している。

熊野那智大社と青岸渡寺が所在する那智山中腹の標高250mから標高340mの間には、石垣を築いて敷地造成された多数の坊跡が遺る。これらの坊跡の最高所に位置する両社寺からは、那智大滝とともに遠くに熊野灘を望むことができる。なお、境内地である那智原始林を含むスギを主体とする山林が、社寺や那智大滝を圍繞している。

紀伊半島の大部分を占める紀伊山地の外縁の地域には、山頂や山地内に自然の地形から成る複数の平坦面が見られる。高野山の山上盆地や丹生都比売神社が鎮座する天野盆地もこれらの平坦面の一つである。

高野山は「内外八葉」と呼ばれる峰々に囲まれた東西に長い平坦地で、西の大門から東の奥院に向かって緩やかに下降し、山内には御殿川と玉川が流れる。御殿川は大門の北に聳える高野山の最高峰である標高984.5mの弁天岳を源流とし、谷上院谷・本中院谷・小田

原通・奥院と東流する。玉川は、摩尼・楊柳・転軸の高野三山を源流とし、奥院の大師廟前を流れる。この廟前では最寒期に寒行の一つである水行が行われ、玉川は宗教的にも重要な意味を持つ川である。なお、この両川は奥院中之橋駐車場付近で合流し、御殿川となって南流し、有田川の源流となる。

山内のうち、特に奥院には宗教的な意味から参道両側にスギが植樹され、現在では樹齢500～600年と推定される大径木が鬱蒼と茂る。奥院は弘法大師の廟を中心とする聖域であるため、金剛峯寺により厳密に保護されている。

丹生都比売神社境内は標高約450mの山中の小盆地に位置する。もとは三方を小川・沼・池に囲まれた尾根の先端を切り開いて造営されたが、現在の境内地は縮小され、周辺地が耕地化したことにより昔日の面影は薄れている。しかし、楼門前面のマツを主体とする境内林と本殿背後のスギを主体とする山林は、鏡池や境内を流れる小川とともに境内景観をより森厳なものとしている。

また、熊野地域は特徴的な地質体により形成された独特な地形が南紀熊野ジオパークとして、平成26年（2014）8月に日本ジオパークに認定されている。その独特な地形は、自然崇拜の発生の要因のひとつで、「紀伊山地の霊場と参詣道」とも密接な関係がある。そのため、構成資産の那智大滝や熊野参詣道の一部は、南紀熊野ジオパークのジオサイトに選定されている。

3 人文的環境

熊野はそのほとんどが複雑で峻険な峰と谷から成り、外界との交通は困難を極め、閉鎖的な僻地として孤立した時代が長かった。このような閉鎖性・孤立性は、この地域を宗教的聖地として神聖視させる結果となり、古代から現代に至るまで日本の代表的な霊場とされてきた。この熊野に至る参詣道には、中辺路の雲取越のように熊野参詣に利用されていた往時の姿を色濃く遺す区間をはじめ、大辺路のように江戸時代に街道として整備され参詣にも利用されてきた状態をとどめる区間、小辺路の高野山から大滝に至る区間や中辺路の野中地区のように町道や国道として利用され、構造そのものが変化して参詣道としての姿をとどめていない区間などが混在する。しかしながら、平成11年（1999）に実施した「ジャパンエキスポ南紀熊野体験博リゾートピア'99」を契機として、道の態様に関わらず、健康づくり・自然観察・俳句ラリー・文化財の見学など様々な目的の下に来訪者が増加している。

一方、高野山への道は、古来、諸方から通じていた。古代・中世には町石道が主参詣道とされたが、近世には橋本から学文路・不動坂を経て女人堂へと至る京大坂道が主参詣道となり、町石道は副次的な参詣道の観を呈していたといわれる。高野山に鉄道・ケーブルカー・路線バスが開設されるまでは、小辺路を含め奥高野の村々の木工細工品などの特産品や生活必需品の運搬に用いられた。高野参詣道は熊野参詣道（中辺路）ほど広く知られていないため、来訪者は比較的少ない。しかし、高野参詣道の各径路の各々の行程をほぼ1日で歩き通せるということや近年の古道ブームなども影響して、徐々にではあるが来訪者が増加しつつある。

熊野・高野両地域ともに既に観光地としての認知度が高く、旅行業者や民間バス会社等による企画観光が実施されている。また、地元青年団体により、高野参詣道町石道を利用した高野山登山ウォークが毎年春秋2回実施されている。熊野参詣道に関しても「ジャパンエキスポ南紀熊野体験博リゾートピア'99」が開かれた平成11年以後、毎年、地元観光

協会による「あげいん熊野詣」など各種のウォークイベントが実施されている。

これらの傾向は、平成16年7月7日に世界遺産一覧表に記載されて以降一層強まり、来訪者、とりわけ外国からの来訪者は世界遺産一覧記載以前よりも非常に増加した。また、世界遺産登録5周年や10周年を記念した環境保全のためのウォークイベントが開催され、来訪者による参詣道の保全活動も実施されている。

平成24年（2012）には、世界遺産条約採択40周年、日本条約批准20周年を記念して、文化庁・自治体・イコモス関係者により、参詣道の保全と継承をテーマとした国際シンポジウムが開催された。

4 世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

「世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況」は表8のとおりである。

表8 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

構成資産		条約上の遺産種別					
		①記念工作物		②遺跡(文化的景観を含む)			
		国内法上の指定状況					
資産エリア	名称	国宝	重要文化財	(参考)所在範囲の土地指定状況	史跡	名勝	天然記念物
熊野三山	熊野本宮大社	—	・熊野本宮大社(第一殿・第二殿、第三殿、第四殿)	史跡	・熊野三山	—	—
	熊野速玉大社	—	—	史跡	・熊野三山	—	・熊野速玉神社のナギ
	熊野那智大社	—	・熊野那智大社(第一殿、第二殿、第三殿、第四殿、第五殿、第六殿、御泉彦社、鈴門及び瑞垣)	史跡	・熊野三山	—	—
	青岸渡寺	—	・那智山青岸渡寺本堂 ・那智山青岸渡寺宝篋印塔	史跡	・熊野三山	—	—
	那智大滝	—	—	名勝	—	・那智大滝	—
	那智原始林	—	—	天然記念物	—	—	・那智原始林
	補陀洛山寺	—	—	史跡	・熊野三山	—	—
高野山	丹生都比売神社	—	・丹生都比売神社本殿 ・丹生都比売神社楼門	史跡	・丹生都比売神社境内	—	—
	金剛峯寺	・金剛峯寺不動堂 ・金剛三昧院多宝塔	・金剛峯寺山王院本殿 ・金剛峯寺奥院経蔵 ・佐竹義重霊屋 ・松平秀康及び同母霊屋 ・上杉謙信霊屋 ・金剛峯寺大門 ・金剛三昧院経蔵 ・金剛三昧院四所明神社本殿 ・金剛三昧院客殿及び台所 ・金剛峯寺徳川家霊台(家康霊屋、秀忠霊屋)	史跡	・金剛峯寺境内	—	—
			・慈尊院弥勒堂	史跡	・高野参詣道	—	—
			・丹生官省符神社本殿	史跡	・高野参詣道	—	—
				史跡	・大峯奥駈道	—	—
				史跡	・熊野参詣道	—	—
				史跡	・高野参詣道	—	—
参詣道	高野参詣道	2件	18件	—	6件	1件	2件
	国内法上の指定文化財数		20件		9件		
	登録資産数						

第Ⅲ章 保存・管理

1 基本方針

参詣道は、深山幽谷の豊かな自然とそこに点在する信仰関連の遺跡とを結ぶ「信仰と修行の経路」として今なお生き続けている。町石等の石造物や王子跡・茶屋跡といった交通関連遺跡も沿道に良好な状態で保存されているのみならず、長期間にわたり使われてきた石畳や石段などの路面の遺構も極めて良好に保存されている。また、那智大滝・那智原始林・熊野速玉神社のナギは信仰の対象であり、霊場又は霊域の森厳さを醸し出す重要な要素となっている。

各霊場はいずれも火災や争乱、国家による宗教政策の変動に伴う危機を乗り越え、今日まで維持・伝達されてきたものである。そうした歴史的経緯から、個々の遺跡は現在に至るまでに多少の改変を受けてはいるが、往時の姿及び環境を今なおとどめ、多くの人々の信仰の対象地として根付いている。

これらの参詣道、霊場、自然的名勝地、動植物種・地質鉱物、歴史的建造物等から成る資産とそれらの周辺環境を将来にわたって確実に保存管理するため、以下の6点を基本方針とする。

- ① 構成資産の諸要素の特定
- ② 構成資産の諸要素ごとの性質に応じた保存・管理の方法の明示
- ③ 現状変更等の取扱方針及び基準の明示
- ④ 周辺環境を構成する諸要素の特定とそれらの保存・管理の方法の明示
- ⑤ 整備活用の基本方針の明示
- ⑥ 保存管理と整備活用を適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示

2 構成資産及びその周辺環境の諸要素

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産は、以下の樹形図に示すとおり、「構成資産の諸要素」と「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」に大別できる。さらに、「構成資産の諸要素」には、当該構成資産の「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」の2種類がある。この樹形図については、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』において示したものである。

以下の節においては、この樹形図に基づき、世界遺産の構成資産である各史跡等の構成要素を系統的に特定することとする。

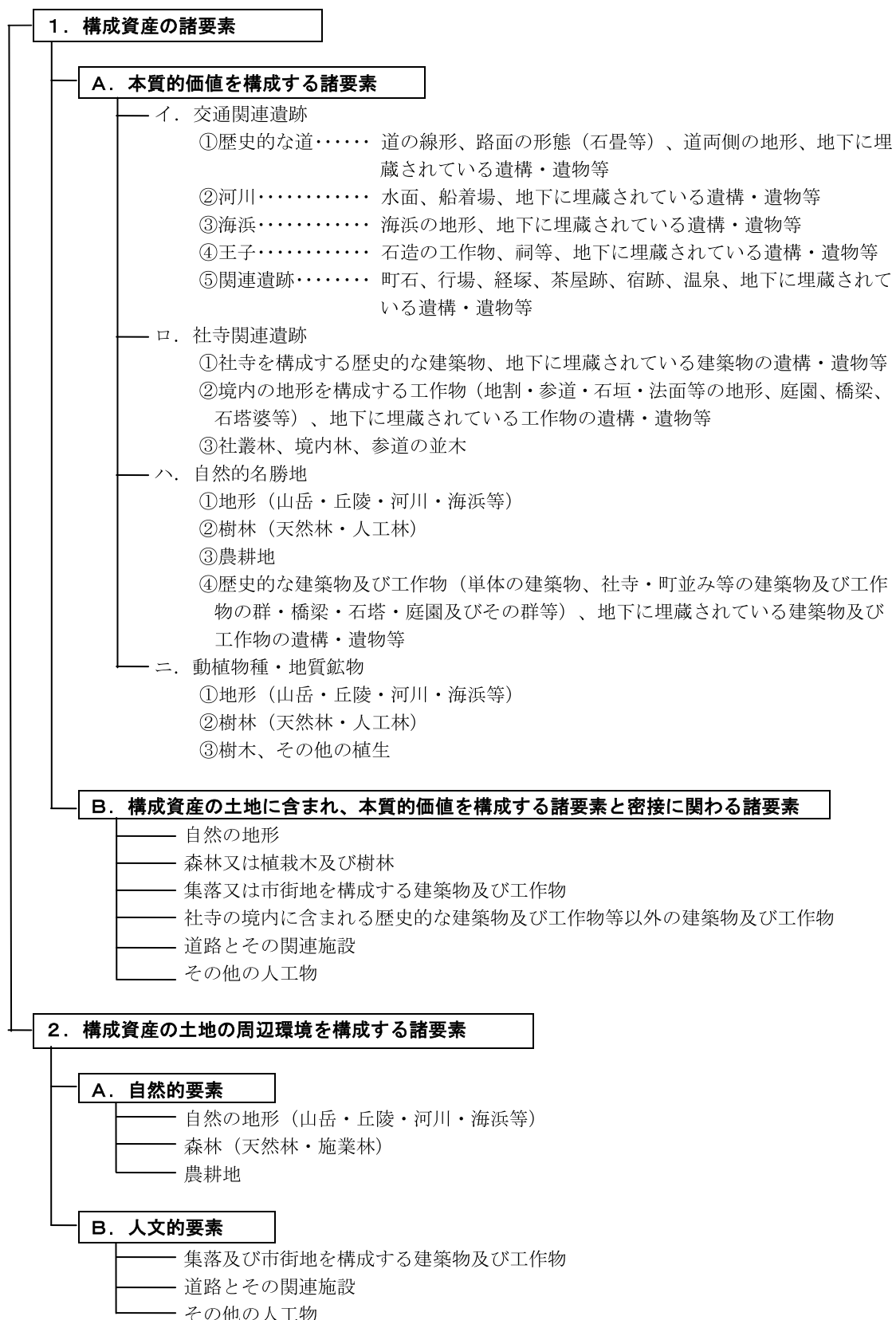


図2 世界遺産の構成資産である史跡等とその周辺環境の構成要素

(1) 構成資産の諸要素

A 本質的価値を構成する諸要素

イ 交通関連遺跡

① 歴史的な道（参詣道）

和歌山県内には、熊野参詣道（中辺路・大辺路・小辺路・伊勢路）、大峯奥駈道、高野参詣道（町石道・三谷坂・京大坂道不動坂・黒河道・女人道）の3つの参詣道に、10の経路がある。

いずれも信仰の道として利用されてきた道で、修理をしつつ今日まで旧態を保ち遺されてきたものである。道の中でも歴史的に形成された線形・路面の形態・排水施設・道両側の地形など、遺存する道を構成する諸要素が残存する。

開設当初における各参詣道の幅員は人間一人が通れる程度のものであったと考えられ、修行のための道であったため、ことさらに難路を選んで開かれたものと考えられる。また、低地は大雨で路面や路盤が流失する可能性が高いことから、基本的には稜線上又は稜線近くの斜面を選んで開設されることが多かった。

熊野参詣道のうち、江戸時代には、中辺路と大辺路は「熊野街道」と呼ばれ、紀伊半島の重要な広域交通路であったため、紀州藩により街道の整備事業が行われている。今日に遺る線形・路面の形態・排水施設などは、この時の姿をとどめているものと思われる。

道は地道が基本であるが、勾配が急な区間には石敷又は石段が用いられている。また、排水施設はそれほど多く認められないが、熊野参詣道には路面を斜めに横断する石組みの溝が散見される。

独特の道の構造としては、大辺路の長井坂の稜線に当たる登降の著しい数ヵ所において、斜面に下りて道を開かず、稜線の鞍部に土手状の盛土を行い路盤を形成した区間がある。おそらく、藩政期において街道として整備されたものか、近代において県道として整備されたもののいずれかと考えられ、他の参詣道には類を見ない構造である。

大峯奥駈道は、吉野と熊野を結ぶ標高2,000m級の大峰山脈の主稜線を通る山岳道で、通常の交通路ではなく、修験道における重要な修行の道である。大峯奥駈では吉野側を金剛界、熊野側を胎蔵界と位置付け、峯々を巡り修行することにより即身成仏し、生まれ変わることを目的とする。沿道には祠・窟・岩場・滝などの行場をもつ靡と呼ばれる霊地が設けられた。近世中頃には庶民の講による登拝が盛んであったが、現在でも教団・寺院・講などによる奥駈が行われている。沿道と靡などには、その歴史的変遷を示す遺構・遺物が良好に埋蔵されている箇所がある。大峯奥駈道は修験者が修行の場として往来する道であり、平安時代中頃から修験の道として利用され、江戸時代に設けられた靡が現在も使われているなど、連綿とその本質が伝えられている道である。奈良県境の大森山から田辺市本宮町向山までの区間が和歌山県域に含まれ、地道で排水施設等の設置もないが、比較的楽に歩けるコースとなっている。

② 河川（熊野川）

熊野川の史跡指定範囲のみならず、川沿いにおいても優れた自然景観の保護が図られている。

長年にわたる土砂等の堆積により流路の法線に変化が生じている可能性があるが、熊野参詣に際し熊野川を利用したことは参詣記録等文献により明らかであり、線状に延びる川の道としての機能と性質を重視して、川の中央部に当たる幅10mの帯状の区域が史跡に指定されている。

熊野川は度重なる水害を引き起こした暴れ川であるが、花崗斑岩の岩盤を刻んで流れているため、兩岸の滝・奇岩・淵などの景観は大幅に変化することなく現在に伝えられている。したがって、指定地は中央の幅10mの極めて狭小な帯状の範囲であるが、川沿いの自然的・文化的景観にも十分配慮した保存管理が是非とも必要である。

③ 海浜

(該当する構成要素はない。)

④ 王子

王子や王子跡は、熊野参詣道のうち中辺路と大辺路にみられるもので、特に中辺路に集中するという特色がある。社殿を備え現在も宗教活動が行われているものをはじめ、往時の姿からは変容を遂げ、狭小な跡地に小祠が営まれているにすぎないもの、単に王子跡の石碑だけが立つものなど状況は様々である。これらの王子や王子跡はほぼ旧位置を保っているものと考えられ、今もなお地域の氏神として住民の信仰を集めるとともに、近年盛んになった古道を歩く人々の休憩場所としても利用されている。また、王子跡は周囲の自然に溶け込み、独特の歴史的・文化的景観を呈している。

王子・王子跡の敷地の地下にはその歴史の変遷を示す遺構・遺物が良好に埋蔵されている箇所がある。

⑤ 関連遺跡

参詣道として史跡に指定された区域内には、参詣道と緊密な関係を持つ慈尊院・丹生官省符神社・丹生酒殿神社・闘雞神社・高原熊野神社・草堂寺などの社寺をはじめ、湯垢離場となった湯峯温泉の「つぼ湯」、大峯奥駈道沿いに設けられ修行場と宿泊所を兼ねた宿や靡、浄土信仰の隆盛に伴い埋経が行われた経塚などの信仰に関連する遺跡、町石・一里塚・茶屋跡といった交通に関連する遺跡などがある。

各々の社寺には、社殿堂舎をはじめとする各種の建築物・工作物と地形・地割が遺存し、湯峯温泉の「つぼ湯」では、小屋掛けの入浴施設が近世の入湯情景を現在に伝えている。大峯奥駈道の吹越宿には行者堂と呼ばれる小祠が祀られ、その前面に石敷きの修法の場が設けられている。また周辺には石垣により造成された平坦地が遺り、付属施設が建てられていたものと見られる。

備崎経塚は、熊野本宮大社旧社地大斎原の熊野川を挟んだ対岸、標高262mの七越山から西方に延びる尾根先端の大斎原が望める北斜面に営まれている。平成13年度に発掘調査が実施され、平安時代から鎌倉時代に至る大小の埋経施設約40基が検出された。なお、周辺には磐座信仰の対象とされた可能性の高い巨岩が点在し、人工的に造成された備宿の跡である可能性が大きい平坦面も認められることから、今後とも発掘調査等の学術調査を実施し内容解明の必要がある。

熊野三山にはそれぞれ経塚が造営されているが、熊野那智大社・熊野速玉大社の経塚はいずれも工事に伴って発見及び調査されたもので、豊富な特色ある遺物が出土してはいるものの、構造の詳細について明確にされているわけではない。この点におい

て、熊野本宮大社の備崎経塚はそのほとんどが後世に盗掘されてはいるものの、なお構造の詳細を明らかにし得る余地を残し、40基にも及ぶ群集経塚であることなどから、三山の経塚造営の在り方を考える上で極めて重要である。

高野参詣道のうち町石道の沿線には、町石216基・里石4基を合わせ計220基の石造の工作物が存在する。そのうち建立当初の鎌倉時代のものが8割以上を占め、修理・補強が施されつつ今日まで連綿と護り伝えられてきた。

一里塚は、中辺路の悪四郎山・野中・熊瀬川・湯川・長尾坂と大辺路の仏坂・タオの峠の7ヵ所に遺る。施業林や畑地内にあり、植林の際に形態が部分的に改変されてはいるものの、藩政期における街道整備時の姿を遺す遺構である。

備崎経塚をはじめとする一群の経塚群のみならず、上記の道に関連する遺跡の地下にはそれらの歴史的変遷を示す遺構・遺物が良好に埋蔵されている。

ロ 社寺関連遺跡

各社寺の境内には、以下に列挙する歴史的な建築物が遺存する。また、歴史的変遷の中で建造されてきた工作物として、神社の境内には鳥居・神門・瑞垣・透塀・摂社・灯籠・石敷の参道・橋・御手洗、祭礼時の用具を収納する御輿蔵、神楽蔵などが存在するほか、寺院の境内には各種の堂塔、山門、檀信徒の宿泊する宿坊などが存在する。

また、社寺関連遺跡の敷地には、いずれもその歴史的変遷を示す遺構・遺物が地下に良好な状態で埋蔵されている。

① 社寺を構成する歴史的な建築物

i 熊野三山

【熊野本宮大社境内】

熊野参詣道中辺路が熊野川中州の熊野本宮大社旧社地大斎原へと下る途中の平坦地に、社殿・鈴門・瑞垣・神門・拝殿・社務所が建ち並ぶ。参道の石段・石造鳥居も含め、明治22年（1889）の水害による旧社罹災以後に移築再建又は造築されたものである。これらの歴史的な建築物のうち、重要文化財に指定されているものは以下のとおりである。

○熊野本宮大社3棟〔重要文化財（附：棟札2枚）〕

現在の神殿は、明和7年（1770）の火災の後に、享和元年（1801）から文化7年（1810）にかけて再建され、明治22年（1889）の水害による流失を免れた上四社の3棟を移築したものである。

第一殿・第二殿は、熊野三所権現のうち「両所権現」と呼ばれる速玉神と夫須美神を祀り桁行5間、梁間4間の入母屋造で、正面に5間の向拝を設けている。主祭神である家津御子大神を祀る第三殿と若王子を祀る第四殿は、規模・構造・形式がほぼ同じで、桁行3間、梁間正面1間、背面2間、正面切妻造、背面入母屋造の妻入で、正面に1間の向拝が取り付く。各社殿はいずれも大規模で木柄が太く、入母屋造の屋根を用いた形式や細部の手法に特徴がある。

【熊野速玉大社境内】

熊野川河口部の右岸に位置し、主祭神の速玉大神を中心とする熊野十二所権現の社殿や拝殿、神門、社務所等が建ち並ぶ現社地と、その西南に位置し祭神降臨伝承の地である権現山東部地域に分かれる。さらに熊野川を約1km遡った川中と

川岸には、古式を伝える例大祭において重要な場所となる「御船島」と「御旅所」がある。現社地は古代から近世に至る各時代の遺跡である。

社殿は昭和27年（1952）の再建であるが、中世以前に遡る社殿配置を受け継いでいる。また、権現山東部地域の南東に位置する神倉山には磐座信仰を今日に伝えるゴトビキ岩と、それを神体とする神倉神社の社殿がある。

【熊野那智大社境内】

那智山の中腹、標高340mの高台に鎮座し、夫須美大神を主祭神とする。熊野三山の一つとして熊野十二所権現を祀るが、当社では那智大滝を神格化した「飛滝権現」を加え十三所権現とも呼ぶ。現社殿は嘉永4～7年（1851～1854）に再建されたもので、現在見る独特の配置構成は、13世紀の絵巻物や曼荼羅等に描かれた状況とほぼ一致しており、古くからの形式であったことが知られる。

熊野那智大社境内に含まれる歴史的な建築物は、以下の重要文化財に指定されている8棟である。

○熊野那智大社8棟〔重要文化財〕

社殿は東から横1列に南面して建つ第一殿から第五殿と、矩折に東面して建つ第六殿・御県彦社から成る。これらは瑞垣で囲まれており、正面には鈴門が開かれている。

第一殿から第五殿の様式・構造はほぼ同じで、桁行3間、梁間正面1間・背面2間、切妻造妻入りで、正面に1間の庇が付く。規模は主祭神を夫須美大神とする第四殿が最も大きい。第六殿は、梁間2間の八間社流造で9柱の祭神を祀る。御県彦社は、梁間1間の一間社流造である。

【青岸渡寺境内】

古くは那智如意輪堂と称し、如意輪観音を本尊とする。現本堂は、天正9年（1581）の織田信長による焼き討ちのため焼失したものを、豊臣秀吉が大檀那となり同18年（1590）に再建したものである。明治初期の廃仏毀釈で如意輪堂も廃されることになり、明治4年（1871）に本尊が市野々の宝泉寺に安置された。その後、同7年に山内の信者らが廃堂を復興し、翌8年これを本堂として天台宗那智山青岸渡寺が創立された。

青岸渡寺境内に含まれる歴史的な建築物は、以下のとおりである。

○那智山青岸渡寺本堂1棟〔重要文化財（附：厨子1基）〕

本堂正面は桁行9間、梁間5間、入母屋造、柿葺で正面に1間の向拝が付く。内陣の厨子は寛永元年（1624）の作であり、形態は本堂とよく調和している。

○那智山青岸渡寺宝篋印塔1基〔重要文化財〕

本堂に向かって右側後方に建つ。総高4.3mで、蓮華座付きの台座上に台石を置く。台石上にさらに蓮華座を造り、塔身を立て、四面に蓮華座付きの月輪を線刻し、その中に金剛界四仏の種子を大きく刻んでいる。笠石の隅飾突起にも日輪を浮き彫りし、梵字を入れている。台座に元亨2年（1322）の刻銘を持ち、形態もよく整った宝篋印塔である。

ii 丹生都比売神社境内

丹生都比売神社は丹生四所明神又は天野社とも呼ばれ、古来から高野山の鎮守

神として知られる。中近世における境内には諸堂舎が建ち並び、壮麗を極めていたと思われるが、明治初期の神仏混淆禁止令・神仏分離令により仏教的建築物は全て破却され、現在に遺る歴史的な建築物は、重要文化財に指定されている以下の2棟である。

○丹生都比売神社本殿4棟〔重要文化財（附：宮殿4基）〕

現本殿のうち、第一殿が正徳5年(1715)、第二殿と第四殿が文明元年(1469)、第三殿が明治34年(1901)の建立である。各殿とも一間社春日造、檜皮葺の建物で、一間社春日見世棚造の宮殿を内部に納める。宮殿は嘉元4年(1306)の銘があることから、旧社殿のものが残されていたものと考えられる。

○丹生都比売神社楼門1棟〔重要文化財〕

丹生都比売神社楼門の創建は明らかではないが、13世紀末の作とされる金剛峯寺蔵の「絹本着色弘法大師丹生高野両明神像（重要文化財）」に描かれた天野社の社頭の図には、現在の楼門の位置に八脚門が描かれている。現在の楼門は入母屋造、檜皮葺の3間1戸の楼門で、平成5年の解体修理で発見された墨書から明応8年(1499)の建立であることが判明した。

iii 金剛峯寺

金剛峯寺は、空海が開創した特殊な伽藍配置を伝える密教の山岳寺院である。史跡に指定された範囲は、大門地区・伽藍地区・本山地区・奥院地区・徳川家霊台地区・金剛三昧院地区の6地区により構成され、それぞれの地区に遺る歴史的な建築物については以下のとおりである。

【大門地区】

○金剛峯寺大門1棟〔重要文化財（附：棟札1枚）〕

大門は高野山の西端に位置し、山内の正門である。平安中期のものとされる「金剛峯寺根本縁起」には「金剛峯寺大門」と書き入れて鳥居が描かれ、『高野春秋編年輯録』永治元年(1141)の条には3間2階の楼門が落慶したと記されており、鳥居形式から楼門形式に改められたことが知られる。3～4度の火災を経て宝永2年(1705)に再建されたのが現在の建物である。5間3戸二階二重門、瓦棒銅板葺で、高野山の正門にふさわしい大規模な門である。

【伽藍地区】

○金剛峯寺不動堂1棟〔国宝〕

伽藍の東端に建つが、明治41年(1908)に山内一心院谷にあった「一心院」の建物を現在地に解体移築したものである。桁行3間、梁間4間、一重入母屋造、右側面一間通り庇、左側面一間通り三間庇、縋破風造、向拝1間、檜皮葺で、平面や軒の納まりが複雑で特異な形態の建物である。全体の高さが低く、屋根の勾配が緩やかであることから、優美な住宅風の趣を持つ14世紀前半の建物とされている。

○金剛峯寺山王院本殿3棟〔重要文化財（附：鳥居及び透塀）〕

山王院本殿は壇上伽藍の西端に位置し、高野山のみならず真言密教の総鎮守の役割を持つ建物である。空海は伽藍の建立に当たり、まず丹生・高野両明神をこの地に勧請したとされる。大永元年(1521)に伽藍が焼亡し、その翌年に

再興されたのが現在の社殿で、一間社春日造、檜皮葺の丹生・高野明神社2社と3間社見世棚造、檜皮葺の総社から成る。鳥居は木造の明神鳥居で、透塀とともに材は新しいものの、当初の雰囲気をよく伝えている。

【本山地区】

○金剛峯寺一括9棟〔和歌山県指定有形文化財〕

現在総本山金剛峯寺として寺域を成し、その内部に大主殿や宗務所などのある一角は明治時代以前には青巖寺と称し、学侶方を統率する寺院があった場所である。青巖寺は天正20年（1592）に豊臣秀吉により創建された寺院であるが、後に3度焼失した。現在の建物のうち本坊として使用される「大主殿」は文久2年（1862）に再建されたもので、その他の奥書院・経蔵・鐘楼・真然堂・護摩堂・山門・会下門・かご塀とともに和歌山県の有形文化財に指定されている。

【徳川家霊台地区】

○金剛峯寺徳川家霊台2棟〔重要文化財（附：厨子2基）〕

もとは山内の1寺院であった「大徳院」の建物で、寛永18年（1641）に建立された。桁行3間、梁間3間、一重宝形造、向拝1間、軒唐破風付き、瓦棒銅板葺の建物で、家康霊屋と秀忠霊屋が並んで建つ。外部は素木であるが飾り金具を重ね張りにし、彫刻をふんだんに詰め込み、極めて装飾華美な意匠となっている。内部は全面を漆・彩色・障壁画で飾り立て、須弥壇と厨子は蒔絵のあらゆる手法を駆使して造られ、当時の装飾技法の粋が凝縮した見事なものである。

【奥院地区】

○金剛峯寺奥院経蔵1棟〔重要文化財〕

奥院経蔵は、空海の入定所である御廟の東に隣接して建つ。経蔵正面に懸る扁額銘により、慶長4年（1599）石田三成が高麗版一切経を寄進するのに当たって建立したものであることがわかる。方3間、宝形造の檜皮葺で、内部には本尊文殊菩薩騎獅像を正面にした八角形の回転式輪蔵を備え、一切経6,285帖が納められていた。経蔵内部は輪蔵を含め全面にわたって彩色が施されており、木鼻などの彫刻とともに桃山時代の特色を示している。

○上杉謙信霊屋1棟〔重要文化財〕

奥院参道中之橋の左手山腹にあり、位牌刻銘から上杉謙信を祀っていることが知られる。木造、桁行3間、梁間2間、入母屋造、向拝1間、檜皮葺の小規模な建築物で、霊屋としては一般的な形態をした建物である。細部手法は穩健に作られ、彩色がある。建立年代は明らかではないが、様式などから江戸時代初期と考えられ、高野山にある木造霊屋としては古い方に属する。

○佐竹義重霊屋1棟〔重要文化財（附：宝篋印塔5基）〕

切石積基壇に土台を廻らせた木造、方1間、切妻造、檜皮葺の小祠で、常陸藩主佐竹義重の霊を祀る。正面の棧唐戸を吊り込んでいる円柱に、慶長4年（1599）の彫刻銘がある。正面の両端間から側背面三方には、47本の五輪塔形の卒塔婆を隙間なく建て並べて壁としている。壁体を構成する卒塔婆に彩色痕

が遺ることから、もとは全面に彩色が施されていたことが知られる。墓塔の覆堂としては、極めて類例の少ない遺構である。

○松平秀康及び同母霊屋 2 棟〔重要文化財（附：宝篋印塔 7 基、五輪塔 1 基）〕

越前松平家の廟所に、2 棟の霊屋が並び建つ。向かって右が松平家初代の秀康を祀る霊屋で、慶長12年（1607）に2代目の忠直が建立した。左は秀康自身が母を祀るために慶長9年（1604）に建立したものである。2 棟とも越前の笏谷石が用いられている。石造の霊屋でこのように規模が大きく様式手法の優れたものは珍しく、石製の横架材を樋状に削り抜いて木芯を入れ補強しているのも類例がない。

○豊臣家墓所、武田信玄・武田勝頼墓地、禅尼上智碑、高麗陣敵味方戦死者供養塔、崇源夫人五輪石塔〔いずれも和歌山県指定史跡〕

豊臣家墓所は、戦国時代に高野山の復興に寄与した豊臣秀吉の一族の墓所である。杉林を背景に前方左右に燈籠を据えた約300㎡の敷地内に、天正15～20年（1587～1592）の銘が遺る一族の五輪塔が横一列に配置されている。さらに中央の最奥部には、昭和14年（1939）に京都の豊国廟の霊土を移し秀吉の墓に擬して建てられた五輪塔が置かれている。

武田信玄・武田勝頼墓地には、玉垣を繞らせ正面に階段を設けた切石積み二段築成基壇の上段に、戦国時代に覇権を競った武将として知られる武田信玄、勝頼父子の五輪塔大小2基と燈籠一対が据えられている。また、下段には、武田家の菩提寺である成慶院の縁者の墓石と、昭和5年（1930）の墓地修復顕彰碑が建てられている。

禅尼上智碑は、奥院参道のほぼ中央南側に立つ高さ90.9cmの角柱状石造物で、頂部の出柄の存在から、上部を亡失したものであることがわかる。側面に沙弥蓮阿なる人物が上智禅尼の追善のため永和元年（1375）に建立した旨の銘文が刻まれている。

高麗陣敵味方戦死者供養塔は、豊臣秀吉の第二次朝鮮出兵における戦没者供養のため、慶長4年（1599）に島津義弘、忠恒によって建立された総高3.85mの位牌形石碑である。奥院の島津家墓所の一角を玉垣で囲い、明治41年（1908）に建立された英文石碑と並び立っている。

崇源夫人五輪石塔は、駿河大納言忠長が母親である崇源夫人の追善供養のため寛永4年（1627）に建立したものである。正面に鳥居を立て玉垣で囲んだ敷地の中央に、高野山では最大を誇る高さ6.6mの五輪塔を据え、水盤・燈籠2基のほか、背後に縁者の五輪塔4基を配置している。

○奥院は玉川によって周囲の地域から区画されているが、玉川の流路は奥院が南面することに合わせて部分的に東西方向に付け替えられた。また、金剛界三十七尊を表す石造の「御廟橋」をはじめ、川中には卒塔婆を立てて供養する「流水灌頂」の場や、零下を記録する寒中を選んで入水して行を行うための「水行場」の石組も設けられている。

【金剛三昧院地区】

金剛三昧院は、鎌倉幕府の初代将軍源頼朝菩提を弔うため、頼朝の妻である北

条政子が建立した。禅密律兼学の独自の教風を持ち、高野山内諸寺院の中でも特異な存在の寺院である。

○金剛三昧院多宝塔 1 基〔国宝〕

多宝塔は、貞応 2 年（1223）に 3 代将軍実朝の供養のために建立された。屋根は現在檜皮葺であるが、当初は厚板を用いた栩葺で、その葺材の一部が小屋内に残存している。また、屋根は二重に対して一重が大きく、均整のとれた姿となっている。五智如来像を安置する一重内部は全面に彩色が施され、華やかな空間となっている。

○金剛三昧院経蔵 1 棟〔重要文化財〕

桁行 3 間、梁間 2 間、寄棟造、檜皮葺の校倉で、多宝塔と同時期の建立とされている。校木は、桁行・梁間とも同じ高さで相欠きに組んでおり、古代の校倉と工法を異にしている。軒は厚い板軒であるのが珍しく、他に類例の乏しい鎌倉時代の校倉として貴重である。

○金剛三昧院客殿及び台所 1 棟〔重要文化財〕

客殿及び台所は、様式から江戸時代前期のものとされている。向かって左手に入母屋造平入りの客殿、右手に入母屋造妻入りの台所が建ち、それらを正面側と背面側に 2 棟の屋根を架けて繋ぐ。取り合い部正面に取り付く入母屋造妻入りの玄関は、宝暦 8 年（1758）の建築である。客殿は方丈建築の形式を取り入れ、付書院、床、違い棚を備えた上段の間や持仏の間、土室、大広間などの部屋から構成される。

○金剛三昧院四所明神社本殿 1 棟〔重要文化財〕

一間社春日造、檜皮葺で、寺院内の小さな鎮守社である。墨書により天文 21 年（1552）の建立であることが知られる。建物は土台建てで、身舎は丸柱、組物は三つ斗で中備えに彫刻入り臺股を置く。軒は二軒繁垂木で、身舎の三方に持ち送りで跳ね出し縁を廻し、脇障子、木階段を置く。向拝は面取り角柱で身舎と海老虹梁で繋ぐ。小規模な社殿ではあるが、正規の手法でまとめられている。

iv 慈尊院境内

金剛峯寺の建設と運営の便を図るため、9 世紀に紀ノ川左岸の政所に創建された寺院である。高野山参詣道の登り口に当たり、参詣者が一時滞在する場所ともなって信仰を集めてきた。境内には、以下に記すように、重要文化財に指定されている弥勒堂を中心として、和歌山県指定の有形文化財である築地塀（西門を含む）・北門・多宝塔などが建ち並ぶ。

○慈尊院弥勒堂 1 棟〔重要文化財〕

方 3 間、宝形造、檜皮葺の安定感のある建物で、国宝の木造弥勒仏坐像を安置する。内部中央に 1 間四方の内陣を構えるが、この部分は古式で鎌倉時代の作とされている。底部分には天文 9 年（1540）の墨書があり、室町時代に寺地を移したときに旧建物を移築し、底部分を付加したものと考えられている。なお、鎌倉時代の砂岩製露盤、室町時代の宝珠も遺されている。

v 丹生官省符神社境内

金剛峯寺の政所の鎮守として丹生・高野両明神を祀り、後に巖島・気比の2神を合わせて四所明神を祀るようになった神社である。明治の神仏分離令までは境内に仏教的建築物もあり、隣接する慈尊院とも一体となって信仰を集めてきた。

境内には、以下に記す重要文化財に指定された歴史的な建築物が存在する。

○丹生官省符神社本殿3棟〔重要文化財〕

現本殿は、慈尊院と同様に紀ノ川の氾濫を危惧し永正14年（1517）現社地に遷座したと考えられている。本殿は3棟ともにほぼ同規模の檜皮葺の一間社春日造で、3棟が並立する。右の2社は同形式で墨書から永正14年、左の1社は棟札から天文10年（1541）に建てられたことがわかる。規模は小さいが、細部彫刻等に見るべきものがある秀逸な遺構である。

② 境内の地形を構成する工作物

i 熊野三山

【熊野本宮大社境内】

熊野川と音無川の合流地点に当たる大斎原に鎮座した本殿が水害により大破し、北方800mの丘陵端部にある現社地に遷座再建されたため、参道として階段が設けられている。また、参道脇に平坦地を造成し、祓戸大神を祀る祓戸天神社や戦没者の霊を祀る功霊社のほか、手水舎や宝物殿も建てられている。

旧社地である大斎原には明治22年（1889）の水害後も切石積基壇が遺り、その中央に流失した中四社下四社の祭神を祀る石祠が建てられている。また、基壇西南部には熊野権現の神託を得て時宗の開祖となった一遍上人の業績を記念する六字名号の石碑がある。それらは樹齢を重ねた周囲のスギ林とあいまって森厳な文化的景観を形成している。

【熊野速玉大社境内】

境内は、宗教活動区画と非宗教活動区画に分かれる。宗教活動を行う区画には本殿・摂社・拝殿等が建ち並ぶ。また、境内の正面には鳥居が立っている。

旧境内に当たる神倉神社は標高120mの神倉山中腹に位置し、御神体として神垣で囲まれたゴトビキ岩の付近から山麓の鳥居に至るまで、源頼朝が寄進したという自然石を使用した石段が設けられている。

【熊野那智大社境内及び青岸渡寺境内】

両者はともに信仰の対象である那智大滝を眺めることのできる那智山の中腹に位置し、石垣を築くことにより敷地を造成している。青岸渡寺は熊野那智大社境内に比べ一段低く造成されている。

熊野那智大社境内には宝物殿や休憩所が建ち、青岸渡寺境内には、東面する本堂の西に事務所・鐘楼と、一段高く造成した敷地に如法堂があり、本堂の北には元亨2年（1322）の銘を持つ高さ4.3mの宝篋印塔（重要文化財）が建つ。

ii 丹生都比売神社境内

本殿及び楼門が建つ場所は、尾根先端部を削平して平坦地を造成し、石積みによって社殿の基壇を構築している。境内は禊川により南北に区切られ、旧神社関連の施設が建ち並んでいた南側には本殿・楼門・拝殿・神撰所・佐渡神社・社務

所・収蔵庫等宗教施設の建つ区域と、旧寺院関連の施設が建ち並んでいた北側の施設の存在しない区域とに区分することができる。池には輪橋が架かり、池中には弁天社を祀る中島が造られている。

本殿の東50mには、和歌山県指定の有形文化財である石造五輪卒塔婆4基が建つ。これらの五輪卒塔婆はもともと輪橋の南側に建っていたが、明治時代の廃仏毀釈により現在地に移設されたものである。いずれも緑泥片岩又は砂岩から成り、それぞれ向かって右から正応6年(1293)、正安4年(1302)、文保3年(1319)、延元元年(1336)の紀年銘が刻印されている。鎌倉時代から南北朝にかけての頃に、修験行者の結衆が行った宗教行事の様子を窺わせる。修験史研究上の重要な資料であるだけでなく、石造卒塔婆としても価値の高いものである。

iii 金剛峯寺境内

高野山は独立峰ではなく、「外八葉」と呼ばれる標高1,000m前後の峰々に囲まれた標高約800m、東西約6km、南北約3kmの東西に長い盆地状平坦地の総称である。平坦地は西から東に向かって緩やかに下降する。平坦地の北側と南側には高野十谷と呼ばれる谷筋があり、平坦地と谷筋を合わせ、現在も117ヵ寺が軒を連ねている。

盆地状平坦地の西部に位置する伽藍地区は、西から東へ緩く傾斜する平坦地で、昭和7年(1932)再建の金堂及び昭和12年(1937)再建の根本大塔を中心とする地域とそれより低い南東部及び東部の地域に分かれ、その間に石垣と石階が設けられている。また、南東部には広い蓮池があり、その中央に築かれた小島には、早魃から高野山を護る善女龍王の小祠が建てられている。地区の北部と西部には樹齢を重ねた木立があり、それに囲まれた平坦地には、金堂・根本大塔・東西両塔・不動堂・御影堂・山王院・大会堂・准胝堂・孔雀堂・愛染堂・三昧堂・六角経蔵等の堂塔が建ち並び、今日においてもなお修行や主要な法会の場合として、高野山の歴史を凝縮した聖域を形成している。

徳川家霊台は小さな谷筋を造成して建立したもので、2段に築かれた石垣の1段目と2段目の間を参道としている。この1段目と2段目は花崗岩の切石積みである。霊屋の左右と背後にも石垣が築かれているが、1段目・2段目に比して石材は小振りである。山内には数少ない精巧な高石垣を築いて造成した敷地である。

山内東端に位置する奥院は、承和2年(835)に入定した空海の御廟を中心に開かれた霊域で、山内でも壇上伽藍と並び最も神聖な場所とされている。一の橋から廟所前の燈籠堂に至る約2kmの参道の両側には樹齢約500年の大スギが林立し、尾根を切り開いた参道左右の敷地には高さ数十cmの一石五輪塔から高さ数mの大名墓所の五輪塔に至るまで、その数20万基を越えるといわれる大小・新旧様々な墓石や供養塔が群立する。奥院には今なお諸人の参詣が継続的に行われており、連綿と伝えられてきた弘法大師信仰を窺い知ることができる。

大門は、弁天岳から南に延びる尾根の鞍部を削平し造成した敷地に建てられている。敷地は道路から一段高く造成されているため、階段が敷設されている。

iv 慈尊院及び丹生官省符神社

空海が高野山を開創するのに際して山下の政所内に設けた寺と鎮守社で、もとは現在地より低い紀ノ川南岸近くに建立されていたが、室町時代に水害を避けて現在地に遷座したと伝えられる。敷地は尾根の先端部を削平して造成した平坦地のうち、尾根の裾部に慈尊院を、その上方に丹生官省符神社をそれぞれ建立し、両者を石段によって結んでいる。

③ 社叢林、境内林、参道の並木

i 熊野三山

三山とも垂直に高く延びるスギが、境内林を構成している。那智山麓から熊野那智大社・青岸渡寺に至る参道のうち、山麓から大門跡までの約600mの石畳参道は「大門坂」と呼ばれ、両側には約200本のスギ・ヒノキ・クスなどの老巨樹が並木を形成し、「那智山旧参道の杉並木」として和歌山県の天然記念物に指定されている。特に、参道入口には推定樹齢600年の巨木が左右に並び立ち、「夫婦杉」と呼ばれている。

ii 金剛峯寺境内

史跡金剛峯寺境内に含まれる奥院地区の一の橋から大師廟に至る約2kmの参道両側に点在する千数百本のスギ林は、「奥の院の大杉林」として和歌山県の天然記念物に指定されている。スギ林のうち最大のものは高さが約37m、胸高幹回が7.5mで、樹齢約500年と推定されている。大師廟を中心として開かれた奥院地区は伽藍地区と並ぶ高野山の聖域であるため、金剛峯寺により禁伐林として厳密に保護され、約20万基を超えともいわれる墓石群と一体となって文化的景観を形成している。

伽藍地区もスギの巨樹に覆われているが、特に東に延びる蛇腹道（伽藍から奥院までの町石道のうち、伽藍地区に位置する部分）の両側にはカエデ類が植えられており、山内でも紅葉の名所として有名な場所である。

金剛三昧院の境内のうち、四所明神社が位置する南半部のスギの植林は、寺院の経済的基盤を成すものであり、寺院により計画的に森林の管理が行われている。

iii 丹生都比売神社境内

境内の鳥居から輪橋までの境内には広葉樹やマツが植えられ、他の社寺の境内林とは趣を異にする。本殿背後の神社所有林であるスギ林は当社の経済的基盤となる山林で、神社と氏子が共同で管理を行っている。

iv 慈尊院及び丹生官省符神社

慈尊院には、境内林がない。丹生官省符神社では本殿の背後及び東側の境内地にスギを植林をしており、当社の経済的基盤として神社が計画的に管理を行っている。

ハ 自然的名勝地

① 地形（山岳・丘陵・河川・海浜等）

【名勝 那智大滝】

那智山には「那智四十八滝」と呼ばれる多くの滝が所在するが、このうち「一の

滝」と「二の滝」が『那智大滝』として名勝に指定されている。

「一の滝」は、那智山中の烏帽子山・妙法山・舟見峠を源とする溪流を集める那智川上流部に位置し、高さ133mの熊野酸性岩の垂直に切り立った岩肌を落下する落口の幅13m、滝壺の深さ10mの我が国有数の名瀑である。今もなお滝の水に触れると延命長寿の霊験があると信じられており、参詣者や観光客が絶えることはない。

「二の滝」は「一の滝」の上流約500mに位置し、『木の葉返しの滝』又は『如意輪の滝』とも呼ばれる。那智四十八滝の中で2番目の規模を持ち、高さは約23mである。滝の東側には那智原始林が、北側と西側には広葉樹を主体とする国有林が広がっている。「一の滝」同様に信仰の対象であることから、熊野那智大社により一般の人々の立入が禁止されている。滝の右側に当たる山中には花山法皇が参籠した「山上不動堂跡」が所在し、和歌山県の史跡に指定されている。なお、「那智四十八滝」と呼ばれる多くの滝は、現在もなお修験道の行場となっている。

二 動植物種・地質鉱物

① 地形（山岳・丘陵・河川・海浜等）

（該当する構成要素はない。）

② 樹林（天然林・人工林）

【天然記念物 那智原始林】

那智原始林は熊野三山の区域に含まれ、天然記念物に指定されている。那智大滝の東側一帯に広がる面積約33.5haの森林で、熊野那智大社社有林の一部を成し、古くから神社の管理の下に保護されてきた。林相は原生の姿をよく遺し、この地域を代表する常緑広葉樹林（照葉樹林）となっている。樹高25mにも達するイスノキが優占し、森林の各階層もよく発達している。構成種も極めて多く、豊富な植物相を示している。

那智原始林は、植物群落の分類上はツブラジイ・サカキ群落に属する。土壌条件が良好な緩傾斜地に立地することから、当初はイチイガシ群落が成立したものと推定されるが、台風の被害などによりイスノキが優勢となり、現状の林相を形成したものと考えられる。

③ 樹木

【天然記念物 熊野速玉神社のナギ】

熊野速玉大社の境内にあり、基部の幹回りが約5.45m、目通りの幹回りが約4.45m、高さが約17.6mの老巨木で、天然記念物に指定されている。樹幹の表面には縦溝が見られ、中軸を成す主幹がないことなどから、1株ではなく数株が合着して現在見る形姿ができ上がったものと考えられている。平治元年（1159）に、社殿の落成を記念して平重盛が手植えたものと伝えられている。

B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

イ 自然の地形

熊野三山のうち、熊野本宮大社の現社地は標高約90mの尾根先端部を開削して造成されたもので、参道として尾根斜面に階段が設置されている。また、熊野川とその支流である音無川の合流地点に位置する旧社地の大斎原では、旧本殿が建っていた切石

積基壇を森林が取り囲み、中洲状の地形を保っている。

熊野速玉大社は熊野三山のうち唯一平地に祀られている神社で、標高は約10mである。旧社地の一部である権現山は標高253mの千穂ヶ峰を主峰とする山塊で、断崖に近い西斜面に比べて指定地はその傾斜が緩やかである。指定地内の神倉山中腹には神倉神社が鎮座する。また、指定地である東斜面は一部に熊野速玉大社が植林したスギ林が認められるが、その大部分は広葉樹林の樹叢となっている。

熊野那智大社と青岸渡寺是那智山の中腹に位置し、標高約340mの斜面を開削して建てられている。社寺の後背の山地は社寺の所有林で、社寺の経済基盤となるスギが植林されている。

金剛峯寺境内は標高1,000m前後の峰々に囲まれた標高約800mの東西に長い盆地状平坦地に位置し、西から東に向かい緩やかに下降している。金剛峯寺の中心である壇上伽藍には、小丘陵を開削して根本大塔・金堂などの主要伽藍が建立されている。大門は金剛峯寺境内の西を限るが、丘陵の鞍部を切り開いて敷地を造成し建立したものである。境内の東を限る奥院は小さな尾根の間に広がる霊域であり、指定地内を流れる玉川は寒中に水行を行う行場でもある。

各参詣道は何れも山中の尾根筋を歩む道で、標高10～1,000mの間を登り降りする。傾斜の急な山腹に開かれた地点では地滑りや路肩の崩壊が発生したり、谷筋に開設された地点で大雨による出水により道そのものが流失したりした区間などでは、経路が変更された。

ロ 社寺境内

各社寺の境内地には、宗教関連の建築物又は工作物として社務所・寺務所・宝物館・手洗い場等があるほか、近年に宗教活動以外の目的で設置された説明板をはじめとする各種の標識・碑・避雷及び消火設備・便所・電柱などがあり、上空には電線や電話線が架線されている。また、社寺によっては、参詣者のための遊歩道や駐車場が設けられているところがある。

ハ 各参詣道

和歌山県域内の熊野参詣道には、傾斜が急で滑りやすい箇所には石敷きや石段が認められるが、大峯奥駈道や高野参詣道には石敷きや石段は認められない。各参詣道の周辺にはスギ・ヒノキの人工林又は広葉樹林等があり、斜面にはシダ植物が繁茂する区間もある。参詣道のうち傾斜が急で歩行が困難な箇所又は危険な箇所には間伐材を使用した階段があるほか、溪流や沢には渡るために架けられた丸太橋が、各路線には各種の標識類がある。また、上空を通過する高圧送電線がある。なお、高野参詣道のうち町石道の紀ノ川河岸から慈尊院までの区間と黒河道の明神ヶ田和からわらん谷までの区間は、路面がアスファルト又はコンクリート舗装されるとともに、信号機・電柱・ガードレール等が設置され、上空には電線を含む各種の架線がある。

参詣道とともに史跡に指定され、世界遺産の構成資産となっている王子・王子跡は24箇所を数え、いずれもスギ・ヒノキや各種の広葉樹に囲まれ、その中に近世末から近現代に建てられた社殿・王子跡を示す石碑・説明板・休憩施設等がある。また、参詣道には、王子・王子跡以外に宝篋印塔をはじめとする石造遺物・一里塚・茶屋跡・関所跡などの交通関連遺跡や、社寺・経塚・宿といった信仰に伴う遺跡が所在し、それらのいずれの遺跡にも説明板が設置されている。

熊野川には、国道168号と対岸を結ぶために、新宮市熊野川町日足から田辺市本宮町本宮に至る区間の5箇所に橋梁が架けられている。また、熊野川のうち新宮市熊野川町志古から北山川との合流点に至る約2kmの区間は、特別名勝及び天然記念物に指定されている「瀬八丁」を観光するためのジェット船の航路になっている。

二 道路とその関連施設

指定地内に含まれる舗装道路には、高野参詣道のうち町石道の紀ノ川の河岸から慈尊院までと黒河道の明神ヶ田和からわらん谷までの区間がある。この両区間の路面はアスファルト舗装又はコンクリート舗装されている。前者の区間は町道で歩道が設置され、下水管・電線が地下埋設されている。また、ガードレール・ベンチ・バス停留所標識等が設置されている。なお、このほかにも参詣道に市町道として認定されている区間があるが、それらは舗装や拡幅もなく、旧来の状況が良好に遺存している。

ホ 名勝及び天然記念物

名勝那智大滝では「一の滝」の手前に観滝台が設置され、熊野那智大社の御神体であることから滝の落ち口には注連縄が張られている。「二の滝」は神社により一般の立入が禁じられているが、滝修業を行うための行者のために巡拝道が開かれている。天然記念物那智原始林も神社により一般の立入が禁じられており、山麓の発電所への導水路以外に人工的な構造物はない。天然記念物の熊野速玉神社のナギについては、根元に石製の柵と説明板が設置されている。

(2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

A 自然的要素

イ 参詣道の周辺地域

和歌山県内の各参詣道は、最低位で標高約5mから最高位で約900mの間に展開する。それぞれの参詣道の周辺地域は、ほとんどが森林で覆われている。森林の態様はスギ・ヒノキなどの人工林をはじめ、照葉樹林、二次林など様々である。

大門近くの高野参詣道町石道沿いには、金剛峯寺が長年にわたり択伐により維持してきたコウヤマキの純林が残り、和歌山県の天然記念物に指定されている。

熊野川の本宮から新宮に至る区間は「九里峡」とも呼ばれ、兩岸に奇岩怪石を伴って山が迫り、降雨後にはあちこちの谷筋に滝が出現する。

ロ 熊野三山

熊野三山は、山中又は背後に山林が控える地形に立地している。これらの山林は天然記念物那智原始林の指定区域を含む社寺所有林及び人工林から成り、そのうち社寺所有林は大半が禁伐林となっているほか、人工林では森林法に基づき計画的な林業が行われている。

ハ 金剛峯寺境内

高野山山内の四周はほぼ人工林であるが、大門北方の弁天岳西斜面にはコウヤマキ100数十本が他種を混えない純林として展開している。

二 丹生都比売神社境内

丹生都比売神社が鎮座するかつらぎ町上天野の地域は山に囲まれた平坦地であるため、大きな開発の影響を受けることがなく、周囲を山々の人工林が取り囲む盆地に水田が開け、良好な農村景観が展開している。

B 人文的要素

イ 参詣道の周辺地域

参詣道は、途中でいくつもの集落を結んで延びている。これらの集落の周辺では農業が営まれており、緩傾斜面に石積みで造成した小規模な棚田をはじめ、墓地・水路など、農林業を通じて形成された文化的景観が展開している。

ロ 熊野三山

熊野本宮大社は、尾根の縁辺部に位置する。尾根の下には田辺市本宮町の中心部を成す町並みが広がり、熊野本宮大社の参道石段の近くを国道168号が走る。町の中心地域ということもあり、どこにでも見られるようなコンクリート造の建物が建っていたが、近年、神社参道近くから南方の町並みが途切れるまでの区間については街並み整備が行われ、木造建築への転換が進んでいる。また、平成12年（2000）には、指定地の縁辺部において鋼管を使用した大鳥居が建立された。

熊野速玉大社は新宮市の市街地に位置し、参道正面の鳥居の数メートル先は都市計画法に基づく商業地域に接し、神社景観に似つかわしくない景観が広がっている。また、指定地には含まれていないが、旧境内に当たる地域に佐藤春夫記念館や個人住宅が建っている。

熊野那智大社と青岸渡寺が所在する那智山中腹の標高250mから標高340mの間には、石垣で造成された多数の坊院跡が遺る。現在は、参道に面する坊院跡に多くの土産物店が建ち並んでいる。また、那智大滝へ下る参道と県道那智勝浦線が交差する地点から大門跡に至る区間の県道沿いには土産物店や駐車場が並び、霊場としての文化的景観を阻害している。

ハ 金剛峯寺境内

高野山山内では、明治21年（1888）の火災を契機に多くの寺院が合併したため、廃絶した寺院の跡地に商店及び民家が建ち並び、現在見る町並みの基本形が形成された。また、登山電車の開通以後は観光地としての整備が進んだが、山内の基本的な地割及び寺院景観とも一体となって良好な文化的景観を構成している。その反面、山内は町政の中心地でもあることから、種々の公的機関が集中するほか、軒を連ねて土産物店が建ち並ぶなど、宗教都市には不似合いな景観を示す部分もあるが、林立する堂塔と木立により阻害要素が緩和されている側面もある。また、近年、幹線道路だけではなく、電線が地下埋設された。平成27年（2015）には、天保14年（1843）に焼失した中門が再建された。

ニ 丹生都比売神社境内

社頭からは鄙びた農村景観が展開する天野盆地をほぼ一望でき、周辺部には鬼王団三郎の墓・西行堂・西行法師妻娘の宝篋印塔・横笛の恋塚など伝承を伴う遺跡が遺されている。また、盆地を囲む山々は全て植林され、耕作地だけが四季の変化を見せる。

3 保存・管理の方法

(1) 構成資産の諸要素の保存管理の方法

A 本質的価値を構成する諸要素

イ 交通関連遺跡

① 歴史的な道（参詣道）

いずれの参詣道においても、原則として現状を維持するための厳正な保存管理を行うこととするが、各構成要素の性質・立地環境等により、以下に記す諸点について十分配慮するものとする。

参詣道は、古くは一人の人間が歩ける程度の幅員であったが、近世になり通行量が増え、交通手段の変化に伴って徐々に拡幅されてきたものと考えられる。各参詣道の所有形態は、国・市町・民間（法人、個人）と様々である。したがって、それぞれの所有形態を踏まえた適切な保存管理が必要である。また、参詣道の大半が山林内に位置することから、参詣道沿いの樹木の衰亡・枯損といった問題が生じるおそれがあるため、所有者と連携の下、管理団体が中心となり、樹勢の変化について経過観察を行う必要がある。

参詣道の周辺には林業の施業林が存在するため、今後とも林道の新設が想定される。しかし、参詣道の路面は現状保存を基本とすることから、新たな林道の建設については所有者とも十分協議し、調整を図りつつ、参詣道の厳密な保存・管理を図る必要がある。

いずれの参詣道も急傾斜面を上り下りするため、随所に歩行困難な箇所が見られる。しかしながら、参詣道の本質が修行の道にあるという点に鑑み、階段等の施設整備に当たっては、それらの位置・規模・構造等について事前に十分検討する必要がある。

道は稜線や山腹等傾斜面に開かれているため、大雨や台風等による路盤や路面の流失、倒木などにより通行が遮断されるのみならず、参詣道とともに周辺の地形を含めた大規模な地形崩壊や土砂流出により参詣道が寸断・崩壊する事態の発生も考えられる。このため、日常的な維持管理を適切に行い、き損又は衰亡している場合に復旧（修理）を適切に進めるために管理体制を確実に整備することとする。さらに、土砂流出等を防止するために、風致景観にも配慮しつつ、必要な箇所に砂防堰堤の設置を行う。また、そのような事態が発生した場合には、管理団体や和歌山県と事前に協議を実施した上で復旧にあたることとし、さらに、迅速に対応するために関係機関と連携して復旧することとする。

参詣道のうち、熊野参詣道大辺路や中辺路の一部は、海岸線に近接するため、紀伊半島沖で発生が予想されている巨大地震により発生する津波によって浸水域となると想定されている。ただし、想定浸水深によると参詣道の一部を除き大きな被害は想定されていない。しかし、津波が発生した際には、想定浸水域内に所在する資産を中心に見回りを実施し、被害の把握に努めるための体制を整備することが必要である。

参詣道に沿って又は横断して高圧送電線が架線されている箇所では、送電線に支障を与える恐れのある木竹の伐採については、電気事業者と事前に十分協議を行い、必要最小限の範囲に制限する必要がある。

維持管理については、本書の添付資料「史跡指定地内における文化財保護法等によ

る現状変更等の制限」において記述しているとおりとする。

なお、昭和52年度に和歌山県教育委員会により『高野山町石・金剛峯寺境内保存管理計画策定報告書』が刊行されている。同報告書に示された高野参詣道町石道の保存管理の方針は以下のとおりであり、今後ともこれらを基準とする。また、追加指定された高野参詣道三谷坂、京大坂道不動坂、黒河道及び女人道についても、町石道の保存管理方針は踏襲することを原則とする。

i 果樹栽培地等にある町石道

紀ノ川沿いから第156町石付近までの沿道は果樹畑に開墾され、町石道も急傾斜であることからほとんどがコンクリート舗装されている。この区間では今後とも開発の可能性は少ないものと思われるが、歴史的景観に配慮しつつ、安全な通行を確保するため、舗装の改修について考慮する。

ii 高野山上の町石道

大門から奥院一の橋までの区間は国道480号と重複しているため、道路整備に伴う町石移築の現状変更が生じるものと思われる。その場合には発掘調査等を実施し、町石及び地下に埋蔵されている遺跡の保存を前提として、地域住民の通行の安全等をも考慮しつつ現状変更の取扱いについて判断する。また、これに伴う道路舗装についても、町石及び地下に埋蔵されている遺跡の保存、周辺景観への影響を十分考慮して、工法・材料等の検討を行うこととする。

iii 林道と重複する町石道

林道については、昔ながらの踏み固め道の観を呈している区間が多いため、危険防止等やむを得ないものを除き現状を維持し、沿道の自然環境と一体的に保存する。

iv 国道との交点

国道と町石道が交差する地点は、60町石、40町石、大門の東西登口の4ヶ所である。道路舗装の改修については十分考慮することとし、今後予想される道路の拡幅及び2車線化工事に当たっては、地下遺構調査等に基づき工法・材料等の判断を行う。

② 河川（熊野川）

熊野川は度重なる水害を引き起こした暴れ川であるが、岩盤を刻んで流れているため、兩岸の滝・奇岩・淵など景観は大幅に変化することなく今日に伝えられ、自然的景観及び文化的景観が良好に保全されている。指定地は川の中心部に当たる幅10mの極めて狭小な範囲に限られるため、川沿いの自然的景観・文化的景観にも十分配慮した保存管理が是非とも必要である。

熊野川とその川沿いは吉野熊野国立公園の第2種及び第3種特別地域に含まれており、環境省の定めた「熊野地域管理計画」においても、河川景観・河川環境の保護が管理方針に掲げられていることから、文化財の観点からの保存管理と、自然環境の観点からの保全との調和を図ることとする。

熊野川の史跡指定範囲においては、河川法により災害の防止や正常な流水の維持など、適切な河川環境の保全が図られているが、河川整備計画と文化財の保護の観点との調和の下に保存管理を図ることとする。

とりわけ、熊野川に関する災害から周辺住民の生命・財産を守るための河川工事や、地域住民の生活の利便性を確保するための橋梁架設工事は、公益上の観点からも必要である。このため、河川関係機関とも十分な協議と調整を図り、史跡指定地の保護のみならず、川沿いの自然的景観・文化的景観の保全を図る必要がある。

③ 海浜

(該当する構成要素はない。)

④ 王子

社殿を伴うものや小さな祠を伴うものなどがあり、現在もなお信仰の対象として機能しているもの、石碑が建ち記念物としての価値を有するものなどがある。いずれも盛時の状態を現在に伝える貴重な文化財であることから、原則として現状での厳密な保存管理を行うこととする。これらの王子や王子跡は、地域の住民により清掃・除草等の維持管理が適切に行われている。王子又は王子跡の保存管理に当たっては、以下に記す諸点について十分配慮するものとする。

王子又は王子跡は今も信仰の対象となっており、今後とも境内の現況が大きく変わる可能性は低いものと考えられる。いずれも所有者及び地元住民との協議・調整を図りつつ、現状での保存を第一義とし、発掘調査等の学術調査を適切に行い、その成果に基づく整備について検討することが必要である。

各王子・王子跡の樹叢はこれまでも地域の住民により保全されてきたものであり、今後とも現況が大きく変化する可能性は低いものと見られる。しかしながら、境内に群生する樹木のうち樹勢の衰え等の見られるものもあることから、経過観察等を行い樹叢景観の保持を図ることとする。

王子跡の一部は、海岸線の近隣に位置するため、紀伊半島沖で発生が予想されている巨大地震により発生する津波によって浸水域となると想定されている。ただし、想定浸水深によると王子跡では大きな被害は想定されていない。しかし、津波が発生した際には、想定浸水域を中心とした見回りを早急に実施し、被害の把握に努めるための体制を整備することが必要である。

⑤ 関連遺跡

交通関連遺跡としては、社寺・経塚・行場など信仰に関するもの、一里塚・茶屋跡・町石・供養碑・道標・石仏などの石造の工作物がある。しかし、参詣道としての本来の利用度が少なくなっている現在においては、国有林・民有林の施業のための林道として利用されることが多くなっている。このため、今日まで継続されてきた森林計画とも調整を図りつつ、道に関連する遺跡の厳密な保存管理に当たるものとし、以下に記す諸点について十分配慮するものとする。

参詣道に付属して指定された社寺境内については、以下の口の項で述べる社寺関連遺跡と同様の保存管理の方法とする。

備崎経塚群については、全域が熊野本宮大社の所有地であり、今後とも史跡等の保存と活用を目的とする整備事業以外に現況を変更する計画が生起する可能性は少ない。平成13年度の発掘調査で調査研究の緒についたばかりであり、今後、「備宿」と考えられる地点を含め計画的に調査研究を進め、適切な整備を行う必要がある。また、本経塚群や「備宿」と考えられる地点が所在する区域は熊野本宮大社の所有地であり、保存管理・整備活用に当たっては所有者とも十分な協議・調整を図ることが必要である。

大峯奥駈道の「宿」のうち、和歌山県側で唯一遺っている「吹越宿」では現在も宗教活動が行われている。町有地であることから現状変更等の可能性は極めて低いが、現状での保存に努めるとともに自然景観の保全に努める必要がある。現在は修法を行う場所のみが保全されているが、「宿」全体の保存を図るために、周辺部の確認を目的とする発掘調査を部分的に行う必要もある。

近世の街道整備に伴い設置された一里塚や旅人に休息の場を与えてきた茶屋跡は、新道が開設されるのに伴ってその利用度が低下し、存在意義を無くし廃れたまま今日に至っているが、いずれも参詣道と一体となって機能した重要な遺跡である。これらの交通関連遺跡は森林内に所在するため、森林施業との調整を図りつつ、適切に保存管理を図る必要がある。また、発掘調査や歴史資料によりその内容を十分把握した上で整備を行い、休憩所等としての活用を図ることも検討する必要がある。

町石・供養碑・道標・石仏といった石造の工作物は、基本的に当初の位置を維持しているものと考えられる。原位置を保っていないものであっても、近年に移動させられたもの以外は既に歴史的な蓄積を持つ景観の構成要素としての評価が可能であることから、それらの現状での保存に努めることとする。また、明らかに原位置を保っていないと判断されるものについては、学術調査等により確実に原位置が確認された場合に原位置に移設することを検討する。

湯峯温泉の「つぼ湯」は、河川内に形成された甌穴に湧出する温泉に小規模な木造の湯屋が設けられているため、湯屋の部材の傷みが著しくなったり、河川の増水により湯屋そのものが流失したりした経緯がある。湯屋は地域の財産区により共同の所有・運営が適切に行われており、現状の素朴な外観は観光客にも馴染み深いものとなっている。したがって、増水等による災害時の大規模修理や再建に当たっては、旧態での修理・再建を行うよう財産区とも十分な協議を行う必要がある。

ロ 社寺関連遺跡

熊野三山や高野山は、既に観光地としても広く周知されている。そのため、これまで観光面のみを強調するかのような整備・活用を進めてきた傾向がある。今後は和歌山県及び管理団体である市町の文化財保護部局が所有者及び行政の関係諸機関等と十分協議を行い、文化財・文化的景観の適切な保存管理及び整備・活用と観光とをいかに協調させるかについて共通の認識を形成していく必要がある。

また、各社寺では、現在の境内において将来的に宗教活動に伴う各種の整備計画を持っている。境内及び関連遺跡については、原則として現状維持的な保存を図ることが基本的な方針となるが、各社寺により構成要素の性質・立地環境等が異なるため、以下に記す諸点について十分配慮するものとする。

- ① 各社寺とも現在に至るまで宗教活動が継続されてきたことに文化遺産としての意義が見出せることから、宗教活動の維持と文化財としての保存との調和が不可欠の視点である。ただし、各社寺とも将来的に宗教活動に伴う施設の整備計画や、生活の場としての建物の増改築計画を持っている。これらの施設は指定地の歴史的景観を構成するものでもあることから、指定地内を現状変更等を許可しない区域と、宗教活動又は生活の場としての増改築計画に対し現状変更等を許容する区域に区分し、社寺とも調整を図りつつ史跡全体として適切な保存と管理を行っていくこととする。

- ② 熊野本宮大社は、明治22年（1889）の水害により中四社・下四社をはじめとする社殿が流失し、上四社だけが現社地に移築再建された。そのため社殿の再建復興が計画されているが、社殿の再建については建築様式等旧規に拠ることを基本とする。
- ③ 熊野本宮大社以外の各社寺は、明治初年（1868）の政府による神仏分離政策により今日見る姿となったが、境内の地下にはそれ以前に遡る神仏習合時代の遺構が遺されている。そのため、原則として現状での保存を図ることとし、建築物又は工作物の設置等に伴う土地の形質変更、木竹の植栽及び伐採に当たっても地下の遺構・遺物の保存に十分配慮し、必要に応じて事前に発掘調査等の学術調査を行うこととする。
- ④ 各社寺の歴史的な建築物及び工作物については、国宝又は重要文化財、和歌山県指定有形文化財、有形文化財としては指定されていないものに分けられるが、いずれの建築物又は工作物も構成資産の土地に含まれる要素であることから、文化財保護法の規定に基づき、現状維持を基本とする保存に努める。ただし、解体の過程で創建当初の意匠・構造が判明した場合には、復元についても視野に入れて修理の方法について検討を行うこととする。
- ⑤ 社寺等の管理・運営に関わる事業のほか、構成要素の本質的価値を表す諸要素の管理と復旧（修理）を含む整備に関わる事業、公益上必要と認められる各種の整備事業、学術研究等を目的とする調査等を実施する場合には、構成資産の保存に悪影響を及ぼさない範囲でこれを認める。なお、社寺の宗教行為に伴う様々な事業に当っては、事前の発掘調査等により地下遺構を含めた遺跡の内容のさらなる把握に努めるとともに、遺構の保存及び周辺環境との調和に十分配慮することとする。
- ⑥ 境内地の橋や石造の工作物などは現状に見る姿となってから久しいものも多く、それ自体がすでに歴史的景観を構成する要素ともなっている。したがって、いずれも現状での保存を第一義とする。
- ⑦ 境内林・参道の並木については、衰亡・枯損といった問題が生じるおそれがあるため、所有者及び市町村教育委員会との連携の下に樹勢の変化について経過観察を行い、樹木医による定期的な診断を実施する必要がある。
- ⑧ なお、高野参詣道町石道及び金剛峯寺境内については、昭和52年度に和歌山県教育委員会が保存管理計画を策定し、『高野山町石・金剛峯寺境内保存管理計画策定報告書』が刊行されている。同報告書に示された境内地の保存管理の方針は以下のとおりであり、今後ともこれらの方針に基づくこととする。

i 宗教施設の建設

宗教活動に関連する施設の建設に当っては、事前に地下遺構の調査を実施し、遺構の保存を図る構造とした上で、原則として境内の文化的景観を阻害しない範囲内において建設を認める方針とする。

ii 山林の伐採

奥院のスギ並木等の歴史的な景観を残している地域における樹木の伐採については、遺構・遺物の保存上又はスギの保護上必要とされるもの、若しくはやむを得ないものを除き禁止する。また、金剛峯寺山林部が管理する山林につい

ては、平均伐齢期に達した時点において、更新を前提として皆伐を認めることとする。

スギ並木を構成しているスギ又は他の巨樹及び今後スギ並木等の構成要素となり得る樹木については伐採を禁止する。

iii 奥院地区の墓地

今後、奥院の墓域に建設される墓碑については、霊地としての景観を維持できる形式のものであれば建設を認める方針とする。

- ⑨ 熊野速玉大社の旧社地に位置する「ゴトビキ岩」及び「天磐盾」に擬される熊野酸性岩の岩壁は、いずれも熊野速玉大社の所有地に含まれ、信仰の重要な対象でもあることから、原則として現状維持を基本とする厳密な保存管理を行うこととする。

- ⑩ 補陀洛山寺と浜の宮王子跡は神仏習合の信仰形態を残すが、海岸線の近隣に位置することから、紀伊半島沖で発生が予想されている巨大地震により発生する津波の浸水域に想定されている。境内の建築物は流失倒壊の可能性も想定されることから、津波被害の緩和等の対策を検討することが必要である。

ハ 自然的名勝地

① 地形（山岳・丘陵・河川・海浜等）

【名勝 那智大滝】

自然の営為による造形であり、信仰の対象でもあることから、現状変更等の行為が生起する可能性は少ないものと考えられる。

滝を取り巻く社有林は古くから神社により禁伐林とされてきたことから、地形の崩落以外に大幅に変化することなく今日まで景観が維持されてきた。今後とも周辺の地域を含め、自然的景観・文化的景観を総体として保存管理していく視点が必要である。

二 動植物種及び地質鉱物（天然記念物）

① 地形（山岳・丘陵・河川・海浜等）

（該当する構成要素はない。）

② 樹林（天然林・人工林）

【天然記念物 那智原始林】

原則として現状での厳密な保存管理を行うこととするが、その性質及び立地環境により、以下に記す諸点について十分配慮するものとする。

- ・人為的管理は極力行わず、自然の遷移による森林の更新に委ねる。
- ・指定地内には、新たな遊歩道等の施設は設置しない。
- ・天然記念物としての指定地に隣接する山麓には関西電力株式会社那智発電所が所在し、指定地内に発電用導水路が設置されている。これまでも導水路の維持管理のため小規模な修理工事が度々行われ、現状変更等を許可してきた経緯もある。このことから、今後とも維持管理及び補修工事については従来の範囲内にとどめることとする。

③ 樹木

【天然記念物 熊野速玉神社のナギ】

原則として現状での厳密な保存管理を行うこととするが、踏圧等による土壌硬化に対する対策を適宜実施してきたところである。ただし、今後も樹勢の変化を的確に把握するために経過観察を定期的実施することが必要である。

B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

イ 参詣道

自然地形は道としての史跡の本質的価値と密接に関わる要素であるため、厳密に保存するとともに、き損した場合は本質的価値を損なわないよう復旧を図る。

王子及び王子社や一里塚・茶屋跡に群生する樹木がさらに繁茂することにより、地形や地下の遺構・遺物に悪影響を及ぼすことが予想される場合には、伐採・抜根を含め適切な対応方法について検討する。

案内板や道標など標識類等については、規模・色彩・材質等の観点から景観との調和に努める。

既設の電柱・電線については、将来的な移設も視野に入れ関係機関等と調整を行う。

ロ 社寺関連遺跡

社務所・寺務所・灯籠・鳥居・御手洗・宝物殿・案内板・説明板など、宗教行為及び社寺の管理を円滑に行うために必要とされるもの以外の建築物又は工作物については、規模・色彩・材質等を考慮するとともに、本質的価値に悪影響を与えている場合には、それらの撤去も念頭に置いた緩和策について検討する。

社寺の境内林は社殿堂塔と一体となって独特の景観を形成しているが、本質的価値に悪影響を与える可能性のあるものについては、伐採・枝打ち等の適切な対応を行う。社寺境内に駐車場等が設置されている場合には、修景について検討する。

ハ 名勝地及び動植物種・地質鉱物

名勝那智大滝及び天然記念物那智原始林の指定地内では、樹木の立ち枯れが散見される。

これらの自然的な名勝地や動植物種・地質鉱物（天然記念物）については、人為的管理を極力行わず、自然の遷移による更新に委ねることが最良であると考えられる。しかし、樹種及び原因等の調査を行い、適切な対策について検討することも必要である。

(2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

A 自然的要素

各参詣道周辺の森林の態様は、スギ・ヒノキなどの人工林、照葉樹林、二次林等様々である。高野参詣道町石道及び京大坂道不動坂沿いには金剛峯寺が択伐により維持してきたコウヤマキの純林が残るほか、林業活動の中で形成されたスギ・ヒノキなどの人工林もある。熊野参詣道・大峯奥駈道も含め、各参詣道の周辺地域は大半が森林で覆われている。これらの参詣道周辺に展開する森林については、文化的景観として良好に保全されていることから、それらの適切な保全に努める。

現在の景観を維持していくため、地域住民の農耕に関わる諸活動や森林所有者の林業活動等との調和を図りつつ、森林法・自然公園法・県立自然公園条例・市町の景観条例等により適切に保全を図る必要がある。

熊野三山及び高野山周辺の森林では、森林法に則って計画的な林業が営まれており、文化的景観が良好に維持されている。また、社寺有林はもともと各社寺の社殿堂塔の新築・増築・改築に用いる建築用材として利用され、各寺社の経済的な基盤を成してきたものでもある。そのような歴史的経緯に鑑み、構成資産の周辺環境を成す社寺有林の保全と管理について、所有者である当該社寺とも十分な調整を図りつつ進めることとする。

熊野川沿いには滝・奇岩・淵及びそれらを取り巻く森林などの自然的景観・文化的景観が良好に保全され、吉野熊野国立公園として指定されている。今後ともこれらの自然的景観・文化的景観の保全を図るため、河川関係機関・国立公園関係機関とも十分な協議と調整を行う必要がある。

B 人文的要素

各参詣道沿いの集落は、個々の家屋等の建造年代が比較的新しいものの、集落の位置・形態は近世から近代にかけての姿を伝え、長い年月をかけて形成されてきた文化的景観の一部を成す。そのため、地域住民や土地所有者との合意形成を図りつつ、他の法令による規制をも踏まえ適切に保全を図る必要がある。

熊野三山及び高野山は古くから宗教的な霊場として広く周知されてきたところであるが、近代以降、参詣や巡礼が行楽の側面を持つようになったことから、ともすれば観光優先の開発が進められてきた。しかし、熊野三山及び高野山は高い価値を持つ文化財の集中地区であり、信仰と直接関連する良好な文化的景観を保持している地域でもある。したがって、今後は関係機関・関係者とも十分な協議・調整を行い、史跡等としての適切な保存管理を十分踏まえた周辺地域の保全対策を確実に進めることが必要である。

4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準

(1) 現状変更等の考え方

構成資産の土地である史跡等の指定地内における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、「文化財保護法第125条1項」、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号」、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」（平成12年4月28日付け文化庁次長通知）に基づき、その取扱基準を下記のとおり定める。（法令については添付資料を参照のこと。）

なお、史跡等の指定地内において想定される現状変更等の行為は次のとおりである。

- ① 建築物の新築・増築・改築又は除却
- ② 工作物（道路・石垣・水路・鉄塔・防災施設・看板・説明板等）の設置・改修・除却
- ③ 土地の形質変更
- ④ 木竹の植栽・伐採
- ⑤ 構成資産の本質的価値を表す諸要素の復旧（修理）をはじめとする各種の整備事業

(2) 現状変更等の取扱い

イ 交通関連遺跡

① 歴史的な道（参詣道）

日常的維持管理、自然災害に対する復旧以外の現状変更等については、原則として許可しない。

ただし、社寺等の宗教行為に関連する必要最小限の施設整備事業をはじめ、史跡の管理・運営上又は公益上必要と認められる各種の整備事業、本質的価値を構成する諸要素の復旧（修理）等の整備事業、学術研究を目的とする調査等を実施する場合の現状変更等については、史跡等の保存に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。

また、通行者の安全及び路面の保存のための木竹の伐採や、景観を阻害している工作物の撤去については許可する。

なお、管理団体又は和歌山県文化財専門職員立会いの下、日常的な流水等により路面の土砂が流出した箇所に、土砂の充填を実施して指定当時の原状（現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復旧する、いわゆる「道普請」については、文化財保護法第125条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に基づく史跡等の「維持の措置」として取扱うこととし、文化財保護法に基づく史跡等の現状変更等に係る許可等の申請を要しない。「道普請」として取扱う行為は、参詣道路面の流失した土砂の補充と土砂の補充のための横木等の設置及び石畳道や石階段上に堆積した土砂の除去の範囲に限る。

また、路面だけでなく参詣道そのものが崩壊又は流失した場合に、崩壊又は流失以前と同材料・同工法で復旧を行う場合は、文化財保護法第120条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則第6条に基づくき損届の提出、同法第127条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則第1条に基づく復旧届の提出を要する。

② 河川（熊野川）

河川工事、橋梁架設工事、河川砂利の採取、土地の掘削、工作物の設置などの行為が予想されるが、史跡の指定区域が河川区域と重複することから、周辺住民の生命や財産を守るため河川管理者が実施する河川工事、地域住民の交通困難を解消するための橋梁架設工事、河床整備のための砂利の採取又は掘削、船舶交通の障害除去のため必要とされる河床の掘削及び公益上必要と認められる工作物の設置以外の現状変更等については、原則として許可しないこととし、河川としての形態や環境保持を図る。

ただし、河川管理者が実施する浚渫及び河川除草又は支障木の伐採については文化財保護法第125条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に基づく史跡等の「維持の措置」として取扱うこととし、文化財保護法に基づく史跡等の現状変更等に係る許可等の申請を要しない。

③ 参詣道関連遺跡

原則として現状変更等を許可しない。

ただし、社寺等の宗教行為に関連する必要最小限の施設整備事業をはじめ、構成資産の管理・運営上又は公益上必要と認められる各種の整備事業、構成資産の本質的価値

値を構成する諸要素の復旧（修理）等の整備事業、学術研究を目的とする調査等を実施する場合の現状変更等については、構成資産の保存に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。なお、王子・王子跡についても同様の取扱いとする。

構成資産の景観に適合した木竹の植栽、構成資産の保護のための木竹の伐採又は植栽については許可する。また、湯峯温泉つば湯の小屋掛けを修理し又は建て替える場合には、旧規に復することを条件として許可するものとする。

参詣道の関連遺跡の景観を阻害している鉄塔等の工作物等の撤去については、許可する。

□ 社寺関連遺跡

① 熊野三山

原則として、構成資産の土地である史跡の保護の観点から現状変更等を許可しない。

ただし、公益上必要と認められる施設の整備事業、本質的価値を構成する諸要素の復旧・修理等の整備事業、学術研究を目的とする調査等を実施する場合の現状変更等については、史跡に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。

史跡等の景観に適合した木竹の植栽、史跡等の保護のために必要とされる木竹の伐採又は植栽、景観を阻害している建築物又は工作物の撤去については許可する。

熊野速玉大社の境内における史跡の保護の観点からの各種の現状変更等については、本質的価値を構成する諸要素の分布状況等の特性に応じて、指定地内を原則として現状変更等を許可しない区域と許可する区域に区分し、区域ごとに保存のための段階的な規制を以下のように定める。

i 原則として現状変更等を許可しない区域

信仰の対象としての中心的区域であることから、原則として現状変更等は許可しない。

ただし、日常的な維持管理及び本質的価値を構成する諸要素の復旧や修理等の整備事業、区域内の各種標識の整備、学術研究を目的とする調査等を実施する場合については、史跡等の保存に悪影響を及ぼさない範囲で現状変更等を許可する。

また、神社の景観を整えるための整備事業や景観保護のために必要な木竹の伐採又は植栽については許可する。

ii 現状変更等を許可する区域

社職員の住宅・参詣者用駐車場・武道館として利用されている区域であり、宗教行為の中心的な区域を外れることから、建築物及び工作物の新築・増築・改築については保存に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。また、区域内の整備事業についても同様とする。ただし、これら事業に際しては、事前に発掘調査等の学術調査を実施し、重要な遺構等が検出された場合は事業の計画変更等を図るものとする。

史跡の景観保護のために必要な木竹の伐採又は植栽については、許可する。

② 高野山

原則として史跡の保護の観点から、現状変更等を許可しない。

ただし、公益上必要と認められる施設の整備事業、本質的価値を構成する諸要素の復旧・修理等の整備事業、学術研究を目的とする調査等を実施する場合の現状変更等

については、史跡に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。

史跡の景観に適合した木竹の植栽、史跡等の保護のために必要とされる木竹の伐採又は植栽、景観を阻害している工作物等の撤去については許可する。

史跡金剛峯寺境内奥院地区における現状変更等の許可基準については、以下のとおりとする。

i 宗教関係施設の建設について

宗教活動を継承していく上で必要最小限の施設については、景観・遺構等の保存について十分配慮し、原則として認める。

ii 墓碑の新たな建立について

a 形態

五輪塔・宝篋印塔・板碑・多層塔・無縫塔・笠塔婆・竿墓・自然石・灯籠・四十九院（柵）・鳥居・仏像・覆屋やこれらに附属するもの及びこれらに類するもの。

b 規模

占有面積：現在の墓域面積以内とする。（既に築盛された墓域を拡大しない。）

高さ：原則として3m以内とする。

深さ：地下遺構の保存について十分配慮する。

c 材質

石材、金属類

iii 既存墓碑の改修について

形態・材質については前項に準じる。ただし、占有面積・高さについては現状の規模以内とする。

iv 土葬の取扱について

当該地域の一部においては、現在もなお信仰上土葬の形態を継承している。このため、土葬及びこれに係る木製卒塔婆と同附属物の建立については、現状変更の対象としない。

v 句碑・歌碑の新設について

a 条件

(ア) 高野山を詠ったもの。

(イ) 歴史的及び文学的評価を受けたもの。

b 規模

占有面積：10㎡以内とする。

高さ：原則として3m以内とする。

深さ：地下遺構の保存について十分配慮する。

c 材質

石材

vi その他の施設の建設について

a 防災等施設

自然災害等に対する施設については、景観・遺構等の保存について十分配慮し、原則として認める。

b その他の施設

原則として認めない。

vii 既存施設の修理について

景観・遺構等の保存について十分配慮するものとする。

viii 山林の伐採について

a 旧墓地地区の禁伐林

当該地に所在する大杉等は宗教法人金剛峯寺が禁伐林として保存しており、その考えを尊重し危険防止等やむを得ないものについて認める。

b その他の山林について

禁伐林以外の山林については、宗教法人金剛峯寺の山林施業計画に基づき平均伐齢期に達した山林の皆伐は認めるものとする。ただし、山林施業計画に基づく植林及び間伐は現状変更の対象としない。

上記の基準により、奥院地区の大家家墓地以外での個人等の墓地造営又は維持の措置に類する現状変更等については和歌山県教育委員会がその可否について判断を行い、その結果を文化庁に報告することとする。

ハ 自然的名勝地及び動植物種・地質鉱物

原則として現状変更等を許可しない。

本質的価値の保存のために学術研究を目的として実施する調査等に関する現状変更等については、保存に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。

山麓に所在する発電施設の維持のための小規模な維持補修工事については、同規模・同程度の範囲内で許可する。

樹叢の生育環境を改良するための現状変更等については、構成資産に悪影響を及ぼさない範囲で許可する。

景観に適合した木竹の植栽、構成資産の保護のために必要とされる木竹の伐採や植栽については許可する。

5 管理及び復旧

(1) 管理及び復旧の内容

A 管理

構成資産の土地である史跡等の管理には、保存行為と利用行為がある。保存行為には、見回り・除草・清掃等の維持的措置、防火設備・消火装置等の防災施設の設置、標識・説明板、境界線、囲いなどの保存施設の設置などの積極的措置をはじめ、応急的なものその他の小規模な復旧の措置を含む。特に参詣道では、周辺樹木の倒木や枯枝落下により歩行者を直撃する等の事故発生の可能性があるため、維持的措置である定期的な見回りと危険の認知が必要である。

維持的措置とした利用行為とは、土地・建物の賃貸、宗教活動等を内容とする。なお、このうち防災施設の設置及び標識・説明板、境界線、囲いなどの保存施設の設置については、土地の掘削又は景観の改変を伴う行為でもあることから、史跡等の現状変更等の行為として取扱うことが適切である。

B 復旧

復旧は史跡等がき損し衰亡している場合に、それをき損・衰亡する前の状態に戻す措置をいう。ただし、実際には、創建当時の形にまで戻す場合や史跡等が指定された時点に戻す場合等があつて、対象となる史跡等の内容・性格等によって種々である。

なお、新たに復原整備する場合は、復旧とは別の行為に当たる。

（２）管理及び復旧の主体

史跡等の管理及び復旧の主体は、原則として所有者及び管理団体とする。

6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準（緩衝地帯）

構成資産と一体を成す周辺環境は、自然的・文化的景観を成す地域でもあり、これらの地域については構成資産の効果的な保護を行うため緩衝地帯として法的保護措置を講じることとした。緩衝地帯において、適切な保全を行うためには、関係省庁、和歌山県の関係部局、関係市町との連携の下、表 9～13に示す法律及び和歌山県・当該市町が定める条例等の適切な運用に当たることとする。

表 9. 構成資産の土地の周辺環境を構成する要素の法的取扱基準一覧 (1/2)

構成資産の名称	法 令 名	地 域 地 区
熊野参詣道 (中辺路)	文化財保護法	史跡
	自然公園法	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域
	河川法	河川区域
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野
	森林法	保安林
	都市計画法	第2種住居地域
	海岸法	海岸保全区域
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	上富田町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	新宮市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
熊野参詣道 (小辺路)	自然公園法	第2種特別地域 第3種特別地域
	森林法	保安林
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	高野町景観条例	準景観地区 景観計画区域
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
熊野参詣道 (大辺路)	文化財保護法	史跡
	自然公園法	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域
	森林法	保安林
	河川法	河川区域
	都市計画法	第一種住居地域 商業地域
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	和歌山県立自然公園条例	第3種特別地域
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例	文化的景観保護地区
	熊野古道大辺路新田平見、富山平見、飛渡谷及び清水峠周辺の文化的景観保護に関する条例	文化的景観保護地区
	すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例	文化的景観保護地区
	那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
熊野参詣道 (伊勢路)	森林法	保安林
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	新宮市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
熊野参詣道 (熊野川)	自然公園法	第2種特別地域 第3種特別地域
	河川法	河川区域
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
大峯奥駈道	自然公園法	第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域
	森林法	保安林
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	新宮市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区

注

注

表 10. 構成資産の土地の周辺環境を構成する要素の法的取扱基準一覧 (2/2)

構成資産の名称	法 令 名	地 域 地 区
熊野三山	自然公園法	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野
	都市計画法	第1種住居地域 商業地域 準工業地域
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	新宮市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	田辺市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
那智大滝	自然公園法	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
那智原始林	自然公園法	特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野
	森林法	保安林
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
熊野速玉神社のナギ	都市計画法	第1種住居地域 商業地域
	新宮市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
高野参詣道	文化財保護法	史跡
	自然公園法	第1種特別地域 第3種特別地域 普通地域
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野
	森林法	保安林
	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	和歌山県立自然公園条例	第3種特別地域
	橋本市歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	かつらぎ町歴史文化的景観保全条例	景観保全地区
	九度山町高野山町石道周辺景観保護条例	文化的景観保護地区
	高野町景観条例	準景観地区 景観計画区域
金剛峯寺境内	文化財保護法	史跡
	自然公園法	第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域
	高野町景観条例	景観地区 景観計画区域
丹生都比売神社境内	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	和歌山県立自然公園条例	第2種特別地域 第3種特別地域
慈尊院・丹生官省符 神社境内	和歌山県景観条例	特定景観形成地域
	和歌山県立自然公園条例	第2種特別地域 第3種特別地域
	九度山町高野山町石道周辺景観保護条例	文化的景観保護地区

注) 市町村合併又は法令準拠のための条例改正が行われたため、名称の変更があったが、保全内容に関しての変更はない。

表 11. 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (1/3)

法令等名称	目的	概要
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とする。 霊場の一つの高野山の一部は、史跡として指定し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保する。	文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定めている。 許可等を定める行為は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、許可又は同意が必要である。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 霊場と参詣道の一部について、吉野熊野国立公園及び高野龍神国定公園の特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	国立公園の保護と適正な利用を図るために、許可、届出、又は協議を要する行為を定めている。 工作物の新築・改築・増築、河川・湖沼等の水位・水量の増減、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、鉱物の採掘、土石の採取を行う場合等には、許可、協議又は届出が必要となる。
河川法	河川の洪水・津波・高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように、総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、公共の福祉を増進することを目的とする。 参詣道の一部について、緩衝地帯としての環境の保全を法的に担保している。	河川の洪水・津波・高潮等による災害の発生防止や適正な利用、流水の正常な機能維持、河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理するために、河川管理者の許可を要する行為を定めている。 流水・土地の占用、河川区域内の土石採取、工作物の新築等、土地の掘削、竹木の流送等その他河川の流水について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為は、許可が必要となる。

表 12. 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (2/3)

法令等名称	目的	概要
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 参詣道の一部の周辺については、国が国有林野として適切な管理経営をしており、緩衝地帯としての景観・環境を保全している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、管理経営基本計画を定め、それに基づき、国有林野の地域管理経営計画を定める。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良・治山事業の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。
森林法	森林計画、森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的とする。 参詣道及び霊場の一部の周辺について、保安林として、霊場と参詣道の緩衝地帯の景観・環境の保存を担保している。	水源のかん養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため保安林の区域を指定するとともに、許可を要する行為を定めている。 許可又は協議を要する行為は、立木の伐採、土地の形質を変更する場合である。 なお、各保安林で定められている立木の伐採や植栽の方法等の行為制限の範囲内で実施する必要がある。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とする。 霊場の一部について、開発行為が制限され、環境の保全及び土地利用を適切に維持している。	無秩序な市街化の防止、計画的な市街化を図ることを目的として、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分等を定めるとともに、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。 許可又は協議を要する行為は、建築物の建設又は特定工作物の建設目的で、開発行為を行う場合である。
海岸法	自然災害の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境を保全し、適正に管理することを目的とする。 参詣道の一部について、緩衝地帯としての環境の保全を法的に担保している。	海岸の適正な利用を行うために、海岸管理者の許可を要する行為を定めている。 工作物を設置して占用する場合や土石(砂)の採取、施設等の新設・改築、土地の掘削、切土、盛土などの行為は、許可が必要となる。

表 13. 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要 (3/3)

法令等名称	目的	概要
景観法(地方公共団体が定める景観条例及び景観計画)	和歌山県(高野町・有田川町除く)又は高野町の優れた景観の保全を図り、また良好な景観の形成を促進することを目的する。 参詣道及び霊場の周辺について、各景観計画で景観計画区域として、景観条例に基づき、緩衝地帯の景観・環境の保存を担保している。	和歌山県では県知事へ届出を要する行為及び行為の基準を設けている。高野町では町長へ届出を要する行為及び行為の制限の基準を設け、さらに景観地区及び準景観地区において、認定又は許可を要する行為及び基準を定めている。 届出、認定又は許可を要する行為は、建築物・工作物の新築、増築、改築、外観色彩の変更、土地の形質の変更、屋外における土砂、廃棄物等の物件の堆積又は水面の埋立を行う場合である。
和歌山県立自然公園条例	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図るとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 参詣道について、緩衝地帯の景観・環境の保存を担保している。	県立自然公園の保護と適正な利用を行うために、許可を要する行為を定めている。 工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土砂の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、指定する区域において木竹の損傷、動物を放つこと、屋外における指定する物の集積・貯蔵指定する植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可が必要である。
地方公共団体が定める自主条例	優れた景観の保全・創造を図り、これらを後世へ引き継ぐことを目的とする。 参詣道を中心に、霊場の一部についても、紀伊山地の霊場と参詣道としての景観・環境の保全を担保している。	届出を要する行為及び届出た場合に要請すべき基準を定めている。 首長への届出を要する行為は、工作物の新築、増築、改築、外観色彩の変更、広告物等の設置、形態、又は外観の色彩の変更、土地の形状の変更、鉱物の掘採又は土砂の採取、水面の埋立、木竹の伐採の場合である。

第Ⅳ章 整備・活用

1 目的

古来、人々が往来してきた道は、時代の移り変わりとともに生まれ、変容しつつ維持されてきたものである。したがって、道自体がそれぞれの時代の歴史・文化を色濃く反映する文化遺産であるとともに、道が歴史・文化の流れを導き伝えて来たともいえる。このように、「道」は空間としての自然環境・人文環境及び有形・無形の様々な要素が絡み合っ

て成立しているものであることから、道の歴史性・文化性を後世に伝達するためには、適切に整備を行い、地域の風土と一体的に保存・活用していく視点が重要である。

整備に当たっては、各々の「道」の特性を十分考慮し、現状における形態の維持を基本としつつ必要に応じて機能と構造の復旧・復原を行い、利用者の便益のための諸施設を設置することを基本とする。

このような基本的な考え方を踏まえ、和歌山県では平成10年（1998）度に『和歌山県「歴史の道」活用推進総合計画』を策定し、県下における熊野参詣道や高野参詣道を含む歴史の道の総合的な整備活用の在り方を示した。詳細は上記の計画に譲り、ここでは基本方針のみを記述することとする。

2 基本方針

地域の歴史・文化・自然を一体的に保全しつつ参詣道を保護（保存活用）していくとの観点から、それぞれの道の特性を考慮し、現状における形態の維持を前提としつつ、必要に応じて機能と構造の復旧・復原を行い、沿道に遺された歴史的・文化的遺産を保存し、道とそこに表出する歴史・文化を自ら体験し学べる場として整備することとする。そのためには、以下の諸点を踏まえることが必要である。

- （１）事実に基づかない過剰な整備を行ってはならない。
- （２）指定区域が連続していない箇所については、参詣道としての連続性を周知させるための標識等を設置することが必要である。
- （３）道に関連する交通関連遺跡には各種の石造物・一里塚・茶屋跡・渡し場等があるが、これらは道とその周辺の空間を構成する重要な要素として、積極的に整備を図るものとする。
- （４）便益施設を過剰に設置することは沿道の景観保全上好ましくないため、道の歴史性や周辺の自然環境に調和した意匠・構造のものを必要最低限の範囲で設置するものとする。茶屋跡等の発掘調査の成果に基づき、復元的に整備した茶屋を便益施設に充てるなどの方法も有効である。
- （５）標識は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」であることを理解するための補助的施設であることから、道の特質に合わせて意匠・構造を統一することにより、分かり易くすることが必要である。そのため、三重・奈良・和歌山の３県が作成した世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のロゴマークを併記したり、各参詣道ごとにシンボルマークを作成して併記する。なお、標識は道の風景を構成する重要な要素ともなるため、それらの意匠・構造は景観に調和したものとする。
- （６）歴史の道が貴重な文化遺産であることを多くの人々が理解し、その適切な保存活用が進むように、情報発信、学習を通じた人材の育成、サービス情報の提供のみならず、地域の活性化等をも視野に入れた拠点施設の整備が必要である。

第Ⅴ章 運営体制

1 関係機関の連携

保存管理の基本方針と方法を徹底させ、適切な整備活用を遅滞なく進めるために、以下のように組織・体制を整備することとする。（図3、図4参照）

（１）県と市町との連携

平成12年（2000）に設置した「和歌山県世界遺産登録推進協議会」については、平成17年（2005）5月9日に和歌山県知事・和歌山県教育長・和歌山県商工観光労働部長（平成22年（2010）3月3日までは企画部長）、和歌山県伊都・西牟婁・東牟婁の3地域の振興局長及び関係市町長及び教育長を委員とする「和歌山県世界遺産協議会」に改組し、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』（以下、「三県協議会」という。）とも連携して、世界遺産の保護（保存と活用）に取り組むこととした。三県協議会は毎年1回以上開催し、同じく毎年1回以上開催する「和歌山県世界遺産協議会」の成果を反映させることとした。また、世界遺産の保護の事業を実際に進めるため、上記の「和歌山県世界遺産協議会」の下に「和歌山県世界遺産協議会幹事会」を設置する。幹事会は毎年1回以上開催し、発生する各種の課題などについて関係者間において解決策の検討を行うほか、保存管理について共通認識の形成を図ることとする。

なお、関係市町間においても、高野地域、熊野地域、大辺路地域の各地域ごとに地域協議会を設置し、「和歌山県世界遺産協議会」の時期に合わせて必ず開催し、地域に根ざした情報の交換・連携を図ることとする。

（２）市町・県・国における連携

以下に示す体制の下に、史跡の所有者又は管理団体である市町をはじめ、三重県・奈良県・和歌山県の各教育委員会、関係機関との間において緊密な情報交換と連携を保つこととする。

イ 3県（三重県・奈良県・和歌山県）と文化庁との間の連絡会議

三重県・奈良県・和歌山県では、先述した三県協議会において、関係地方公共団体間における適切な意思疎通及び情報交換に努めることとしている。三県協議会は各県知事を会長又は副会長とし、保存部門を代表する各県教育長、活用部門を代表する各県知事部局担当部長、各県の市町村代表者で構成し、文化庁・環境省・林野庁・国土交通省から適宜オブザーバーとして招聘している。同時に、従来、世界遺産の推薦に向けて価値評価と保存管理の在り方について専門的な見地から指導・助言を行う機関として設置されてきた「世界遺産三県学術委員会」を三県協議会の専門委員会へと改組した。

専門委員会は年1回開催し、専門的な見地から世界遺産の保存管理について審議するほか、問題が発生した時点において適宜開催して審議を行うこととしている。

また、三県協議会の下に3県事務担当者による連絡会議を設置し、必要に応じて文化庁・環境省・林野庁・国土交通省の現地担当者をオブザーバーとして加え、連絡会議を定期的に開催し、保存管理に関する種々の問題が生じた場合には迅速かつ適切に対応できるよう努めることとしている。

さらに、三県協議会での調整結果については速やかに文化庁に報告し、必要に応じ

て関係省庁とも協議しつつ、円滑な意思疎通及び情報の共有に努める。

ロ 和歌山県関係部局による連携

和歌山県においては、平成12年（2000）6月14日に世界遺産登録事務を円滑に推進するための組織として、関係各部局を横断する「和歌山県世界遺産登録推進本部」を設置し、世界遺産一覧表への推薦作業を終えた後に「世界遺産推進本部」へと改組し、それ以降は世界遺産の保存と活用に係る諸問題の調整を行っている。さらに、平成19年（2007）度から、世界遺産に係る関係部局を横断する諸問題の調整の責任者として、商工観光労働部観光局長（平成21年（2009）度までは企画部地域振興局長）をヘッドクォーターとしている。また、平成22年度には、庁内に管理調整員制度を設けて、年1回の研修を行うとともに、県事業における世界遺産関連情報の収集を行っている。

また、世界遺産の保存と適切な活用を現地で担当する施設として、平成17年4月1日から「和歌山県世界遺産センター」が設置されている。

（3）社寺との連携及び調整

各霊場の中核を成すのは社寺境内であることから、その適切な保存管理と整備活用を実施していく上で各社寺との連携・意思疎通は極めて重要である。そのため、和歌山県をはじめ、社寺境内が所在する市町においては、史跡等の現状変更の取扱いをはじめ、重要文化財の復旧・修理、防災施設の設置等の事業、整備活用の諸事業を円滑に進めるために、日常的に社寺との意見調整に努めることとする。

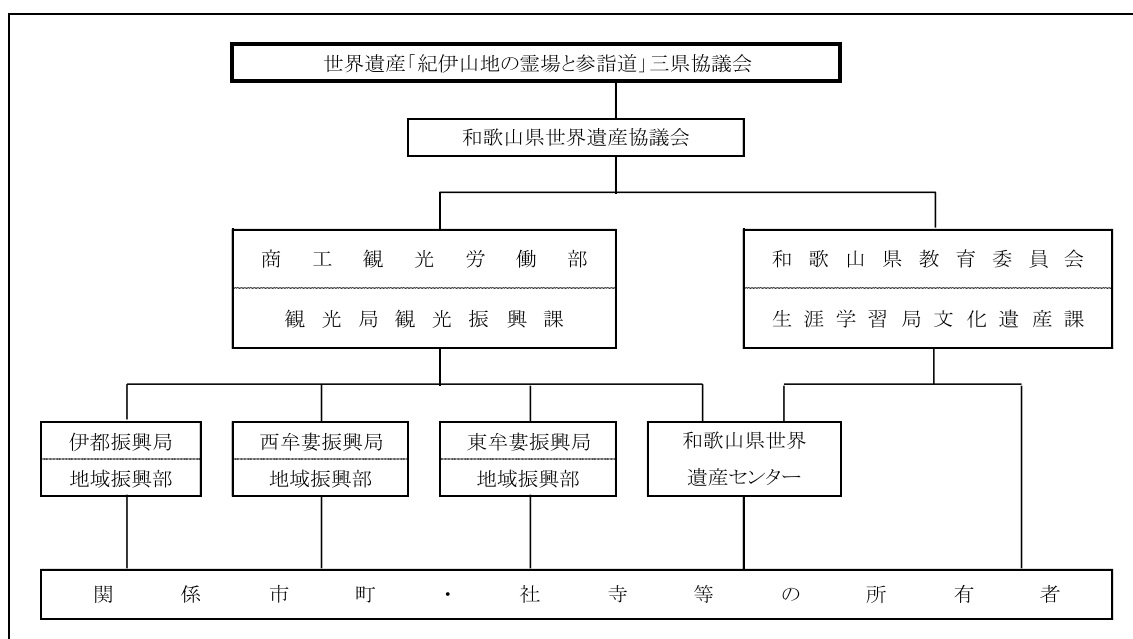


図 3 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織体制

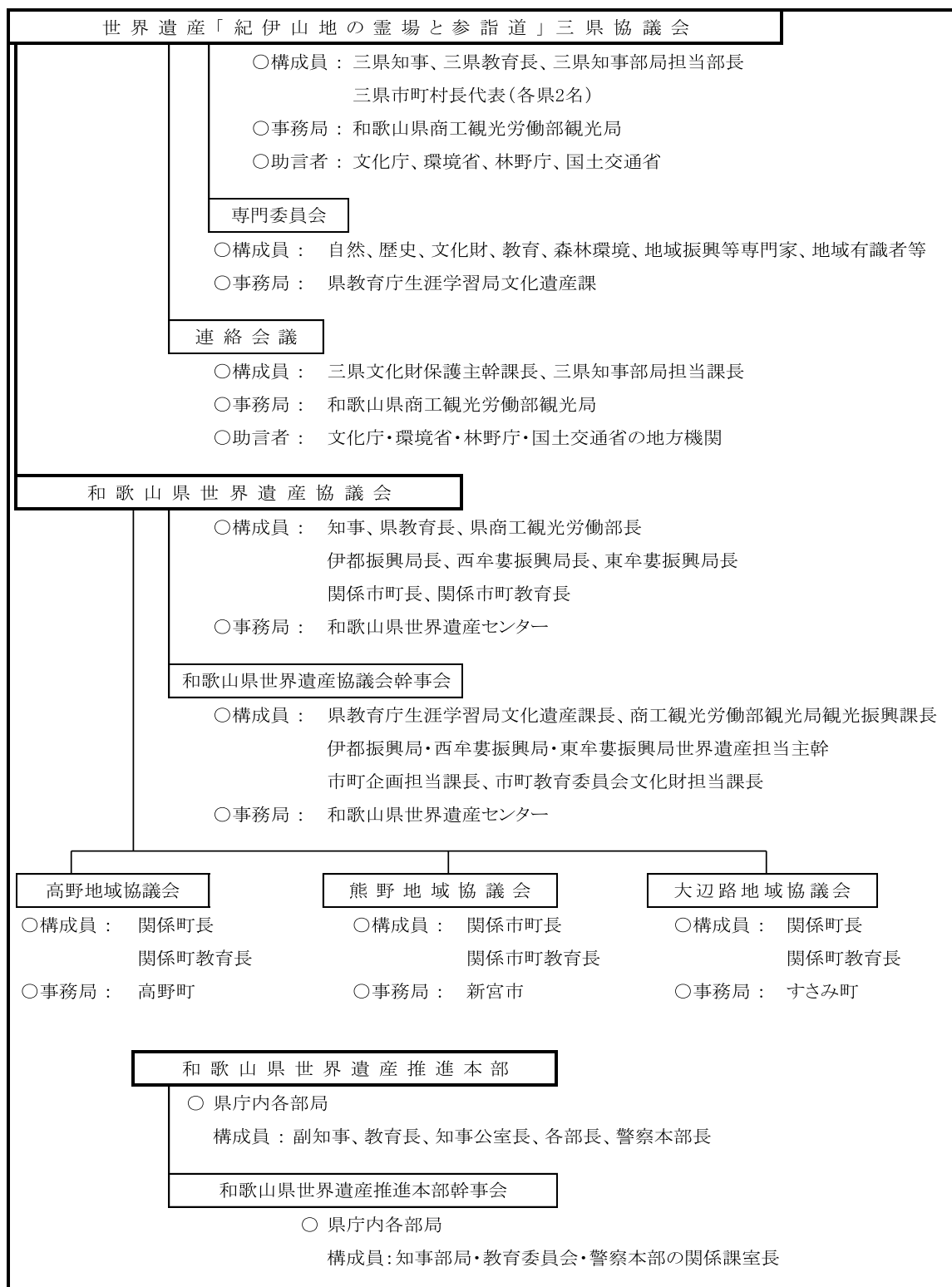


図 4 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る運営体制

2 保存管理体制の整備

(1) 管理団体の指定

参詣道については、個々の史跡等が所在する市町が所有者又は管理団体として確実な保存管理に当たることとする。ただし、熊野川については和歌山県が管理団体として適切な保存管理に当たることとし、熊野参詣道・大峯奥駈道・高野参詣道等参詣道の全体を対象とする包括的な保存管理には和歌山県が当たるものとする。なお、史跡熊野三山及び史跡金剛峯寺境内等の社寺境内と境内に所在する重要文化財に指定された建造物、名勝、天然記念物の保存管理については、それぞれの所有者が行うこととする。

(2) 管理運営に要する人材及び組織の育成

構成資産の管理運営を遅滞なく適切に進めていくためには、各構成資産が所在する市町において文化財担当の専門職員を配置し、組織体制を拡充・強化する必要がある。

しかし、日常的管理については国のパトロール事業や管理団体の一部による巡回が実施されている程度にとどまっているのが現状である。そのため、パトロールを含む日常的維持管理を適切に行うために、「道普請隊」とも呼ぶべき地域住民による保存会が結成され、活動を開始した。また、平成16年（2004）度から県立高等学校において、語り部と参詣道パトロール要員を兼ねた人材の養成を目的として、ワールドヘリテイジレンジャー事業が開始された。このほか、小学生が自ら地域の伝承等を学び交流、発信する語り部ジュニアの取組みも実施されている。

さらに、和歌山県では、民間活力を活用して、参詣道の適切な保全と活用を推進するために、ボランティアで世界遺産及びその周辺でのパトロールや情報収集のほか、普及啓発活動を行う人材を養成するために、研修・試験を行い、和歌山県世界遺産マスターとして認定する制度を設けている。

また、和歌山県世界遺産協議会では、平成18年（2006）度から、各地域の古道保存活用団体や語り部団体等を対象に、的確な情報啓発活動並びに保全意識向上を目的に、保存活用団体連携促進研修事業を開催し、平成21年度からは三重県・奈良県の団体も対象として研修会を開催し、情報交換に努めている。

行政関係では、和歌山県が、平成23年（2011）度から、管理団体を含めた和歌山県内の世界遺産所在の市町を対象として、年1回の担当者会議を行い、また、三県協議会でも、平成24年（2012）度から三県市町だけでなく、文化庁をはじめとする国関係機関の担当者会議を開催し、世界遺産の保全、継承及び活用に係る課題の協議と情報交換を行い、各担当者の資質向上に努めている。

第Ⅵ章 今後の課題

1 情報発信及び意識啓発

和歌山県では情報発信と交流を目的として、平成17年4月1日に各参詣道が合流する田辺市本宮町に「和歌山県世界遺産センター」を開設した。当施設は、これまで各地域に継承されてきた各種の文化遺産の調査研究の場とするのみならず、参詣道などの史跡等の保存・活用に関して様々な活動を行う民間の団体の拠点としても運営している。

また、参詣道の適切な保存と活用のための意識が浸透するよう、平成16年7月8日に3県においては来訪者が遵守すべき8項目から成る「紀伊山地の参詣道ルール」（添付資料2参照）を制定した。

加えて、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について基本理念を定め並びに県及び県民等が担う役割を明らかにし、世界遺産の価値を将来の世代へ確実に引き継ぐことをもって世界の人々の心の豊かさの向上に寄与することを目的とした『和歌山県世界遺産条例』が平成17年2月の和歌山県議会において採択され、同年7月1日から施行された。さらに、これを記念して、毎年7月7日を「和歌山県世界遺産の日」に、7月1日から7月7日までを「和歌山県世界遺産週間」と定めた。

2 史跡の追加指定等

高野参詣道や熊野参詣道には、指定等の保存措置が講じられていない区間が今なお存在する。これらの区間についても、史跡指定に向けた事務を進め、できるだけ早い時期に適切な保存措置を講ずることが必要である。同時に、社寺境内に所在する歴史的な建築物又は工作物で、極めて高い価値を持っているにもかかわらず、所有者等の同意が得られないために重要文化財に指定できなかったものがあり、今後とも指定に向け合意形成に努めていく必要がある。また、参詣道は、他の古道との広域ネットワークを形成していることから、それら他の古道との連続性等の調査・研究を行っていくことが必要である。

3 維持管理と保存整備

世界遺産登録後、来訪者が増加しているため、参詣道のき損が進行する恐れがあるとともに、参詣道の路面や周辺樹木の維持管理が行われていない場合、来訪者の十分な安全を確保することが困難な場合がある。そのため、管理団体の市町を中心として、定期的に十分なパトロールを行うことが必要不可欠である。

また、参詣道の保存整備が実施されてから長期間が経過していることから、参詣道全体的な保存整備の方向性を再検討する必要性が迫られている。保存整備の方向性の検討に際しては、各参詣道の特性に応じた保存整備方法の採用が不可欠である。その一方で、各参詣道における保存整備方法の統一化を図ることも求められる。

4 危機管理

各参詣道は距離が長く、山中を通っているため、災害や事故等に対し迅速で的確な対応が求められる。このため、救急システムの構築、非常時の規制と情報発信、関係機関相互

の連絡体制、携帯電話の不通話地域の解消、参詣道利用者の位置確認のための指標物設置等について管理団体である市町による「危機管理システム」及び「危機管理マニュアル」を整備し、関係機関で共通認識として保持する必要がある。

また、紀伊半島は、台風が多く襲来し、また降雨量が多いため、土砂災害、地形崩壊等の発生のほか、東海・東南海・南海トラフ地震や地震に伴う津波等の自然災害への対応について、想定される被害、初動の対応や復旧方法などを事前に十分に検討する必要がある。

添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法等に基づく 現状変更等の制限

1 文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (以下略)

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (以下略)

2 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

3 文化財保護法施行令第5条第4項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のため使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

4 文化財保護法施行令第五条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日庁保記第226号文化庁次長通知）

共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から、3ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令第5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)
- 3 令第5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (以下略)

添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

1 「人類の遺産」をみんなで守ります。

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産のすばらしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

2 いにしえからの祈りの心をたどります。

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます。

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします。

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

5 計画と装備を万全に、ゆとりを持って歩きます。

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

6 道からはずれないようにします。

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

7 火の用心をこころがけます。

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします。

地域の人たちが古くから守り続けた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

添付資料 3. 史跡等の保存管理基準表

構成要素		交通関連遺跡	社寺関連遺跡	自然的名勝地	動植物種及び地質鉱物
指定の区分	史跡熊野参詣道 史跡大峯奥駈道 史跡高野参詣道	史跡熊野参詣道 史跡大峯奥駈道 史跡高野参詣道	史跡金剛峯寺境内 史跡熊野三山 史跡丹生都比売神社境内	名勝那智大滝	天然記念物那智原始林 天然記念物熊野速玉神社のナギ
	保存管理の方針	原則として現状保存を図る。	関係社寺とも十分調整を図りつつ、原則として現状保存を図る。	関係機関と連携を図りつつ、原則として現状保存を図る。	原則として現状保存を図る。
現状変更の取扱	建築物の新築・増築・改築・除却	原則として許可しない。	原則として許可しない。	原則として許可しない。	原則として許可しない。
	工作物の設置・改修・除却	*ただし、摩・宿・祠・町石・道標・石仏など本質的価値を構成する諸要素の整備をはじめ、社寺の宗教行為の一環として行われるもので構成するもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、森林経営計画に基づいて実施する植栽又は伐採、名勝地の景観を阻害している工作物等の除却については許可する。	*ただし、宗教行為の一環として行われるもので、構成資産の保存と活用に悪影響を与えないもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、森林経営計画に基づいて実施する植栽又は伐採、構成資産の景観を阻害している工作物等の除却については許可する。	*ただし、宗教行為の一環として行われるもので名勝地の保存と活用に悪影響を与えないもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、森林経営計画に基づいて実施する植栽又は伐採、名勝地の景観を阻害している工作物等の除却については許可する。	*ただし、学術調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、防護柵の設置
	土地の形質変更				
	木竹の植栽・伐採				
	復旧・修理等の各種整備事業				
	発掘調査等の学術調査				
周辺地域の環境保全		史跡等の周辺環境として、適切な景観の保全を図る。			